

番号	事業者見解	意見の概要	分野
1	災害に繋がらぬよう、設計及び施工に十分留意し、事業を進めて参ります。	熱海の一件があったのにまだこんな計画が進められているなんて大変遺憾に思います。同じ過ちを繰り返す前にすぐに中止にすべきです。断固反対です!!!	事業計画
	事業地であるゴルフ場は、その周囲を樹林地で覆われており、事業地内においても樹林地や草が残存しています。さらに、緑化整備を計画する等の地域の気温上昇に対する緩和対策に努めます。動植物及び生態系調査は、年間を通じて実施し、予測評価するとともに、その結果を踏まえた環境保全措置を検討いたします。また、調査結果については、専門家の意見を踏まえ、追加調査について検討いたします。	1.10万枚という大量の太陽光パネルを設置すれば、まず太陽光の吸収熱、反射熱等で事業地域31haだけでなく周辺地域を含めるとその倍近い地域での気温の上昇は避けることはできないと考えられ、地域住民への健康被害、動植物への悪影響は計り知れないものがある。 これらについて春夏秋冬があるので、最低3年間は毎月地域住民の健康被害調査、更に最低半径5km圏内の動植物の生態系調査を毎月行い、データに基づいて生態系を守る対策を評価検討すべきと考える。	生態系
	太陽光パネルに降った雨は、一部は水路を通過して沈砂池に流れ込みますが、多くは周辺の草地から浸透します。草地の土壌浸透能は100mm/h以上あるため、周辺に大量の雨水が流入することは考えられません。 また、防災調整池の容量については、当該事業地から流出する雨水量は、50年に一度の豪雨時においても「通常起きうる降雨」に対する量まで縮小するように調整池を経由する計画としていること、また降雨時には河川流量を抑制するために放流量を抑制できるため、現状よりも河川の最大流量を抑制することができます。	2.設置予定の10万枚の太陽光パネルは全て水をはじき、パネルだけの面積でも10数ha分は地下への水の浸透はあり得ない。また、傾斜地を勢いよく流れる雨水は3か所の調整池に入ると言っても、近年の気候変動による大型台風や大雨注意報/警報級の降雨量があった場合吸収しきれず大量に流れ出し、3か所から沢に流出、しかし結局4-5km 下流で再び合流して川幅の狭い大見西川に流れ込む。さらにそこから平坦な元村地区を流れ、平坦な為8回大きく蛇行を繰り返し年川と合流。更に300mほどで大見川に合流するので降雨量が多い場合、大見川合流地点までの川の氾濫による被害発生は容易に想像できる。 1mm/時の降雨量でもパネル上の100t以上の雨が地面に吸収されずに流れるのは確実なので、100mm/時の降雨量まで、大見西川全域、大見川合流地点までの水流、水量の調査地点を設定し調査、水量予測をして災害の危険等についての評価が必要と考えられる。	水
	ご指摘を頂きました、葛城山頂上の展望台からの景観への影響についても予測、評価を行う事としております。また、反射光への影響についても予測評価いたします。	3.景観に関して、スカイラインゴルフ場1番ホールから北北西に富士山、北西方面に伊豆の国市の葛城山、西方面に伊豆国際ゴルフ場、南西から南に湯ヶ島、天城山と障害物がなく一望できる。逆に言えば、葛城山頂上の展望台からもはっきり見えるし、もし太陽光パネルが1番、3番の西に傾斜したフェアウエーに敷き詰められれば、午後の時間帯には異様に強烈に反射した光の束を見る事になり、他の西側の地点でも同じ事が言える。	景観
3	本事業に伴う環境影響を予測・評価し、環境保全対策の検討や施工・供用時の環境配慮等を検討し、より良い事業計画を作り上げて参りませぬ。	自然環境が破壊されるのはゆるさない!!	事業計画
4	伊豆山でのような出来事が起きないように、本事業について環境影響評価を実施し、より良い事業計画を作り上げて参ります。	ジオパークである伊豆半島にメガソーラーは必要ない 景観の悪化、土砂災害の恐れ、動植物への影響 伊豆山のような事は二度とおきてほしくない。	事業計画
5	伊豆山でのような出来事が起きないように、本事業について環境影響評価を実施し、より良い事業計画を作り上げて参ります。	最近の大きな災害で伊豆山の不幸な出来事もありますので絶対反対です。 どうか自然を破壊するような事は辞めて下さい!	事業計画
6	コロナ禍の状況もあり、説明会を開催出来ないことから説明資料の配布にて周知させて頂いた区も御座いました。説明につきましてはご要望があればいつでもお伺いしご説明させて頂ければと存じます。	説明が不十分で変電所の話も一部の区役員しか説明されていない・・・ OKの結果だけ書類でしらされた。 伊豆山の災害の事もあるし、太陽光発電所建設は賛成できない。	地元合意形成
8	修正後の工事計画を基に、調査範囲の検討をしておりますが、頂きました意見等を踏まえ、環境影響評価の中で、事業計画等を検討して参ります。また、第2種事業届の内容を精査し、景観の調査地点などは影響の想定される範囲よりも広い範囲で調査を実施する予定としております。	当初の計画よりゴルフ場を大きく改変するとの事なので調査範囲を拡大して調査をおこなうべき。 木々の伐採、伐根、調整池の造成工事等で土砂災害の危険性が懸念されます。熱海でも業者の違法な造成工事が問題視されており、住民から不安の声が上がっています。 第2種事業届け書の内容を精査していただき変更内容の確認と環境影響評価の指導を知事をお願いしたい。	環境影響評価
9	伊豆山でのような出来事が起きないように、環境影響評価を実施しより良い事業計画を策定してまいります。	メガソーラーは環境に悪いので伊豆半島にはいらない。	事業計画

10	<p>熱海市伊豆山の案件は、開発面積が1haを超えるにもかかわらず、県との協議を行っていなかったことが一因です。</p> <p>本事業においては、すでに開発済みの土地を使用すること、県と事前に協議を行うことにより、防災対策にも十分に配慮をいたします。</p> <p>残土を事業実施区域に敷く場合には十分に転圧することや、芝生による養生を行うことにより、濁水の発生を抑制します。また、太陽光パネル設置場所付近には草が残りますので、パネル上への降雨は、パネルから落下した後、一部は水路を通して調整池に流れますが、大部分は周辺の草地に浸透します。また、本事業実施において設置する防災調整池の容量については、当該事業地から流出する雨量は、50年に一度の豪雨時においても「通常起きうる降雨」に対する量まで縮小するように調整池を経由する計画としております。河川の最大流量は調整池設置前より抑制できますので、現状よりも河川最大流量を抑制できる計画です。よって、狩野川など下流河川での調査については検討していません。</p>	<p>本年7月3日、熱海市伊豆山で大規模土石流が発生し、甚大な被害をもたらした。崩落現場の起点には、長年の残土処理による大量な盛り土が存在していて、それが起因となったと言われている。</p> <p>伊豆スカイラインCCの事業においても残土を事業予定敷地内に撤く計画であるとの説明だが、その量が明確に示されていない。最近の異常気象による豪雨により、それらの盛り土が大規模土石流となって調整池を乗り越え、下流域に莫大な被害をもたらすリスクも大です。</p> <p>さらに、太陽光設備の設置造成工事は立木を伐採し伐根とのことであり、10万枚の太陽光パネルを設置することにより、大量の雨水が流れ出て、パイピング現象を引き起こし土石流災害の原因となることも危惧され、それは下流域まで到達する間に大規模土石流となる可能性も十分に考えられる。下流河川への土砂の流失リスクを想定した下流の沢の形状調査など調査範囲は広域的に下流域まで拡大すべき。</p>	土砂災害
11	<p>本事業においては、開発されたゴルフ場を利用し実施致しますので、伐採面積及び造成面積を最小限になるよう検討して参りました。その他、パネル下は土砂が流出しないよう極力現状の芝生のままにし、除草剤を使用せず人力で除草を行います。災害に繋がらぬよう、設計及び施工に十分留意し、事業を進めて参ります。</p>	<p>1)太陽光発電の最大問題は、豊かな自然環境を破壊する事が我々の生活に与える影響の大きさである。酸素を生み出す樹木をすべて伐採し工事に伴い発生する土砂を敷地内に盛土する事は将来への災害発生はあきらかである事への解決方法は提案されているのか？</p>	事業計画
	<p>調整池の造成で発生する土については、流出しないよう、転圧及び緑化等の方法により対策を講じます。</p>	<p>2)土砂災害対策の調査はできているのか？敷地内に土をバラまいただけでは大雨の時の土シャの流れは容易には防止はできず、被害は想定できる。</p>	
	<p>地下水質への影響に関しては、地下水脈に達するような改変計画をしないことで、配慮をいたしますが、万一、本事業の実施による影響が明らかかな場合には、しかるべき対策を取らせていただきます。</p>	<p>3)飲料水への被害調査も行なってほしい</p>	飲料水
	<p>工事車両の走行ルートは伊豆スカイラインを基本としておりますが、一部の工事作業員の通勤時には伊豆スカイラインを利用しない車両が想定されております。</p> <p>今後、工事計画を見直す中で、可能な限り伊豆スカイラインの走行で実施できるよう検討して参ります。</p>	<p>4)工事走行ルートはスカイラインとする事</p>	事業計画
12	<p>①電力会社を通じての供給とはなりますが地産地消の1つの形であると考え記載させていただきました。</p> <p>②伊豆市様の条例に従い、第三種特別地域の抑制区域から更に500m離れた区域のみを実施区域としております。</p> <p>③ご意見ありがとうございます。大幅に変更は出来ませんが、道路に面した箇所の景観配慮等は検討して参りたいと考えております。</p> <p>④本事業の実施にあたり、9ホールを残した事業と致しました。残りの9ホールのゴルフ場運営に対しても本事業がプラスになるような形を考えていきたいと思っております。</p> <p>⑤図面については方法書記載内容をもとに、現在詳細設計を現在進めております。行政協議及び環境影響評価手続きにおける現地調査の結果を踏まえ、事業計画を検討して参ります。地域住民の皆様には、計画の進捗に合わせて適時ご説明をさせていただきます。</p>	<p>① 本事業は、「ふじのくに地球温暖化対策実行計画（平成23年3月策定）にて提言されている、「徹底した省エネルギー化と再生可能エネルギーの最大限の導入等の基本方針」のもと、県内の温室効果ガス排出量の削減目標を背景とし、二酸化炭素を発生させない発電事業との説明であるが、「同計画」の太陽光発電に関する基本方針は「地産地消」の分散型エネルギーであり、本事業のようなメガソーラーを意図にしたものではない。</p> <p>②更に、本事業の対象事業実施区域は 自然公園法に基づく第三種特別地域の抑制区域外を利用することになっているが、抑制区域外と言っても隣接地であり、自然環境保護の観点から、実質的には国立公園内での事業と位置付ける事が好ましいと考える。</p> <p>③伊豆半島においては、2013年4月に「伊豆半島ランドデザイン」が策定され、「世界から称賛され続ける美しい半島」との基本理念のもと伊豆観光振興が大きな柱となっている。特に、生物の多様性、美しく感動的な朝日夕日、変化に富む海岸と森林、きれいな空気、新鮮食材、温泉、ヤスポーツ体験を通じ、心と体の健康、元気を回復向上させるバリューの高い観光地としての成長がデザインされており、本事業が「同デザイン」の精神とは相いれない事業であることを憂慮している。</p> <p>④「本事業」はその様な背景のなか、50年ほどの歴史を持ち、会員数も1,000名を有する伊豆半島における人気の高い、営業中のゴルフ場（伊豆スカイラインカントリークラブ）をつぶし、更に、隣接する別荘地住民の自然豊かな住環境の地にメガソーラーを建設するとの計画である。</p> <p>ウイズ・コロナの時代を迎え、スポーツ体験としては三密回避に優れているとの評価から、特に若者のゴルフ回帰の動きがみられている状況にあり、ゴルフ場として評価の高い、同ゴルフ場は伊豆半島における優良なる資産として存続させるべきものと考えている。また、別荘地は都会から離れた静かな環境の中、はるか遠い富士山を眺望でき、かつゴルフコースを借景とした恵まれた環境にあり、今後も稀少価値の高い別荘地として、周囲の自然環境とともに維持管理されるべき伊豆半島の貴重な優良資産と考える。</p> <p>⑤かかる状況の中での本事業であるが、方法書にて説明されている 土地利用計画は、度重なる変更により実態がわからないものになっている、と近隣住民から伺っており、方法書図2.2-6も 図2.2-7 もおおよざっぱな図面で、盛り土や樹木伐採の規模感がわからない。造成工事や伐採、伐根は自然環境に大きな影響を与えるものであり、きちっとした、わかりやすい説明を求めたい。</p> <p>更に、静岡県「太陽光発電設備の適正導入に向けたモデルガイドライン」においても「地域住民等との調整」として「事業概要書」の内容及び施工、維持管理、撤去・処分等の計画等について、地域住民に対し丁寧に説明し、理解を得た上で事業を進めること。とされており、本事業においては、このプロセスが順守されているとは思われない。</p>	事業計画
	<p>現地調査については、専門家の意見も踏まえ、しっかりと実施し、予測評価するとともに、その結果を踏まえた保全措置についても検討いたします。</p>	<p>⑥自然環境に関しては、動物、植物、生態系、景観について 慎重な対応が求められるが、方法書に記載されている「専門家等からの意見」については、その内容を十分に掘り下げ、自然環境保護に懸念を有する関係者にとって納得いくまでの調査をお願いしたい。すでに別荘地の井戸が設置されている付近にはモリアオガエルの生息が確認されているとの事であり、準絶滅危惧種とはいえ、生態系のバランスを崩さない対策について、十分に納得いく対応と、その内容について関係者の理解を得る事をお願いしたい。</p>	生態系
	<p>鳥類の夜間任意調査では、夜行性鳥類のミゾゴイを対象にICレコーダーを用いた録音調査で生息状況を把握するなど、双眼鏡による観察だけでなく調査も実施いたします。</p>	<p>⑦野鳥に関しては「伊豆野鳥の会」の資料によれば「伊豆でみられる野鳥の種類は297種類もあるとの事で、夏鳥、冬鳥、旅鳥 が数多く飛来してくる」との事。</p> <p>渡り鳥に関しては、先日埼玉県小川町のケースにて、環境アセスでは漏れてしまった絶滅危惧種のミゾゴイとサシバの繁殖が地元住民により確認されたとの報道がある。</p> <p>⑧この小川町のケースに関し、2021年8月25日付け東洋経済オンライン記事によれば、「本調査はICレコーダーによる録音を開始。（中略）更に 音楽好きの（中略）コンピューターソフトを使って、音声解析に取り組んだ」との事で「巣の周辺を探索したが繁殖の痕跡は確認されず、今シーズンの巣の利用の有無は不明であった」との準備書の 見解に対し、野鳥調査チームは、「事業者は今シーズンの繁殖調査を行わないまま、準備書をまとめた。最初から調査しないで済ませようとしたのではないかと」批判している。との事である。</p> <p>この小川町のケースは、環境アセスにおいて双眼鏡による観察といった方法では不十分であることを示しており、生態系の調査方法については、期間、頻度、調査範囲の見直し、及び手法の高度化をお願いしたい。</p>	動物
	<p>現地調査では、植物相、植生及びその生態に関する知識と実務経験を有しているものが実施いたします。</p>	<p>⑨植物に関しても、環境アセスではコドラート調査を実施、現存植生図を作成するとの事であるが、発見された群落の保存に関する説明が欠如している。更に造成等による植物への影響に関して、工事着事前に重要な種の生育を確認し、育成適地への移植を行うとの事であるが、フィールドの作業員が生態系に関する十分な知識がなければ、そもそも、無理な話であり、作業員に対し、自然環境に関する事前の教育を十分に行うこと、その内容について納得のいく説明をお願いしたい。</p>	植物
	<p>現地調査では、植物同様、猛禽類、昆虫類に関しても、専門知識と実務経験を有しているものが実施いたします。</p>	<p>⑩猛禽類や昆虫類の生態系への影響回避も同様であり、作業員に対する十分な事前教育をお願いしたい。そもそも、当事業地は実質的には国立公園や鳥獣保護区であることを関係者全員に周知徹底してほしい。自然環境における動植物の生態は相互に依存しており、環境アセスメントにおいては、植物、動物、鳥類、昆虫類 等分野別に独立した調査を行うだけでなく、自然の相互依存を考慮した循環機能についてもその特性に応じたアセスメントを追加していただきたい。</p>	生態系

	<p>工事前、工事中、稼働後に別荘地で使用される地下水の水質調査を実施し、管理者に報告をいたします。なお、地下水水質調査結果については個人情報に該当することから、公開図書での記載はできません。ご了承願います。</p> <p>地下水質への影響に関しては、地下水脈に達するような改変計画をしないことで、配慮をいたしますが、万一、本事業の実施による影響が明らかかな場合には、しかるべき対策を取らせていただきます。</p>	<p>地下水の水質に関しては、造成等の施工による影響は軽微との判断から、環境評価の項目とは選定しないとの事であるが、クラブハウスでの飲料水、インコースに設置されている水飲み場もすべて地下水であり、更には別荘地でも同じ水源を利用していると聞いている。地下水の水質に関しては、十分な環境調査を願ひし、今後水質の汚濁が発生した場合の対処策についても事前に十分納得のいく計画の策定を願ひしたい。</p>	水
	<p>防災調整池の容量については、当該事業地から流出する雨水量は、50年に一度の豪雨時においても「通常起きうる降雨」に対する量まで縮小するように調整池を経由する計画としております。</p> <p>昨今の「異常気象」は全世界での化石燃料の過剰使用が一因であると言われており、再生可能エネルギーの開発により、化石燃料の焚き減らしにも貢献できるものと考えております。ご理解、ご協力のほどよろしく願ひいたします。</p>	<p>造成、伐採、伐根による 雨水の流量に対し、防災調整池設置を行うとの事であるが、その根拠となっている年間降水量が網代気象測候所観測による2000mmであれば、楽観的過ぎる前提と考える。 昨今の異常気象では短時間に1,000mmの雨量が記録されており、更に、風速70メートルもの破壊力を持つスーパー台風の襲来も予想されており、自然災害、降水量予測については十分保守的な水準での見直しを願ひしたい。</p>	水
	<p>設計強度につきましては、経済産業省の保安監督部の審査を受けて工事を実施しますので、審査強度を満たすよう関係法令に従い設計致します。</p>	<p>パネル設置 設計強度に関しても、スーパー台風並みの風圧に耐えうる構造となっているのか、改めて強度の見直しを願ひする。</p>	事業計画
	<p>伊豆スカイライン有料道路からクラブハウスまでの沿道からの眺望及びクラブハウス食堂、ラウンジからの眺望について、極力景観への影響を低減できるような措置を検討して参ります。</p>	<p>景観に関しては 居住者の日常的眺望に加え、葛城山、城山、巢雲山駐車場等を景観調査地点としているが、伊豆スカイライン有料道路からクラブハウスまでの沿道からの眺望及びクラブハウス食堂、ラウンジからの眺望にも配慮を願ひしたい。特にクラブハウス及び沿道Aからの眺望については アウトコース9番でのパネル設置は眺望を著しく阻害するので、パネル設置は行わない設計で願ひしたい。</p>	景観
	<p>環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省HP）によると、環境影響評価制度とは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度であり、今回環境影響評価の委託をしている日本気象協会には、環境影響評価により良い事業計画を作れるように委託しております。</p>	<p>今回環境アセスの委託先である一般財団法人 日本気象協会 の 担当者の方々には同協会の基本理念である「気象 環境 防災 情報サービスを通じて、安全 安心快適な社会づくりに貢献します。」を遵守し、自然豊かな伊豆半島にとって、本環境アセスメントを通じ、安全 安心 快適な社会づくりに貢献いただくことを望むものである。</p>	事業計画
13	<p>方法書の段階で検討された事業計画に基づく記載をしておりますが、方法書の説明会以前の説明会での指摘については、環境影響評価により事業計画の再検討が出来た準備書段階における計画を基に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全への積極的な取り組みへの姿勢 ・伐採規模 ・調整池工事で発生する土量 ・パネルの配置計画 ・調整池の規模の根拠 <p>などについてお示しします。</p> <p>なお、現在計画されている工事関係車両の主要な走行ルートは、方法書に示されておりますが、これも準備書段階での計画は改めて準備書に記載させていただきます。</p>	<p>個別具体的には、今までの説明会等で多様の領域で個別の問題点を住民側より多数指摘してきておりますが、方法書においても明示されずに不明な内容が多く挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全への積極的な取り組みへの姿勢が不明。 ・事業区域面積約5ha増やし、割残置としたが、伐採規模は明示されていない。 ・調整池工事で発生する土量も明示せず、不明です。 ・パネル、管理道路、パワーコン設置用地は25.77haと掲載されているが、10万枚のパネルおよび15基の配置場所も明示せず、どのように施工するのか不明です。 ・伐採工事、管理道路、調整池工事で発生する土砂量等も不明で調整池規模が適正に算出可能か。 ・工事関係車両の主要な走行ルートが不明瞭。「工事の実施における環境保全措置の検討」においての記述も車両の低減、飛散防止策の低減、騒音の低減など具体的な基準や数量が提示されず意味不明です。これも現実的な課題です。 	事業計画
	<p>再生可能エネルギーの中でも、太陽の光を電気に変換する太陽光発電は次世代の未来へと続くエネルギーだと考えております。資源が枯渇する心配が無く、環境への負荷が少ない発電方法を生かした発電所となるよう、環境影響評価手続きにおいても貴重なご意見を事業に反映出来るよう取り組んで参ります。</p>	<p>住民は、今までの自然環境、別荘地の適正な管理、運用を前提として生活してきております。この状態が改善されることは許されません。</p> <p>優良な企業は、事業の方向性として基本的に社会的責任をポリシーにしており、（地方自治体は、当前のことながら社会の健全性、とりわけ環境保全は不可欠としての行政を行う義務がありますが）環境アセスメントを受ける以前に十分に住民の意向やニーズを先取りする必要があります。これにより事業の発展、企業としての成長が期待されます。</p> <p>「社会的共通資本」として、「自然環境」「社会的インフラストラクチャー」「制度資本」の三つの柱があります。教育や医療は、制度資本のひとつであり、どちらも一人ひとりの市民が人間的尊厳を保ち、市民的自由を最大限に享受するために必要不可欠なものです。同様に重要な「自然環境」は、自分たちの世代だけではなく、次の世代にも残さなければならないものです。今回の環境アセスメントに関してはこれらを十分に意識して取り組まれることが必須です。</p>	事業計画
14	<p>本事業においては、開発されたゴルフ場を利用し実施致しますので、伐採面積及び造成面積を最小限になるよう検討して参りました。その他、パネル下は土砂が流出しないよう極力現状の芝生のままにし、除草剤を使用せず人力で除草を行います。</p>	<p>伊豆スカイライン別荘地は標高が高く、伊豆半島とは思えない涼しさ（夏場は都心よりも5~6度低い）と豊かな自然の中で過ごせる地です。</p> <p>本事業では、既存のゴルフ場の立木を伐採、伐根（事業者は2020年8月には伐根しないと明言）までし、ほぼ全域に10万枚のパネルを設置する計画ですが、太陽光発電所が定格出力を出すのは、1~2時間程度と短い。事業対象地は平坦地が少なく、日照時間も少ない箇所が多くあり、太陽光発電所の適地としては相応しくありません。</p> <p>対象事業実施区域は50年以上ゴルフ場として供されてきた安定した地区であり、本事業の事業計画地の多くは改変しないとあるが、改変面積が事業面積の1/4にも及ぶ。これを「多くは改変しない」と表現することは明らかな誤りであり、計画自体の信頼性を曖昧にしている。</p>	事業計画
	<p>パワーコンディショナーによる音の影響については、項目として選定し、予測・評価を行います。太陽光パネルの設置による景観への影響は、眺望点からの景観を予測・評価して参ります。</p>	<p>30haの事業予定地に10万枚もの太陽光パネルを設置することは、事業区域のほとんどの部分にパネルが張り巡られ、このことによる気温の上昇は必須と考えます。またパワーコンディショナー稼働音は別荘地の静寂を乱し、快適な環境を脅かすことにほかなりません。現況調査としてパワーコンディショナー稼働音による騒音の影響を調査 予測 評価することが必要と考えます。また、調整池や残土を盛土のように敷地内に撒く計画と説明されていることから伊豆山の悲惨な光景が再発する懸念や下流域の河川に対する影響の不安も残ります。調査範囲を拡大すべきです。</p> <p>太陽光発電パネルの設置はジオパーク、国立公園の景観等伊豆半島全域に多大な悪影響を及ぼすものとなり、パネルの設置を取り止めることがこのようなジオパーク、国立公園の景観を守る 唯一の方法です。</p>	騒音
	<p>隣接別荘地の皆様にはご説明が遅れました事、誠に申し訳ございません。ご理解を得て工事が着工出来る様、説明を重ねて参りたいと存じます。</p>	<p>2020年8月に突然「年末(4か月後) から太陽光発電の工事を始める」と通告するような事業者、それまで何の前触れもなくです。加えてその際に出された問題点、質問事項に事実上一切答えがないまま工事に着工するようなどはあってはならないことです。</p>	地元合意形成

15	<p>計画の検討段階により、伐採個所の伐根につきましては、説明が変わってしまい、誠に申し訳ございません。しかしながら、開発されたゴルフ場を利用し実施するという点を生かした計画となるよう、伐根及び造成面積については、安全面への配慮と合わせて計画検討を進めて参ります。</p> <p>別荘地の西側市道の境界の立木につきましては、弊社では緑化フェンスや植林等を検討しております。近隣の別荘地の皆様のご要望をお伺いしながら検討して参りたいと考えております。</p>	<p>当初の説明では立木は伐採するが、伐根はせずにパネルの設置をするとの説明であったが、なんの説明もない中伐根するとの工事内容に変更となっている。伐根をするためには重機を用いた工事となります、そのためには広範囲に及ぶ工事用道路が必要となります、その結果大量の残土が発生します。調整池の工事で発生する残土3.8万?を遥かに超える残土の適正処理が明確になっていません長期に亘っての安全担保の確保が危惧されます。</p> <p>別荘地の西側市道の境界の立木も伐採するとしていますが、パネルの反射光の住民に対する配慮が何も見受けられない、対策は如何いたしますか。</p> <p>自然災害に対する緊急安全担保が不完全で、火災や土砂災害に対してのリスクマネジメントが全てにおいて見受けられません。</p>	事業計画
16	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>弊社と致しましては、開発されたゴルフ場を利用し実施致しますので、伐採面積及び造成面積が山林を開発する事業に比べ少なく、南向きの斜面となっており、太陽光発電を生かせる土地だと考えております。</p>	<p>いつもお世話さます。 正当なご意見で私には何もできませんがよろしくお願い致します。</p> <p>伊豆スカイラインオーナー会意見</p> <p>①本事業では、既存のゴルフ場の立木を伐採し、ほぼ全域に10万枚のパネルを設置する計画ですが、太陽光発電所が定格出力を出すのは1~2時間程度と短い。本事業対象地は、平坦地が少なく、日照時間も少ない場所が多くあり、太陽光発電所の適地としては相応しくありません。</p>	事業計画
	<p>本事業においては、開発されたゴルフ場を利用し実施致しますので、伐採面積及び造成面積を最小限になるよう検討して参りました。山林を伐採、造成する事業と比較した際に「多くは改変しない」と表現させて頂きました。</p>	<p>②対象事業実施区域は50年以上ゴルフ場として供されてきた安定した地区であり、本事業では事業計画 地の多くは改変しない計画であり（略）とあるが、改変面積が事業面積の1/4にも及ぶ。これを「多くは改変しない」と表現するのは明らかな誤りであり、計画自体の信頼性を曖昧にしている。</p>	事業計画
	<p>ゴルフ場の整備自体が樹林伐採、地形改変、土壌の移動（掘削・盛土）など本来の自然を破壊する大規模な開発であり、本事業はそのような場所に太陽光パネルの設置を計画しております。よって、対象事業実施区域内において地域の潜在的な動植物、生態系の把握は難しいと考えておりますが、今回の調査では、春夏秋冬を通じた動植物及び生態系の調査を実施し、その結果を予測評価するとともに、専門家の意見を踏まえ、追加調査について検討いたします。</p>	<p>③事業予定地及び周辺には多様な動植物が存在する。太陽光発電所の設置により、共生しているバランスが崩れ、様々な影響が発生する。環境影響評価では、3年以上の期間を設定して、これらの動植物の生態系を調査し、バランスが崩れない対策を予測、評価すべきである。</p>	生態系
	<p>両生類の調査範囲となる事業地周囲の河川は、通常、比較的水量の少ない状態であり、水生植物などの生育に適する場所や河川の水量の変化により産卵や生息場に影響が出される両生類の生息も想定されないことから、現在の調査範囲で問題ないと考えております。</p>	<p>④別荘地の井戸が設置されている付近にはモリアオガエル（静岡県 準絶滅危惧）が生息しており、調整池からの雨水排水の流出される影響が危惧されるので、調査範囲を拡大し、詳細に調査 予測 評価をすべきです。</p>	動物
	<p>事業地であるゴルフ場は、その周囲を樹林地で覆われており、事業地内においても樹林地や草地が残存しています。さらに、緑化整備を計画する等の地域の気温上昇に対する緩和対策に努めます。</p>	<p>⑤30haの事業予定地に10万枚の太陽光パネルを設置することは、事業区域のほとんどの部分にパネルが張りめぐされ、このことによる気温の上昇は必須と考えます。気温の上昇による周辺の住民、動植物への影響について、年間を通じて詳細に調査 予測 評価をすべきです。 そして、周辺の住民、動植物への悪影響が予測されるならば事業を撤退すべきです。</p>	動物
	<p>太陽光パネルに降った雨は、一部は水路を通過して沈砂池に流れ込みますが、多くは周辺の草地から浸透します。草地の土壌浸透能は100mm/h以上あるため、周辺に大量の雨水が流入することは考えられません。 また、「静岡県林地開発許可審査基準及び一般的事項」に基づく調整容量計算式では、通常の河川法の式に比べ約2倍の容量を確保しており、これに準じた容量を確保しております。</p>	<p>⑥太陽光設備の設置に係る造成工事、10万枚のパネルから流れる雨水は、調整池だけでは吸収できない恐れがあり、下流域への影響も危惧されます。 下流の沢、河川への流出による災害の危険、水質悪化による鮎等への影響、シイタケ畑の育成・営業への影響が危惧されるので、支流全域及び大見川合流地点に調査ポイントを設定し、調査 予測評価をすべきです。</p>	水
	<p>防災調整池設置に伴って発生する残土は、事業実施区域内に薄く敷き詰める計画ですが、そこでは転圧や芝生による養生を実施して濁水の発生を抑制します。仮に濁水が発生しても、防災調整池に付帯する沈砂池で濁水濃度を緩和してから大見西川に放流いたします。また、防災調整池の容量については、当該事業地から流出する雨水量は、50年に一度の豪雨時においても「通常起きうる降雨」に対する量まで縮小するように調整池を経由する計画としておりますので、降雨時の大見西川の最大河川流量を現状より抑制できるため、下流域への重大な影響は発生しません。</p>	<p>⑦残土を敷地内に撒く計画だと説明されたが、盛り土は徐々に或いは急激に崩れて河川を汚す。 調整池の沈殿部の容量ではとてもそれを阻止する事が出来ず、下流域に重大な問題を及ぼすと想像できるので、調査範囲を拡大すべきです。</p>	水
	<p>工事前、工事中、稼働後に別荘地で使用される地下水の水質調査を実施し、管理者に報告をいたします。なお、地下水質調査結果については個人情報に該当することから、公開図書での記載はできません。ご了承願います。 地下水質への影響に関しては、地下水脈に達するような改変計画をしないことで、配慮をいたしますが、万一、本事業の実施による影響が明らかな場合は、しかるべき対策を取らせていただきます。</p>	<p>⑧調整池Cの排水ルートに本別荘地の井戸施設があり、台風、大雨の影響で井戸施設が機能停止となり、飲料水の確保が困難になる恐れが想定されるので、水質調査等影響する恐れがある調査項目すべてを対象とした環境影響評価を行い、影響が予測できる場合は機能補償をすべきです。</p>	飲料水
	<p>準備書において、パネルの設置による景観への影響を予測・評価してまいります。その影響を可能な限り回避、低減できるように努めてまいります。</p>	<p>⑨太陽光発電パネルの設置の悪影響はジオパーク、国立公園の景観等伊豆半島全域に及ぼすものとなり、パネルの設置を取止めることが、ジオパーク、国立公園の景観等を守る唯一の方法です。</p>	景観
	<p>パワーコンディショナーが発する音の影響は、音の伝搬計算により予測し周辺環境への音の影響を評価いたします。</p>	<p>⑩事業地は、周辺住宅地の玄関口であり、10万枚に及ぶ太陽光パネルの設置は、居住者、別荘を利用する者、貸別荘を利用する者にとって景観を損なうことになり、太陽光パネル等施設は避けるべきです。また、パワーコンディショナーによる稼働音は別荘地としての快適な環境を踏みにじるものです。パワーコンディショナーの稼働音による騒音の影響を調査 予測評価し、現在の静かな環境を壊さないでほしい。</p>	騒音
	<p>太陽光パネルからの反射光の影響は太陽高度の低い時期（落葉期）における影響が最も大きいと考えられることから、落葉期の調査を行いその影響を予測・評価することで影響の程度を把握できると考えております。また予測においては、太陽高度の変化を勘案し、夏至・冬至などの時期における予測を行い影響の程度を予測し、評価することを検討します。</p>	<p>周辺の住宅地は、事業地の南側に位置しています。太陽光パネルの反射光線については、季節による太陽の高度、位置の変化などがあることから、1回の調査だけでなく、最低でも朝、昼、夕の3回の調査を月1回行い、1年間にわたる継続した調査・予測・評価をすることは必須の要件です。</p>	反射光
	<p>静岡県環境影響評価条例 第52条に記載があるとおり、環境影響評価においては、災害に係る事象は適用範囲外とされており、環境影響評価の項目としては取り扱いませんが、土地の安定性などの予測評価は行う事としております。</p>	<p>方法書の環境影響評価項目では、火災による影響についての記載がありませんが、当該施設を原因（強風、落雷、地震等）とした火災の発生も危惧されます。事業地は周辺が山林と別荘地であることから、「山林火災」となることも想定され、環境アセスの要素として調査・予測・評価をすべきです。</p>	災害
	<p>事業計画を検討した結果、現事業計画においては城から別荘地までの道路は、作業員の通勤ルートとして使用する予定であるため、車両の集中する地点で調査地点を設けております。</p>	<p>工事車両による大気汚染や騒音の調査等に城から別荘地までの道路を主要な走行ルートと設定していますが、これまでの事業者の説明では、工事車両は通行しないと表明しています。工事車両を通行させないことを前提にした方法書に訂正するか、若しくは、調査地点を城の住宅地出入口を加えるべきです。</p>	騒音

17	使用予定の建設機械について、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械の使用を検討します。また、その結果建設機械の稼働による騒音、振動の予測・評価の結果を準備書においてお示しいたします。	1)架台据付工事に杭打工事が計画されていますが、杭打工事となると重機が搬入され騒音振動が大きいと予想されます。その対応は？	騒音
18	本事業については、静岡県様をはじめとして、伊豆市様、伊豆の国市様、伊東市様からのご指導を頂きながら環境影響評価を進めております。事業計画についても必要に応じてご指導いただきながら、より良い計画にしていきたいと思います。	<p>反射よっての火災や開発するにあたっての自然災害による人的リスクがあります。生態系への影響も危惧します。</p> <p>森林の木を伐採することによって自然災害がおこるリスクが高くなります。木は根を張り土壌を支える効果もあります。支える木がなくなると、温暖化で自然災害が多くなる中、ソーラーパネル設置に伴う開発によって、土砂崩れが起きやすくなります。</p> <p>小さい小川が多い中伊豆は、山、海が近いこともあり雨が降りやすく、浸水や冠水によって漏電が起きやすいと思います。道路にも水が流れていることもあります。</p> <p>雪が多い時の重みによってパネルの故障につながったり、塩害による故障によって火災のリスクも考えられます。火災が起きることによって森林火災につながるリスクもあります。</p> <p>実際、他県で冠水して漏電した事例もあり、火災や人命にも関わることは、やめてほしいです。私の子供は、おじいちゃんおばあちゃんの家に行って、昆虫採集するのを楽しみにしています。</p> <p>自然の中で生きてきた動物や昆虫、植物の生態系をも壊します。</p> <p>太陽光パネルの反射で虫や木、住んでいる動物たちの影響、人への影響が危惧されます。そして最もこの伊豆の美しい景観こそ宝だと思います</p> <p>鹿やいのししなどの動物が、開発によって住処をかせ、人里の野菜や田んぼに近づくことになり、人への危険やせっかく作った農作物にも影響がでるかもしれません。</p> <p>以上のことから、美しい自然を守り、人と動物が共存できるままの中伊豆町であってほしいです。何かおきてからでは遅いです。</p> <p>以上</p>	事業計画
19	現状は県の開発行為に係らない範囲での設計となっております。今後の設計変更により掛かる事になった場合は指導に従い進めて参ります。	・今回大規模な切盛が発生する為、開発行為に該当するので開発申請は件の基準に従ったものが行われると考えてよろでしょうか。施工時は県の指導に従って施工下さい。	事業計画
	環境影響評価において、音への影響の程度を予測評価します。予測の不確実性が見込まれる場合は、事後調査の実施を検討いたします。	・音の問題は現在の状況を維持するよう願います。太陽光の計画地から別荘地内の影響する範囲の各住宅の影響程度を検討し、施工後確認するようお願いします。	騒音
	事業計画を踏まえ、伊豆スカイライン道路からの景観についても配慮できるよう、景観の予測地点を追加し、その影響の程度を把握し影響の低減に努める事業計画を計画してまいります。	・国立公園内の伊豆スカイラインの道路からの景観を調査する事。別荘地からの景観についても調査の上計画に反影させるようお願いします。	景観
20	9月8日の説明会において配慮することをお話させて頂きました。反射、騒音、景観につきましては、8番及び9番コースの伐採を取りやめる事は難しいですが、どのように対応出来るか近隣の別荘地の皆様のご要望をお伺いしながら検討して参りたいと考えております。	・9月8日説明会において近隣地域に対する、反射や騒音、景観に対する配慮を実施する事を明言している。景観については、ゴルフコース、8番9番が別荘地と隣接しており、樹木伐採の取り止め、緑の保全、反射光について、誠意を持った対応が必要と思われる。それは絶対と考える。	地元合意形成
	準備書においては、音の3次元的な伝搬計算を行い、予測評価を行ってまいります。理論的に100%の減衰を取り扱うのは難しいと考えておりますが、生活環境影響への影響を見るために、一般的な予測手法に基づき地上1.2mの予測を行う事を想定しております（音の伝搬予測は、地形を踏まえ3次元的に取り扱います）。	・音については三次元的な調査を実施と明言しているが、都会と違いほとんど騒音の発生していない地域であり、100%減衰の距離を平面的、立体的(高さ)についても図面化を図ってほしい。	騒音
	ご理解を得て工事が着工出来る様、説明を重ねて参りたいと存じます。	・40,000?事業はすでに許可済みとのこと。今後、近隣が環境に配慮した結果、事業地域の見直しを考える事はあり得ない事と考える。紛議的(?) 検討を図り、正確な説明資料を作成してほしい。	事業計画
	事業計画を踏まえ、伊豆スカイライン道路からの景観についても配慮できるよう、景観の予測地点を追加し、その影響の程度を把握し影響の低減に努める事業計画を計画してまいります。	・伊豆スカイライン道路からの景観にもきちんと配慮すべき。	景観
	反射光・騒音・水質・景観については、準備書において予測・評価してまいります。敷地境界線付近の拡大図は可能な範囲でお示しできるように検討させていただきます。	・関係地域の範囲について、反射、騒音、水質及び景観については、敷地境界線からの表示として、拡大図を作成説明してほしい。	反射光

21	<p>ご意見ありがとうございます。下記については、景観の調査予測の結果に基づき可能な限り検討して参ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モジュールの高さ、色等、景観を損なわないこと。 ・別荘地側の8、9番ホールには設置しないこと。 ・設置した場所を目視できる所には高木の植栽を必ず行うこと <p>下記保守管理項目につきましても責任をもって対応致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置後の保守・点検は必ず行ない、不備の無い設備にすること ・調整池は不備のない充分な設備の物を設置すること ・何らかの事故、水質異変が起こる可能性は有るので充分な対応が出来る様にしておくこと。 <p>ご理解を得て工事が着工出来る様、説明を重ねて参りたいと存じます。</p>	<p>伊豆市景観まちづくり条例を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モジュールの高さ、色等、景観を損なわないこと。 ・別荘地側の8、9番ホールには設置しないこと。 ・設置した場所を目視できる所には高木の植栽を必ず行うこと ・設置後の保守・点検は必ず行ない、不備の無い設備にすること ・調整池は不備のない充分な設備の物を設置すること ・何らかの事故、水質異変が起こる可能性は有るので充分な対応が出来る様にしておくこと。 <p>◎ジオパークでもある伊豆半島にソーラーパネル設置は理解できません</p>	事業計画
22	<p>ご懸念の火災等の災害については、発生させないよう定期点検及び監視を行い、災害防止に努めます。</p> <p>万が一の事故は発生した場合は、主任技術者又は東京事務所での監視担当者から、状況に応じて地元の対応業者及び消防署や役所等に連絡をし、手当てを致します。設計強度につきましては、経済産業省の保安監督部の審査を受けて工事を実施しますので、審査強度を満たすよう関係法令に従い設計致します。</p>	<p>株式会社ブルーキャピタルマネジメント（以下、「BCM」という。）が建設準備中の（仮称）伊豆スカイラインCC発電所につき、その立地条件から大規模太陽光発電施設の建設は国土防災上きわめて望ましくないと考える。理由は以下のとおりである。</p> <p>伊豆スカイラインCC付近は、伊豆半島東寄りの尾根上に沿って南北にはしる伊豆スカイラインの傍らにあり、海拔500メートル前後の標高で、東は相模灘へ、西は狩野川（駿河湾方面）へ向けて急激に高度を落とす高台に位置している。穏やかな風のない時間帯は、晴天時の朝方に限られ、それ以外は強風が吹き荒れることが多い立地である。伊豆スカイラインを通行中の車両が何度となくハンドルを取られるのは秒速15mを越すような強風のせいである。</p> <p>理由の第1は、火災発生リスクと延焼の拡大懸念である。</p> <p>太陽光発電パネルは太陽の熱を吸収することでかなりの高温になることから、仮にパネルの破損・脱落と強風などの要因が重なれば、下草や枯木に作用し火災になる恐れが十分考えられる。ひとたび火災が発生した場合、強風に煽られることで広範囲の山火事になる可能性が高く、さらに山間部であることから消火活動は困難を極めることが容易に想像できる。周辺の森林火災、伊豆スカイラインの通行止め、旧小松別荘地への延焼など甚大な被害を引き起こすことになりかねない。</p>	事業計画
	<p>大雨や降雨災害については、事前に天気予報を確認し大雨や降雨が懸念される場合は、事前に事業地を見回り、対策又は現地での監視対応を講じる必要があれば対応致します。事後についても、異常が無いか速やかに確認いたします。</p>	<p>理由の第2は、気象災害に伴う重大リスク懸念である。</p> <p>東西を海に囲まれた伊豆半島は、天城連山を中心に年間降水量の多い地域である。海からの湿った空気が当地を含む山肌につっかり雲を湧き上げらせ上昇気流を発生させるからである。梅雨前線や秋雨前線の停滞に加え、伊豆半島周辺は毎年8~10月にかけて台風の進路になることが多く局地的に猛烈な大雨に見舞われることもしばしばである。2004年10月には「平成16年台風22号」が伊豆半島を通過。伊豆スカイラインCCに至近の静岡県伊東市宇佐美地区で竜巻・土砂崩れが発生し壊滅的な被害を受けた。2019年10月の「令和元年房総半島台風」では千葉県市原市のゴルフ練習場の鉄柱が倒壊するなど沿岸部に甚大な被害が発生している。近年、地球温暖化の影響で日本列島に上陸もしくは近海を通過する台風の勢力が格段に強まってきており、ひとたびスーパー台風級の超大型台風が伊豆半島を襲った場合、約100,000枚設置された太陽光パネルはただ破損するだけでなく、広範囲に飛散し二次的被害をもたらす危険性があると考えられる。</p>	事業計画
23	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>弊社といたしましては、再生可能エネルギーの中でも、太陽の光を電気に変換する太陽光発電は次世代の未来へと続くエネルギーだと考えております。本事業においては、開発されたゴルフ場を利用し実施致しますので、伐採面積及び造成面積を最小限になるよう検討して参りました。</p>	<p>理由の第3は、人為的又は震災時における地盤崩壊リスク懸念である。</p> <p>当地が比較的急峻な地形であることから、平坦な土地に比べ太陽光パネル設置に伴う切土・盛り土などの整地や基礎工事を行うことで土砂崩れ・土石流の発生リスクが高くなると言わざるを得ない。記憶に新しい2021年7月の静岡県熱海市伊豆山地区における土砂災害は、急峻な地形の山上側での開発行為が起因となった可能性が疑われている。仮に行政が認可した開発行為であったとしても、近年は、これまでに経験したことのない豪雨（線状降水帯）にたびたび見舞われることから、今回の土砂災害もこうした想定外の豪雨も災害をもたらした一因と考えられる。伊豆山のような悲劇を二度と繰り返さないためにも、山麓側に被害を起こさせないよう山上側の開発行為に対してはこれまでよりも一層厳しい規制、制限を設けるとともに、人命を最優先に考える、環境に負荷をかけ過ぎない姿勢を事業者側も考えることこそ、今回の教訓を充分に生かすことになるのではないかと。</p> <p>地震大国の日本にあって、今後30年の間に最も発生リスクが高いのが駿河湾沖を含む南海トラフ巨大地震である。伊豆半島は想定震源域から非常に近い場所にあるため、ひとたび大地震が発生すると甚大な被害は免れないと思われる。2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震や2018年の北海道胆振東部地震など過去の大地震では、1回目の揺れでダメージを受けた地盤が、その後続発する余震で法面が崩壊するなど斜面になっている場所ほど被害が大きくなっている。今回BCMが開発準備中の315,300㎡(7,000Vを超える特別高圧発電所／ソーラーパネル約100,000枚)は、震度7クラスの本震及びその後繰り返される余震に耐えられるとは到底考えられず、開発地の壊滅的打撃（斜面崩壊や発電施設の破壊、事業閉鎖による放置など）により、風光明媚で景観豊かな伊豆地区が再生不能な瓦礫の山と化す恐れがあり、本開発行為はとて容認できるものではないのである。</p> <p>事業者の良識ある再考を切に望みます。</p> <p>以上</p>	事業計画
	<p>伊豆山でのような出来事が起きないように、環境影響評価を実施しより良い事業計画を策定してまいります。</p>	<p>①奈良県在住です。奈良県平群町でメガソーラー建設工事の際に環境破壊が起きています。自然の生態系に影響があることは明白で、日本の有名な観光地、自然豊かな伊豆半島のメガソーラー建設はやめるべきです</p> <p>②環境破壊の可能性のある再生可能エネルギー事業に反対いたします。</p>	事業計画
		<p>③熱海の土砂災害の要因が盛り土の可能性が有るなど、各地で自然への悪影響や災害が起きています。同じ地域であるにも関わらず、調査、検証を行わずに事業を進める事に反対致します。</p>	災害

24	<p>ご説明の内容が二転してしまい、失礼しました。準備書において更に事業計画が成熟した段階では、事業計画を改善し、環境への影響を回避・低減できる事業計画として参りたいと考えております。</p> <p>その際は改めて地元住民の方に対するご理解を頂けますように事業計画などのご説明をしております。</p>	<p>①方法書説明会では、「城までの市道は作業員のみ通行」と説明していますが、それなら、方法書を訂正し、「作業員のみ通行」に伴う環境アセスとして実施すべきではないでしょうか。</p> <p>昨年の説明会では、「作業員のみ通行」と説明し、6月の説明では、「小型車両等」と変わり、今度は「工事車両の主要な走行ルート」と記載したり、方法書説明会では「作業員のみ通行」と説明したり、コロコロと変わる説明は、信用できません。城までの市道は、別荘地住民の唯一の生活道路です。</p> <p>しかし、道路幅員は3m~5m程度と狭く、交互通行もできない場所もあります。また、別荘地住民には、高齢者が多く、皆さん慎重に運転しているのが実情です。このような道路を「工事車両の主要な走行ルート」と記載すること自身、地元の事情を把握せず、地元住民の理解を得ようとする気持ちが感じられません。</p> <p>方法書を訂正し、又、城の地区も含めて地元住民に説明し、地元住民の理解が得られない限り、事業を進めるべきではありません</p>	地元合意形成
	<p>現地調査の植物の調査範囲は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年）の対象事業実施区域から250m程度、「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成11年）の同区域から200m程度を参考に、約300mと調査範囲を拡張したものであり、調査範囲としては十分に確保しているものと考えております。</p>	<p>②事業対象区域、隣接する別荘地内の植生状況を十分把握していないのではないのでしょうか。</p> <p>ゴルフ場には、スギ、ヒノキ、サワラが多く見受けられますが、クヌギ、コナラも多く見受けられます。また、近年、コナラ、クヌギが虫に侵され、生態系のバランスが崩されています。</p> <p>太陽光パネルの設置により、一段と自然生態系の変化が起こりかねません。このような事象を踏まえれば、調査範囲が300mというのはあまりにも狭すぎるのではないのでしょうか。少なくとも調査範囲を2kmぐらいに定めるべきです。</p> <p>以上</p>	植物
25	<p>条例及びガイドラインに従い、事業を実施することを考えております。</p> <p>8番及び9番コースの伐採を取りやめる事は難しいですが、どのように対応出来るか近隣の皆様のご要望をお伺いしながら検討して参りたいと考えております。</p>	<p>1. 伊豆市の景観まちづくり条例を守ること。別荘地との境の8, 9版ホールにはパネルを設置しないこと。県、国のガイドライン条例厳守のこと。</p>	景観
	<p>本事業による景観への影響については、環境影響評価項目として取り扱い、可能な限りその影響を低減できるような事業計画を検討して参ります。また、伊豆山のような出来事が起きないように、土地の安定性についても予測評価を実施いたします。</p>	<p>2. 伊豆半島はジオサイトがたくさんある。この場所にメガソーラーは問題。日本のジオパークが世界遺産から除外されるかもしれない。</p> <p>3. 景観環境が最悪になるメガソーラー</p> <p>4. 災害が起きる可能性が大、メガソーラー</p>	自然破壊
	<p>太陽光パネルに降った雨水は、その一部が谷筋に設置した水路から、調整池へ流入しますが、大部分は周辺の草地に浸透します。したがって、事業実施区域内で浸透又は排水処理が可能であり、事業実施に伴って周辺の沢に流入する水量が増加することは考えられません。</p> <p>防災調整池の容量については、当該事業地から流出する雨量は、50年に一度の豪雨時においても「通常起きうる降雨」に対する量まで縮小するように調整池を経由する計画としております。防災調整池の設置により、降雨時の放流先河川での最大河川流量は現状よりも抑制することができるため、事業実施に起因する河川災害が発生することは考えにくいと判断します。</p> <p>また、防災調整池設置のために事業実施区域内で土地の改変を行います。地下水脈に当たる場所までの改変は行わない計画であり、対象事業実施区域の周辺で井戸枯れが起こる可能性は極めて低いものと判断しています。</p>	<p>5. 雨水が下流域に流れ災害がおこる</p> <p>6. 別荘地は、井戸水を使用している 井戸が枯れる</p>	水
26	<p>太陽光パネルの反射光に係る別荘地への影響は、準備書において反射光への影響を予測・評価しますが、環境保全措置を検討し影響の回避、低減を検討してまいります。PCSからの騒音からの影響については、環境影響評価において、その影響を予測・評価してまいります。なお、電磁波の影響については、一般財団法人電気安全環境研究所の報告（JET Report Vol.52）によると、人への健康影響を考慮して国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）が磁界ばく露の制限に関するガイドラインを公表しており、太陽光発電システムから発生する磁界の大きさはこの値を十分に下回っているとの報告もあり、影響はほとんどないものと考えております。</p>	<p>1. 太陽光パネルの反射光が別荘地内における影響はどうか？</p> <p>2. POSの騒音対策、電磁波の影響はどうか？</p>	反射光
27	<p>平群の太陽光発電所計画は山林を無計画に切り開いたものであり、開発済みのゴルフ場に太陽光パネルを設置する計画とは異なります。伊豆スカイラインCCの計画に当たっては、県や市に必要な協議を行ったうえで進めてまいります。</p>	<p>奈良県在住の者です。</p> <p>私の隣の平群町の山がいつのまにかハゲ山になっていて、後からメガソーラーパネルを設置するために森林を伐採したのだと知りました。</p> <p>地元でもハゲ山になってから知った住民が多かったです。</p> <p>おかげさまで、パネルの設置工事は申請に不備（偽装）があり中止になりました。しかし、山の森林は簡単に元には戻りません。</p> <p>伊豆スカイラインC.C発電所の工事に着手される前に不透明で虚偽の疑いがある届出書の改善と、十分な説明を地元住民の方へされるようお願いします。</p>	環境破壊
28	<p>・説明が2転3転してしまいました事、申し訳ございません。現時点では、杭にかかる部分については伐根することで検討しております。</p> <p>・景観については、出来る限り配慮した対応を検討して参ります。</p> <p>・災等の災害については、発生させないよう定期点検及び監視を行い、災害防止に努めます。</p> <p>万が一の事故が発生した場合は、主任技術者又は東京事務所での監視担当者から、状況に応じて地元の対応業者及び消防署や役所等に連絡をし、手当てを致します。</p>	<p>・伐採力所、伐根しない</p> <p>御社説明が2転3転していてどれが本当なのですか</p> <p>・パネル設置により景観が悪くなる。</p> <p>いまの静かな環境を壊さないでほしいです。</p> <p>・火災が起こった時の対応？どうするのですか。</p>	事業計画
29	<p>別荘地の皆様が使用されている飲料水の井戸水につきましては、工事前と工事中、供用後に調査をさせて頂き、確認させていただく方向で考えております。</p>	<p>小松別荘地を購入後約40年に成るが、「小松の水は美味しい」と自慢でした。だがこの度太陽光から排出される雨水は水質悪化により飲めなくなる事を知り太陽光パネル設置は大反対です。金儲けだけが企業のやる事では無い。ネットで確認するとブルーキャピタル太陽光を売却しているそうな！！金儲けonly・・・・・・</p> <p>水が飲めなくなったら給水車を手配して日々小松の住人、下流(城)の住人の責任を持つ覚悟で望め。</p> <p>追記)川勝知事も水の大事さは解っておられJRともめている。</p>	事業計画

	<p>・太陽光発電の設置場所は、ゴルフ場の跡地であり、その周囲にはイノシシ、シカの防止ネットが周囲に設置され、侵入防止の管理体制を構築しております。また、シカ、イノシシ等の野生生物の増加は、近年の社会情勢による影響が大きく、ゴルフ場内での太陽光発電所を設置と事業区域周辺でのシカ、イノシシ等の野生生物による被害とは、相関関係がないものと考えられます。</p> <p>30・現地調査の動物の調査範囲は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年）の対象事業実施区域から250m程度、「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成11年）の同区域から200m程度を参考に、約300mと調査範囲を拡張したものであり、調査範囲としては十分に確保しているものと考えております。</p>	<p>1 約37haの区域に10万枚の太陽光パネルを設置すると、自然の生態系に影響を及ぼすのは当然です。</p> <p>伊豆スカイライン別荘地には、約20年前まで鹿、イノシシなどの動物は見かけることはありませんでした。しかし、約20年前から、鹿は徐々に増えてきて、今はほとんど毎日見かけるようになりました。そして最近では人間を怖くなくなったのか、逃げようとしません。</p> <p>このため、せっかく育てた花木、野菜等は鹿の犠牲になり、がっかりすることは度々です。又、マダニの被害も心配です（マダニに刺された人もいます）。</p> <p>「静岡の鹿問題と捕獲（静岡県農林技術研究所等）」によれば、鹿の行動範囲は広く、8カ月で54haに及ぶそうです。そして、鹿は年々増加し、樹木を食い荒らし、自然林が破壊される恐れについて警鐘しています。</p> <p>このような、鹿の生態系をみると、方法書で動物は「影響が想定される範囲は300m」と定めていますが、これではとても環境影響評価とはいえないのではないのでしょうか。約37haの区域を外部と遮断し、太陽光パネルができれば、その影響は別荘地のみならず、城、元村、西地区など広範囲に及ぶことは間違いありません。環境に与える影響を評価することが目的なら、客観的な指標、要素に基づき、範囲を設定し、実施すべきです。</p>	生態系
	<p>現在、方法書手続き段階ですので、造成工事の規模内容の記載ができておりませんが、準備書においては具体的な規模内容を記載いたします。</p>	<p>2 方法書説明会の資料によれば、「造成基礎工事等の期間は半年強」、開始から3か月後は「（パネル）据え付け工事」を設定していますが、環境影響評価にとって重要な造成工事の規模内容（盛土、切土、伐根等）が不明であり、方法書で記載すべきです。</p> <p>仮に盛土する場合は、当然、土を安定させることが必要ですから、方法書に記載されている期間で安心安全な工事が可能か心配です。</p> <p>特に、盛土してから架台の杭打ちするような設置工事や伐根せず架台の杭打ちをするような設置工事は土の安定性が確保されるのか疑問です。</p> <p>また、この工事期間を前提にその影響を評価しようとする自身、方法書としては適切なものとは言えません。不透明なまま環境アセスの手続きを行うのでは、住民の理解を得ることはできません。説明責任を果たすべきです。</p> <p>以上</p>	事業計画
	<p>太陽光パネルに降った雨水は、その一部が谷筋に設置した水路から、調整池に流入しますが、大部分は周辺の草地に浸透します。</p> <p>事業実施区域からの排水は大見西川のみ排水されます。</p> <p>事業実施に伴い設置する防災調整池の容量については、当該事業地から流出する雨水量は、50年に一度の豪雨時においても≪通常起きうる降雨≫に対する量まで縮小するように調整池を経由する計画としており、降雨時の放流先河川の最大流量を現状より抑制できます。また、防災調整池からの排水は、十分な滞留時間を確保することによって、濁水濃度が緩和されますので、大見西川への濁水影響はかなり低減できる計画としています。</p> <p>31 よって、河川水質調査は大見西川と周辺にある城川での調査、予測で十分であると判断しています。</p> <p>防災調整池の設置に伴って発生する残土は、事業実施区域内に薄く敷き詰める計画です（定量化した土砂を盛土するエリアを決定した上で安全面をチェックし、行政との調整を図ります）が、転圧や芝生による養生を行うことにより、濁水の発生を抑制します。</p> <p>また、仮に濁水が発生しても、防災調整池に流入し、そこで滞留させる間に濃度緩和できますので、下流河川に土砂を流入させる量は極めて少ないと判断します。また、防災調整池では有機汚濁を発生するわけではありませんので、放流先の水質汚濁を誘発することはありません。</p> <p>今後は、事業の実施に際して周辺住民の美馬様へわかりやすい説明を心掛ける所存です。</p>	<p>環境アセス方法書(BCMのホームページ)を読ませていただきました。</p> <p>太陽光パネル設備の設置工事や、ソーラーパネル(10万枚！?)から流れる雨水は、調整池だけでは吸収されない恐れがあり、下流域への影響が見込まれます。</p> <p>下流域への流出によって河川の水域の汚染や水質悪化、災害、自然破壊が起こり、水質の変化で、河川に生息する生物への悪影響が危惧されます。</p> <p>水質への影響を明確にするべく、河川全流域での調査を実施し、数値測定、予測、評価、判定を行い、明確な実証調査報告を行う事をすべきです。</p> <p>また、残土を敷地内に盛り土をするとのことですが、盛り土の問題は全国的に問題視されている中で、十分な調査もせず計画を進めることは到底認められません。下流域への残土の流出、汚染も懸念される状況で近い将来、重大な問題を及ぼすと容易に想像できます。</p> <p>また、説明が不十分な箇所が多く見られます。</p> <p>地元住民の方への説明責任を果たされることを強く要求致します。</p>	水

	32 ご指摘を踏まえ、景観に対する影響についても、予測評価を行い、影響を極力回避・低減できるように努めてまいります。	①国立公園にある伊豆スカイラインから、別荘地に入る入口に、メガソーラーが敷地いっぱいに張られている景観を想像すると、ぞっとします。なぜ、ここに計画されたのか知りませんが、国立公園に接し、自然豊かなところだから、別荘に来るのです。再生エネルギーと称して、樹木を伐採するなど、自然を破壊する事業は何のためなのでしょう。はなはだ疑問です。自然再生エネルギーの活用は、この自然と景観を守るのを前提にしないと、再生エネルギーの活用は意味がないのではないのでしょうか。太陽光パネル建設事業の環境影響評価は、このことを前提にすべきです。	事業計画
	ご指摘を踏まえ、最寄りの別荘へ反射光への影響についても予測評価して参ります。また、準備書の段階では、反射光等の影響を低減させる環境保全措置を検討して参ります。	②別荘地入口から別荘地に入る道路沿いにも太陽光パネルが設置されたら、別荘地の景観は無残な姿になるのではないのでしょうか。パネルの反射光で車の運転も心配です。また、パネルとの間に仕切りの塀でもつくられたら、景観も台無しです。結果、パネルを設置することで、別荘を利用する私たちには、反射的なかたちで損失が発生するのではないのでしょうか。その損失を補償するのか、損失を発生させない方法を取るのか。環境アセスで評価してほしいです。伊豆スカイライン別荘地を愛する者	景観
	33 本事業については、静岡県をはじめ、伊豆市様、伊豆の国市様、伊東市様からのご指導を頂きながら環境影響評価を進めております。必要に応じてご指導いただきながら適切に事業を進めていきたいと考えております。	・ジオパーク伊豆にふさわしくない施設の建設は、市として県として長い目で判断し、適切な指導及び規模については是正指導すべきと考える。 ・伊豆箱根国立公園に隣接した地域における太陽光発電の許可がなされて良いものなのか、事業者として環境や地域保全に配慮すべき ・今時、災害が多発する中において、大規模な切盛はあり得ない。保守点検の行方、問題が生じたときの補償の確約やそのあり方について明確な回答がない限り事業の実施はあってはならないのではないか ・隣接地に生活道路があり、住民がいる事をふまえたときその計画はあり得ないのではないか？	災害
	34 この地域の生活用水として地下水が使用されていることは承知しております。本事業の計画策定に当たっては、地下水脈に当たる場所までの改変を行わないことにより、周辺で使用される地下水への影響を回避または低減できるものと考えております。また、別荘地で使用される地下水質については、工事前、工事中、稼働後に水質調査を実施し、施設管理者に報告する計画です。防災調整池は周辺の河川流量を抑制するために設置しますが、容量については、当該事業地から流出する雨量は、50年に一度の豪雨時においても<通常起きうる降雨>に対する量まで縮小するように調整池を経由する計画としています。残土は発生しますが、これは安全のために道路を拡幅したり、付け替えることによって残土が発生することと同じであり、ご理解をお願いいたします。防災調整池の建設に伴い発生した残土の一部は、対象事業実施区域内に薄く敷き詰めることがありますが、その場所は転圧や芝生による養生を行うことで濁水の発生を抑制します。さらに、工事期間中の仮設沈砂池内には、環境配慮型の濁水処理フィルターを配置することで濁水流出の防止を図ります。最近起こった熱海の事故は、開発面積が1haを超えるにもかかわらず、県と必要な協議を行わずに谷筋を埋めてしまったことが一因です。本事業においては開発済みの土地に計画すること、必要な協議を事前に県と行うこと、現状よりも河川の最大流量を抑制できる防災調整池を設置するなど、安全対策には十分配慮いたします。また、最近発生する異常な量の降雨は海水温の上昇がその一因と言われており、その原因は全世界での化石燃料の過剰使用によるものと考えられています。再生可能エネルギーの開発は化石燃料の焚き減らしにも貢献できると考えております。ご理解の程、よろしくお願いたします。	①水源と治水 我々住民は、この山の自然に水源と治水を期待し暮らしてきました。ゴルフ場の芝生が大自然だとは言わないが、緑に覆われていた土地のほとんどをパネルで覆ってしまい、立木の伐採、その上調整池の掘削土を盛り土する。これは明らかに山の形状の改変であり、環境の破壊です。これが水源や治水に大きな影響を及ぼすことは明らかです。また、最近起こった熱海の地滑りの事故をどう捉えているのでしょうか。天城の名はアメリからついたと言われるぐらいの雨の多い土地です。それを承知でこの土地を選んだわけですが、熱海の事故は、その上、線状降水帯という今までは考えられないほどの置の雨が降る可能性があり、それがどこにでも起こり得ること、そして、山の地形の改変（立木の伐採、掘削、盛り土等）がどのような結果をもたらすかを示している。そもそも土砂災害等を防ぐために造成する調整池の掘削土が、盛り土として大きな土砂災害の要因となることに矛盾を感じないのか不思議です。基準をクリアすれば法的に問題はない？これだけ周りから指摘されながら、何も変更せずに事故が起こったとしたら、これは天災ではなく人災です。	水
	ご指摘を踏まえ、最寄りの別荘からの景観についても予測評価して参ります。	②景観と自然環境 我々はこの「静かで自然が一杯で景観も美しいという環境」をあてにし、今後も継続されることを期待し暮らしています。それが『自然が一杯で富士山も見える別荘地』から『太陽光パネルが見える別荘地』に変わろうとしています。ゴルフ場もこの自然が一杯、富士山が見えるなどの環境を利用して営業してきたはずで。我々もこの静かで美しい環境、そして水源・治水としての山に期待し生活しています。そういう意味で富士山も静けさも景観も我々の共有財産です（伊豆の共有財産でもあります）。ブルーキャピタルもまわりの森や山を所有しているわけではないが、「周りには別荘地以外にほとんど人家がない」「森に囲まれパネルが外から見えにくい」などの共有財産である自然一杯の環境をあてにし事業を始めようとしています。もしこのような環境がなければ、計画を立てることすらできなかったはずで。我々の共有財産である「静かで自然が一杯で景観も美しいという環境」を壊すような事業には断固反対します。この事業によって、ブルーキャピタルは一時的に利益を得るだけ。我々住民は一時的に不利益を得るだけ。このようなことが当たり前のように進められていくことに非常に疑問を持ちます。	景観
	35 地下水質に影響を与えないよう、地下水脈に当たる場所までの改変は実施しない計画です。別荘地で使用されている地下水については、工事前、工事中、供用時に水質調査を実施し、その結果については施設管理者に報告いたします。	天城山系にとっては水質の良さは財産です。近隣ではわさびの栽培もなされており、万一汚染があれば文化的な打撃にもなりかねません。どう管理され維持されるのか・・・？現状に手を加えるには大きな責任が伴います。	水

36	<p>本事業で使用する太陽光パネルは耐久性が高いものを選定しています。その他、20年以上耐えうる設備として定期点検を行い、更新が必要な設備は適時交換しながら維持管理して参ります。</p>	<p>・ネットやマスコミでも、パネルの耐久年数が短くなってきている！との記事が出ていましたが、維持管理は今の考えで大丈夫なのですか？</p>	事業計画
	<p>パネルに使用される材質については、破壊されても有害物質が溶出ししないものを使用いたします。また、使用するパネルを粉砕し、溶出試験を実施し、カドミウム、鉛などの有害物質が溶出ししないことを事前に確認しております。ご安心ください。</p>	<p>・パネルより流出する有害物質があると聞いていますが、台風・大雨等により貯水池(調整池)からオーバーフローによる下流への流出により、別荘地井戸への影響があると思いますが、この点の解決方法はあるのですか？</p>	水
	<p>電磁波の影響については、一般財団法人電気安全環境研究所の報告（JET Report Vol.52）によると、人への健康影響を考慮して国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）が磁界ばく露の制限に関するガイドラインを公表しており、太陽光発電システムから発生する磁界の大きさはこの値を十分に下回っているとの報告もあり、影響はほとんどないものと考えております。</p>	<p>・別荘地内には、電磁波が体に影響が出る方がお住まいですが、本当に大丈夫なのでしょうか。</p>	電磁波
37	<p>ご意見いただきました「静寂」については、環境要素として環境影響評価手続きの中で直接判断するのは難しいと理解しておりますが、騒音に関してはその影響を準備書において予測評価いたします。</p>	<p>今から10数年前、私共が伊豆半島に別荘を求め、あちこち見て検討した結果、此処(現エンゼル・フォレスト・リゾート伊豆スカイライン)に決めた大きな理由は、都会では決して得ることのできない「静寂」でした。この別荘地は、温泉が出る訳でもなく、交通手段、買い物等も決して利便とは言えません。「資産価値」を考えたなら、他の選択をしたでしょう。ですが、その何も無いからこそこの「静寂」が、此処のプライスレスの魅力価値なのです。ここの多くのオーナーの方々、永住している方は、その「静寂」を求めて、この地を選んだのです。その事を、当該メガソーラー開発業者(社)はもとより、関係する県、市のご担当者の方々は深くご理解下さい。今回、事業者(社)がメガソーラー発電開発しようとしている隣接の「伊豆スカイラインCC」は、伊豆半島の穏やかな土地柄そのままにゴルフ好きな別荘地オーナーの方々だけでなく、近隣の方々にも親しまれて来ましたが、</p> <p>そのゴルフ場の半分の土地が、メガソーラー発電所となり、10万枚に及ぶソーラーパネルが設置されることには、大きい懸念を抱きます。開発による長期の工事、設置施設等から出る昼夜に及ぶ機械音等、開発事業によりこの「静寂」が失われる事は、此処を訪れる楽しみを奪われるも同然です。都会暮らしでは鈍くなっている五感も、此処に数日間滞在するだけで研ぎ澄まされます。事業者(社)が方法書に示した、データや指標を基準にした数値検証では、“安心安全”は担保されません！もっと時間と手間を掛けた丁寧な検証が必要と考えます。</p>	騒音
	<p>景観の予測においては、可視・不可視の判断ではなく見え方等を踏まえた予測評価を行います。また、反射光についてもその影響を予測・評価いたします。</p>	<p>★「景観」に関して 「景観」は関係する伊豆市や静岡県だけのものではない、と思います。巢雲山の展望台から初日の出を迎えるのは、我が家の楽しみな新年行事です。ジオサイトにも認定された眺めは、霊峰富士山をはじめ、相模湾から駿河湾と伊豆半島の景観を一望できる、世界に誇れる日本の美しい風景です。この美しい景観こそが、市や県にとっての大きな“観光資源”ではありませんか？その中に10万枚ものソーラーパネルを設置する事は、この“観光資源”を著しく阻害するものではないでしょうか？単に目視できるかどうか、だけではなく、反射光や上空からの眺め、樹木の枯れた季節の光景も検証すべきです。</p>	景観
	<p>地下水質に影響を与えないよう、地下水脈に当たる場所までの改変は実施しない計画です。 また、別荘地で使用されている地下水に関しては、工事前、工事中、供用後に水質調査を実施し、管理者に報告いたします。 また、事業実施に伴い防災調整池を設置しますが、それによって降雨時の周辺河川における最大流量を抑制します。また、防災調整池の容量については、当該事業地から流出する雨水量は、50年に一度の豪雨時においても＜通常起きうる降雨＞に対する量まで縮小するように調整池を経由する計画としていること、また降雨時には河川流量を抑制するために放流量を抑制できるため、現状よりも河川の最大流量を抑制することができます。そのため、本事業の実施によって河川に位置する大きな転石が動くことはないものと考えております。</p>	<p>★「水流」に関して 別荘地の水源は地下水です。 メガソーラーの設置、調整池の位置等による、私達のライフラインである水源への影響を懸念します。昨今の異常気象は、今までのデータや国の指標だけでは「十分な安心安全」を得ることはできません。「想定外」を想定し、考えられる限りの、具体的連絡方、避難場所、責任者(社)の提示はすべき、と考えます。</p>	水
	<p>・現地調査の範囲につきましては、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年）の対象事業実施区域から250m程度、「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成11年）の同区域から200m程度を参考に、約300mと調査範囲を拡張したものであります。ただし、猛禽類については、「チュウヒ保護の進め方」におけるハンティングエリアを参考に1.5km程度、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」にて、クマタカの非営巣期高利用域の半径約1.5kmを包含する範囲としています。これらのことから、調査範囲としては十分に確保しているものと考えております。 ・生物調査は1年間としておりますが、調査結果に基づき専門家の意見を踏まえ、追加調査について検討いたします。 ・捕獲した哺乳類は、種類・体長等を計測した後、放すことで自然に戻します。</p>	<p>★「動植物」に関して 「動植物、生態系への影響」想定範囲を300mとする合理的根拠の説明を求めます。 野生動物は、夜間行動する種も多く、それらをこの想定範囲では生態系への影響として検証できるとは思えません。 植物も風や鳥、虫が種子等を運ぶことが多く、環境の変化が及ぼす影響は300mや1年程度の調査で検証できるものではないと思います。 また、直近の方法書説明書で示された動物用トラップ、此処には天然記念物のヤマネの生息も確認されています。ワナにかかった動物をその後どう扱うのか？明確な回答を求めます。 開発により、生息地を追われた鹿や猪による被害が別荘地内、城や地元に広がる事も懸念されます。 「動植物に関して」は、今回の環境アセスメントでは対象から外された、との事ですが、事業者(社)の開発無いようは説明会ごとに変更され、当初の内容と直近(2021/9月)では、伐採や造成地の範囲も全て違います。この方法書は、直近の変更に対応していません。 事業者(社)は、実施する開発事業内容に沿って申請を再提出し、静岡県も再度、認定を検討すべきと考えます。 ・事業者(社)はもとより、静岡県、伊豆市(伊豆半島すべての市)の方々には本来であるSDGsの観点から、未来に渡る視野、見識を持って当該事業を再度見直して頂きたいです。</p>	動物

38	<p>他案件の場合は、意見数が非常に多く全てのご意見を審査において関係者様に見ていただく事が難しい状況から、適切な判断を頂けるよう、静岡県様とご相談した上でそのような対応とさせていただきます。なお、頂いた意見書は全て静岡県様に提出させて頂いております。今回は全て記載させていただきました。貴重なご意見誠にありがとうございます。</p>	<p>1 意見書の取扱いについて 私たちは、本意見書の全ての内容の著作権を放棄していない。転載と全文引用は認めるが、一部引用や改変は認めない。 伊豆スカイラインc.c. 発電所建設事業事業者（以下、「本事業者」という。）の他の事業の意見書と見解などを見ると、本事業者の都合による改変と、それによる意見のニュアンスのドリフトが見られる。 意見を正確に伝えたいという意から、改変を認めることはできない。 なお、他の多くの事業者は、意見書原文を編集することなく記載している。 また、本事業者の他の事業の意見書に対する見解などを見ると、意見に対して「〇〇で規定されていることを守っている」或いは「〇〇ではこう規定されているから問題が無い」的な見解が見られる。 一方で条例やガイドラインに規定される「住民とのコミュニケーション」は守られていないし、住民の質問書に対しても合理的な回答は示されていない。 本事業者の都合の良い権利のみ主張し、義務を果たさないようなことは避けるべきである。 本事業者がそのようなことを行っているという意味ではなく、他の意見書に対する見解などをみると、事業者は意見書の内容に対して「〇〇に心がける」的な見解を示す事例が多い。 しかし、実際には「〇〇」は心がけられておらず、意見書に対する見解と実際の行動に乖離がある。 「心がける」「注意する」「改善予定」などという曖昧な見解ではなく、具体的な内容を実行期日と共に示されたい。 見解に示したことに關してはこれを確約とし、守られなかった場合は行政からの指導を含め対応を（行政に）要望する。</p>	地元合意形成
	<p>2 度目の回答につきまして、事業スケジュールについてご要望に沿った内容でお返事が出来ず誠に申し訳ございません。引き続き、ご理解頂けるよう事業計画についてご説明を重ねて参ります。</p>	<p>2 本事業者は住民からの質問に対して、現時点でも合理的回答を行っていない。 1度目の質問は督促してやっと文書で回答したものの、2度目の質問に関しては「民間企業だから」と言う訳の分からない理由により、回答しようとしていない。 住民からの疑問点に応えようとしぬい姿勢は、行政からも批判されるべきである。</p>	事業計画
	<p>令和元年12月9日に提出した静岡県に対して提出されている「静岡県環境影響評価条例第八条第一項」の規定による届出書は概略の計画段階であります。静岡県様にも確認し、無効とはならない事を確認しております。</p>	<p>3 本方法書「はじめに」では、「本事業は、静岡県環境影響評価条例に基づく第2種事業判定において、2つの理由により環境影響評価の手続きが必要との判断となりました。その後、弊社から（中略）審査請求し、動、植物、生態系は不当判断との見解が示された」と記載し、あたかも景観のみに限定して、環境影響評価の手続きが必要となったかのような記載がある。 本事業者の記述内容は、第2種事業届出書（「伐根・造成等はせず現状の地形を最大限利用する」「現在の地形を改変しません」）によるものを前提にした県の判定である。 しかし、その後本事業者は、本年6月26日、私たちにに対し、「区内の立木は1割のみ残置、その他の立木を伐採・伐根し8.8ha造成工事を行う。調整池工事で発生する3.8万?の残土は事業地区内に埋め戻す」等相当規模の立木を伐採・伐根し、造成工事を行うなど、事業計画内容を大幅に変更した事業内容を説明している。 「はじめに」の内容は、本事業者のこの間の大幅な変更の説明を反映したものとはいえないことから、改めて、変更内容を反映した事業届出書を提出し、再度、県の判定を受けた後、環境影響評価方法書の手続きを行うべきである。</p>	事業計画
	<p>本事業については、静岡県様をはじめとして、伊豆市様、伊豆の国市様、伊東市様からのご指導を頂きながら環境影響評価を進めております。必要に応じてご指導いただきながら適切に事業を進めていきたいと考えております。</p>	<p>4 本事業者は、平成元年12月9日県の環境影響評価条例第8条第1項の規定に基づく届け出を行い、県は平成2年2月7日伊豆スカイラインc.c. 発電所に係る第2種事業の判定について（通知）の処分を行った（以下、「2.2.7判定」という）。 この中で、県は動物・植物・生態系については「相当程度影響を及ぼすおそれがある」。河川の流量については「河川の流量を増大させるなどの相当程度の影響を及ぼすおそれはない」。景観については「『国立公園の景観に相当程度の影響を及ぼすおそれはない』とまでは言えないと判断する」と判定した。 この判定内容は、本事業者の届け出内容を踏まえて出されたもので、行政処分という公権力の行使となる。 ところが、6月26日の本事業者説明では、本事業者の第2種事業届出書内容の「伐根・造成等はせず現状の地形を最大限利用する」としていた部分を「事業地内の立木は1割のみ残置、その他の立木を伐採・伐根し8.8haの造成工事を行う。調整池工事で発生する3.8万?（熱海の土石流・盛土問題に匹敵）の残土は事業地区内に埋め戻す」等第2種事業届出書の内容を大幅に変更し、かつ「2.2.7判定」処分の前提となる、「動物・植物・生態系」「河川の流量」「景観」の三要素の主要な構成部分の根幹に関わる重要な要素の変更も行っている。 このような環境影響評価に係る主要な構成部分が変わりながら、第2種事業届出書内容手続きの変更若しくは再提出をせず、手続きを続行することは、「2.2.7判定」処分の前提が覆され、環境影響評価方法書（以下、「本方法書」という。）手続きの有効性が問われるものと考えられる。 このことから、県は改めて事業者の本方法書の内容を反映した事業届出書の提出を求め、これを受けて再度判定処分を行ったうえで、方法書の手続きに入らない限り、環境影響評価条例上の瑕疵ある手続きとみなすことも考えられる。改めて事業届出書の提出手続きを行ったうえで、然るべき手続きを履行すべきと考える。</p>	自治体関係
	<p>事業地の選定理由につきましては、記載の通りとなります。</p>	<p>5 本方法書の事業目的には、太陽光発電事業として本事業地区を選定した理由が記載されていない。 太陽光発電事業の選定にあたっては、発電事業としての適地要件を満たし、選定した理由を当然方法書に明示されるべきである。選定した理由等は環境影響評価の範囲、項目に深くかかわるものである。 ところが、本事業者はこれまでの説明で、「伊東市鎌田の事業が困難になったので、本事業地区を選定した。しかし、ゴルフ場インコースは国立公園内で太陽光発電はできないので、アウトコースのみに設置することになった」と場当たり的な説明を行っている。 10万枚に及ぶ太陽光パネルを設置するには厳しい36haの狭い敷地を事業区域としているため、既存の立木の伐採・伐根、大幅な造成工事、調整池は必至となり、かつ下流の河川等への影響も想定され、自然と生活への影響ははかり知れない。正当で、合理的な理由が認められなければ、撤退すべきである。</p>	事業計画
	<p>本事業については、静岡県様をはじめとして、伊豆市様、伊豆の国市様、伊東市様からのご指導を頂きながら環境影響評価を進めております。必要に応じてご指導いただきながら適切に事業を進めていきたいと考えております。</p>	<p>6 本事業は、元々は伊東市で計画されていたものである。 伊東市では乱開発に対する市民等の反対が多く、事業の合理的推進が不可能になり、伊豆市に場所を移行した。 伊東市の計画地に対して伊豆市の土地は狭く、そのため、その中に無理矢理40MW分のパネルを高密度で並べる計画になっている。 このような事業地の変更は現在は認められていないが、認められなくなったことには理由がある。 本事業者は法の隙を突くようなやり方でメガソーラー発電所を計画している。 これに対して伊豆市或いは静岡県が、適切な規制や強い指導を行わず、万一自然や環境に対する負荷の上昇や事故が起こることがあれば、行政の責任も追求されるべきだと考える。</p>	自治体関係
	<p>準備書においては、事業計画の確度が上がりますので、工事内容や設備の詳細についても記載いたします。 また、環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省HP）によると、環境影響評価制度とは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度であり、本事業に係る環境影響評価においても、調査、予測、評価を行う事により内容を精査・調整することで良い事業計画を作れるようにしたいと考えております。</p>	<p>7 周辺住民を対象とした事業説明会における事業内容が度々変更され、本方法書でも変更されている。 また、他の事業者の方法書などを見ると明確に内容が示されているのに対し、本方法書では工事内容や設備の詳細も記載されていない。この点は説明会の場でも指摘したが、本方法書においても同様であり全く改善されていない。 パネル枚数ですら「約10万枚」と表示されているが、9万枚なのか10万枚なのか11万枚なのかすら曖昧にされている。 更には、現時点では明確ではない（詳細設計未了とあるが詳細設計ではなく、ゼネラルレベルの設計も出来ないない?）とされる項もあり、そもそもの本事業の基本的内容が確定していない段階で環境影響評価はできないはずがない。本事業の基本的内容が確定したのち、環境影響評価方法書の手続きを行うべきである。</p>	環境影響評価
	<p>本事業については、静岡県様をはじめとして、伊豆市様、伊豆の国市様、伊東市様からのご指導を頂きながら環境影響評価を進めております。事業計画についても必要に応じてご指導いただきながら、より良い計画にしていきたいと思います。</p>	<p>8 本事業者のホームページには年間25,685トンの炭酸ガス排出量が低減できるとある。確かに太陽光発電推進派の言う計算式を適用するところなのだが、シリコン太陽電池を作るためには大量のエネルギーを必要とし、大量の炭酸ガス排出の上に製品が成り立っている。 これは原発も同様であり、原発自体の炭酸ガス排出量は小さいが、原発建設と解体に要する部材とエネルギー（炭酸ガス排出量）は膨大になる。 太陽光発電所では出力を下げることは出来ても、晴天時以外は任意に出力を上げることが出来ない。 従って、時々刻々と変動する電気需要に対しての対応が出来ず、出力増減の可能な別の発電システムが必至になる。 また、36haの森林開発によって、年間約250トン程度の炭酸ガス吸収量が減少する。これらを考えると、自然を破壊してまで太陽光発電所をつくる意味が希薄になる。 金銭的メリットの他に、太陽光発電のメリットを合理的に説明できる人はいない。環境影響評価は、十分慎重、正確に行うべきである。</p>	事業計画
	<p>ご意見ありがとうございます。 事業地は開発されたゴルフ場を利用し実施致しますので、伐採面積及び造成面積を最小限に抑えられ、南向きの斜面が多く、太陽光発電に適していると判断致しました。</p>	<p>9 本事業では、既存のゴルフ場の立木を伐採し、ほぼ全域に10万枚のパネルを設置する計画だが、太陽光発電所が定格出力を出すのは晴天時の数時間と短い。土地が狭く平坦地の少ない日本において、太陽光発電はあまり効果がなく、良い方法ではない。 本事業対象地も、平坦地が少なく、日照時間も少ない場所が多くあり、太陽光発電所の適地としては相応しくない。</p>	事業計画

	ご指摘を踏まえ、太陽光パネルを設置する際のCO2の発生量等を勘案した削減量について、環境影響評価準備書の住民説明会においてお示しいたします。	10 既存の立木を伐採し、造成工事を行うことは、自然を破壊して電力をつくり出すこと。事業者は年間2万5000トンのCO2削減だと説明しているが、10万枚のパネルの製造において発生するCO2や10ha以上の立木を伐採することによって喪失するCO2吸収量を合わせて比較すべきだ。これは建設時に膨大な量のCO2を発生させる原発と同様と考える。更には太陽光発電所に適した土地がなくなったことから、規制が緩やかな既存のゴルフ場を利用した事業が行われ、営利目的のためなら何をやってもかまわないみたいなことは避けるべきである。	炭酸ガス
	方法書においては、現段階で想定される太陽光パネル、変電所設置用地等を示しておりますが、準備書作成時には、具体的な配置や、その計画に伴う予測評価結果をお示しします。	11 「太陽光パネル、管理用道路、パワーコンディショナー（以下、「パワコン」という。）設置用地等25.77ha」の内訳が不明。本方法書では、10万枚のパネル、管理用道路、パワコンの配置計画が不明であり、環境に与える影響の程度が求められる方法書縦覧、意見の提出等の手続きを無視した内容となっているので、本方法書を再度作成し直し、手続きを改めて行うべきである。	事業計画
	工事工程は、現設計段階の伐採、造成及び建設工事の内容から算出してあります。	12 工事行程を全体で、13カ月と記載しているが、造成・基礎工事等の規模が不明であり、規模を明示しないで、13か月必要とのことは、環境に与える影響の程度とそれに対する評価方法を定める、本手続きを無視した内容である。造成・基礎工事等の規模等 を明示した方法書を再度作成し直し、手続きを改めて行うべきである。	事業計画
	方法書は現時点の事業計画をお示しし、その上でご意見を頂き、事業計画を検討し、準備書段階ではより詳細な計画内容をお示しして参ります。	13 「約6.6haの伐採予定」とのことだが、伐根の規模の明示はなく、調整池工事に伴う残土の量も不明。伐根の規模、残土の量を明示しないで、環境に与える影響の程度とそれに対する評価方法を定めることは、方法書の体をなしていない。本手続きを無視した内容であり、方法書を再度作成し、手続きを改めて行うべきである。	事業計画
	ご意見ありがとうございます。事業計画の中で、可能な限り参考にさせていただきます。	14 残存緑地面積が開発区域の21.9%しかなく、自然環境に与える影響が過大である。他のメガソーラー発電所に比較して太陽光パネルの設置密度が高く、自然環境のみではなく防災耐性も低いと言える。緑地面積は開発面積の50%以上を確保すべきだと考えるがいかがか？	事業計画
	本事業地であるゴルフ場自体が樹林伐採、地形改变、土壌の移動（掘削・盛土）等により本来の自然を破壊する大規模な開発が行われたことで、長い年月をかけて形成された地域本来の土壌環境が改变され、植生の形成、動物の生息状況、生態系が大きく変化した場所です。今回、対象となる改变区域は、主にグリーンのエリアで、芝地として様々な人為管理が行われた場所に太陽光パネルの設置を計画しております。今後の図書では、改变するエリアを「改变区域」として、修正するようにいたします。また、改变区域については、調査結果を踏まえ、その範囲を検討する場合もあります。	15 「対象事業実施区域は50年以上ゴルフ場として供されてきた安定した地区であり、本事業では事業計画地の多くは改变しない計画であり（略）」とあるが、改变面積が事業面積の1/4にも及ぶ。これを「多くは改变しない」と表現するのは明らかな誤りであり、計画自体の信頼性を毀損している。また、当初の説明、次の説明、更に本方法書においても計画が変更されている。おそらく2021年の説明が最新であると思われ、それは本方法書における計画案よりも新しい。すなわち本方法書に記載される計画案は古いものではないかと推察される。何が最新で何が正確なものか明示されたい。加えて、「改变部」及び「改变区域」と2種類の表現を使用し、「改变区域」の表示は、ほぼ区域の全体に及び、仮に、改变するところが「改变区域」の表示区域となるならば、方法書の対象項目、範囲等すべてに波及する。説明会では、「誤解を与えて申し訳ない」などと、弁明しているが、修正が必要なら、改めて方法書を作成し直し、手続きを行うべきである。	環境影響評価
	鳥類、両生類・爬虫類、植物の専門家で、各分野1名ずつの計3名のヒアリングを実施しました。専門家のプロフィールに関しては、個人情報保護法の関係により、当人からの承認を得た上で明確にするようにいたします。	16 「専門家等からの意見聴取を実施した」とあるが、どのような分野の何の専門家が何人で協議を行ったのか、論文や執筆書籍等に関する情報も無く信頼性に欠ける。信頼できる情報を得るために最低数人の意見を参考にしているかと推察されることから、専門家チーム全員のプロフィールを明確にされたい。	動物
	専門家の選定理由としては、今回の事業地であるゴルフ場の環境（樹林・草地・水辺等）において太陽光発電の整備に対する影響を受けやすいと分類群として鳥類、両生類・爬虫類、植物を選定しましたので、そのような内容の文章を追記いたします。	17 専門家の意見が記述されているが、専門家の選定理由を説明したうえで、専門家の意見を記載すべきである。	動物
	太陽光発電の設置場所は、ゴルフ場の跡地であり、ゴルフ場の周囲にはイノシシ、シカの防止ネットが周囲に設置され、侵入防止の管理体制を構築しております。また、シカ、イノシシ等の野生生物の増加要因は、近年の社会情勢による影響が大きいためであり、ゴルフ場内での太陽光発電所を設置と事業区域周辺でのシカ、イノシシによる被害とは、相関関係がないものと考えられます。	18 本事業予定地周辺では、鹿、イノシシ等による被害が恒常化しているが、このような中で、太陽光発電所が設置されると、動植物の生息・生育環境の変化で、事業区域周辺での鹿、イノシシによる被害の増大が危惧される。観測地点を拡大し、年間を通じた詳細な調査・予測・評価をすべきである。	動物
	ゴルフ場自体が樹林伐採、地形改变、土壌の移動（掘削・盛土）など本来の自然を破壊する大規模な開発であり、本事業はそのような場所に太陽光パネルの設置を計画しております。よって、地域の潜在的な動植物、生態系の把握は難しいと考えておりますが、今回は、春夏秋冬を通じた動植物及び生態系の調査を実施し、その結果を予測評価するとともに、重要な種における補足的な調査が必要な場合は、調査の継続をするよう検討いたします。	19 本事業予定地及び周辺には多様な動植物が存在する。太陽光発電所の設置により、共生しているバランスが崩れ、様々な影響が発生すると危惧される。環境影響評価では、3年以上の期間を設定して、これらの動植物の生態系を調査し、バランスが崩れない対策を予測、評価すべきである。	生態系
	両生類の調査範囲となる事業地周囲の河川は、通常、比較的水量の少ない状態であり、水生植物などの生育に適する場所や河川の水量の変化により産卵や生息場に影響が出される両生類の生息も想定されないことから、現在の調査範囲で問題ないと考えております。	20 伊豆スカイライン別荘地の井戸が設置されている付近には、モリアオガエル（静岡県・準絶滅危惧）が生息しており、調整池Cからの雨水排水の流出による影響が危惧されるので、調査範囲を拡大し、詳細に調査・予測・評価をすべきである。	動物
	実施した調査において、モリアオガエルは確認されていません。	21 伊豆スカイライン別荘地井戸付近には、モリアオガエル（静岡県・準絶滅危惧）が生息している。調整池から放流されたら、生息に影響するおそれがある。国の事業計画策定ガイドライン（その生育群における開発の回避等）を踏まえると、調整池Cの位置、放流経路を変更すべきである。	動物
	事業地であるゴルフ場は、その周囲を樹林地で覆われており、事業地内においても樹林地や草地が残存しています。さらに、緑化整備を計画する等の地域の気温上昇に対する緩和対策に努めます。動植物につきましては、年間を通じて調査・予測・評価し、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討してまいります。	22 36haの本事業予定地に10万枚の太陽光パネルを設置することは、事業区域のほとんどの部分にパネルが張り巡らされ、このことによる気温の上昇は必至である。気温の上昇による周辺の住民、動植物への影響について、年間を通じて詳細に調査・予測・評価をすべきだ。そして、周辺の住民、動植物への悪影響が予測されるならば事業の撤退を表明すべきである。	動物
	樹木の伐採・伐根・造成工事による気象への影響を予測する確立された手法がなく、適切な予測が出来ないと考えておりますが、準備書作成段階までに一般に認められる手法が確立された場合には、手法に則した予測の実施を検討いたします。	23 既存の立木をほとんど伐採・伐根し、造成工事を行うことは、気温の上昇による気象条件の変化も推察される。特に事業地は標高約500mであることから、年間の降水量にも影響を与え兼ねない。既存の立木をほとんど伐採・伐根し、造成工事による気象への影響についても年間を通じた詳細な調査・予測・評価をすべきである。	気象
	河川の流量に関して、本事業実施において設置する防災調整池の容量については、当該事業地から流出する雨水量は、50年に一度の豪雨時においても「通常起きうる降雨」に対する量まで縮小するように調整池を経由する計画しており、放流先河川の最大雨量は本事業実施によって減少することはあっても、増加することはありません。なお、河川の流量の環境に与える影響は「河川の変化」の横目で取り上げて予測・評価を実施いたします。	24 本事業者は、昨年8月、「伐根・造成等はせず現状の地形を最大限利用する」と説明し、「動物・植物・生態系」「河川の流量」などへの影響は少ないような説明を行ったが、本方法書では相当規模の立木を伐採・伐根し、造成工事を行い、調整池工事で発生する残土(3.8万t、熱海の土石流・盛土問題に匹敵)は事業地区内に埋戻すなど、事業計画内容を大幅に変更したもになっている。このような工事は、「動物・植物・生態系」「河川の流量」などへの影響は必至となるので、「動物・植物・生態系」「河川の流量」の環境に与える影響を、可能な限り範囲を拡大し、最短でも1年から2年にわたる期間評価し、環境に与える客観的な評価を行うべきである。	水
	今回、哺乳類調査では、フィールドサイン調査、自動撮影調査を実施するため、キツネの生息状況の把握に努めるとともに、確認された場合には、専門家の助言を踏まえ、その保全措置について検討いたします。	25 伊豆スカイライン別荘地内にはキツネも生息している。静岡県では重要種の指定ではないようだが、神奈川県等では重要種として指定されている。他県で重要種であろうと静岡県で指定されていないければ関係が無いなどと言う、無責任な判断は決して行わないでいただきたい。（キツネに県境を教育するのなら話は別だが）神奈川県レッドデータブックによれば「開発によってそのような生息環境がなくなり、本種は生息できなくなっている」とある。メガソーラー建設はまさにこれではないのか？	動物
	スズメバチは、樹林に巣を造る傾向があり、高い気温となりやすい太陽光パネルの裏側に設置する可能性は低いものと考えております。また、太陽光パネルの設置後も定期的なメンテナンスを実施して生物状況の管理も並行して実施いたします。	26 別荘地内にはスズメバチが多く見られる。太陽光パネルの裏側など、スズメバチの巣作り場所として使われることが想像できる。太陽光パネルの設置によって鳥類が減少すれば、天敵の減少によりスズメバチの数は増大して人的被害が起きやすくなる。これの対策として、オニヤンマなどを増やす（放す）事を考えていただきたい。	動物
	普通土壌の規定温度である25℃以下になるように、CVTケーブルの大きさ及びケーブル条数を設計します。	27 送電用ACラインの発熱による土中生物への影響はどう考えているのか？最大出力送電時に於ける発熱量と放熱量(K/W)を示し、送電管に於ける最大温度の開示を求める。	事業計画
	水質調査地点は、調整池放流が行われる大見西川と、周辺環境把握という観点で城川を予定しております。事業実施による環境影響については、大見西川の予測地点における予測・評価を行います。ご指摘の大見西川、城川の合流地点は大見西川地点より事業実施による影響が小さくなることから、調査地点追加は検討しておりません。	28 水質調査地点は、大見西川、城川の中間部の2か所を設定しているが、その場所以外の調整池C等から流出する水も想定される。大見西川、城川の合流地点も調査地点として加えるべきである。	水
	調査地周辺の大見西川及び城川は、水路幅が狭く、水深が比較的浅く、水量が少ないため、アユの生息の可能性は低いものと推察しております。今後、魚類調査を実施することで、生息状況を確認したいと考えております。	29 アユ等の生態系への影響調査が不明。本方法書では、水質調査地点は、大見西川、城川の中間部を設定しているが、降雨等により、調整池からの雨水、土砂等が流出し水質悪化等による動植物（アユや稲作等）の生息・生育環境への影響が想定されるため、大見川との合流点は勿論、大見川、狩野川等を含めた調査等の範囲を設定すべきである。	動物
	本事業の目的がゴルフ場内における太陽光発電のアセスメントであることから、調査範囲は、太陽光発電所の設置場所を核としております。現地調査の範囲につきましては、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年）の対象事業実施区域から250m程度、「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成11年）の同区域から200m程度を参考に、約300mと調査範囲を拡張したものであります。ただし、猛禽類については、「チュウビ保護の進め方」におけるハンティングエリアを参考に1.5km程度、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」にて、クマタカの非常集巣高利用域の半径約1.5kmを包含する範囲としています。これらのことから、調査範囲としては十分に確保しているものと考えております。	30 動物、植物、生態系の調査範囲が限定的。専門家の意見にも示されているが、ゴルフ場を前提とした調査範囲では、生息する動植物への影響が予測できないので、範囲、期間を広く設定した、調査、予測及び評価の手法を定めるべきである。	動物
	鳥類では、ミソゴイ等の夜行性鳥類を調べる夜間任意調査を実施し、コウモリ類は夜間任意調査を、昆虫類は夜間におけるライトトラップ調査を実施いたします。	31 夜行性動物、コウモリ、夜行性の昆虫などに関して夜間の調査も行うべきである。	動物
	太陽光パネルに降った雨水は、その一部が谷筋に設置した水路から、調整池へ流入しますが、大部分は周辺の草地に浸透します。したがって、事業実施区域内で浸透又は排水処理が可能であり、事業実施に伴って周辺の沢に流入する水量が増加することは考えられません。よって、調整池排水の流入河川である大見西川と事業実施区域からの排水が基本的に流入しない	32 太陽光設備の設置に係る造成工事、10万枚の太陽光パネルから流れる雨水は、調整池だけでは吸収できない恐れがあり、下流域への影響も危惧される。下流の沢、河川への流出による災害の危険、水質悪化による鮎、山葵等への影響、シイタケ畑の育成・営業への影響が危惧されるので、支流全域及び大見川合流地点に調査ポイントを設定し、長期間の調査・予測・評価をすべきである。	水
	別荘地で使用されている地下水につきましては、工事前、工事中、供用時に水質調査を実施し、その結果を施設管理者に報告いたします。なお、飲料水水質につきましては、個人情報に該当いたしますので、公開図書への記載ができないことをご承知お祈りいたします。なお、飲料水確保に関して、本事業の実施が原因であることが明確な場合は、しかるべき措置を取らせていただきます。	33 調整池Cの排水ルートに別荘地の飲料水となっている井戸施設がある。台風、大雨等の影響で調整池Cからの排出された土砂等により、井戸施設が機能停止となった場合は、住民の飲料水の確保が困難になる恐れが想定される。水質調査等影響する恐れがある調査項目すべてを対象とした環境影響評価を行い、影響が予測できる場合は事前に機能補償をすべきである。	飲料水

<p>森林の持つ平均浸透能は300mm/h以上ですが、伐採跡地においてもそこを踏み固めない限り200mm/h以上の浸透能を持っています。伐採を行ったからと言って、すぐに土壌浸透能が極端に低下するわけではありません。伐採跡地は草地とする計画であり、草地であっても土壌浸透能は200mm/h以上であり、すぐに表面流が発生して土砂崩れが起きるわけではありません。</p> <p>地下水については、地下水脈に当たる場所までの改変は行わないことや、パネルに振った雨水を周辺草地に浸透させることで水量変化を防ぎます。なお、別荘地で生活用水として使用されている井戸については、工事前、工事中、供用時に水質調査を実施し、その結果を施設管理者に報告いたします。</p>	<p>33 一般的な森林の保水力は雨量換算200~300mmと言われている。説明会で本事業者側は「最大600mmでも大丈夫」と説明しているが、伐採による残置森林面積が1/10になってしまうのであれば、この200~300mmの保水力も、全体で1/10になると推定すると、600mmの雨量でも800~900mmの雨量に相当するとの単純計算が成立。台風20号並みの集中豪雨になれば1200mmもの雨量に換算する必要がでてくるのではないかと？</p> <p>保水力が失われた場合、地表を流れる水による土砂崩れの発生も想定される。</p> <p>調整池と地下水脈の位置関係が不明だが、保水力の低下により、むしろ雨水の浸透が早まり、地下水の水質が悪化するのは必至である。又、オーバーフローした雨水により、下流河川の水質が汚染され、微生物や希少水生動物への悪影響も考えられ、この影響も調査すべきである。</p>	水
<p>太陽光パネルに降った雨水は、その一部は谷筋に設置した水路から防災調整池へ流入しますが、大部分は周辺の草地に浸透します。</p> <p>また、防災調整池設置に係る改変では、地下水脈に達するまでの改変は実施しないことから、地下水の変化は極めて小さく、環境影響評価項目として選定することは検討していません。</p> <p>ただし、別荘地の生活用水が地下水であることにかんがみ、工事前、工事中、供用時に地下水水質調査を実施して、その結果を施設管理者に報告いたします。</p>	<p>34 36haの事業区域に10万枚の太陽光パネルを設置することは、事業区域のほとんどの部分にパネルが張り巡らされ、このことによる地下水への影響は必至だ。これは、皮肉にも（これまで調整池がなかったのに）新たに調整池が設置されることにより証明される。</p> <p>また、地下水への影響は、下流の沢、河川の水質ばかりか、別荘地の井戸の水量、水質にも影響するのは必至である。このことを踏まえ、地下水の変化による影響について調査・予測・評価をすべきである。</p>	水
<p>網代地域気象観測所データは気象庁により管理されており、確率雨量を算出するデータとして適切であると判断しています。</p>	<p>35 観測所として熱海網代の特別地域観測所のデータが採用されているが、本事業地域は南西斜面で、南西の風を受けることから、熱海網代のデータを採用するのは当を得ない。本事業地域に比較的近く、条件が類似する天城山のデータを採用すべきである。</p>	気象
<p>造成工事期間中には、濁水がそのまま周辺環境に排出されないよう、沈砂池を設置して十分に濃度緩和を行ってから排水する計画です。環境影響評価では、この沈砂池の機能が周辺環境への影響を低減するために十分であるかを、予測・評価します。</p>	<p>36 造成等工事期間中の土砂の流出による下流の沢、河川の水質、土質、動植物への環境に対する影響についても、同等の調査・予測・評価をすべきである。</p>	水
<p>事業の実施において設置する防災調整池の容量については、当該事業地から流出する雨量は、50年に一度の豪雨時においても通常起きうる降雨に対する量まで縮小するように調整池を経由する計画としております。放流先の河川における最大流量を抑制することができますので、本事業の実施が原因で当該河川に存在する大きな転石を動かすようなことは考えにくいです。</p>	<p>37 本事業者は、昨年8月、「伐根・造成等はせず現状の地形を最大限利用する」「現在の地形を改変しません」「これまで設置されていなかった雨水抑制施設（調整池）を3か所建設する」と説明し、「河川の流量」などへの影響はほとんどないとの説明だったが、本方法書では相当規模の立木を伐採・伐根し、造成工事を行い、調整池工事で発生する残土(3.8万?(熱海の土石流・盛土問題に匹敵))は事業地区内に埋め戻すなど、事業計画内容を大幅に変更したものになっている。このような工事は、「河川の流量」などへの影響は必至となり、熱海の土石流・盛土災害の再来になるのではと不安である。「河川の流量」の環境に与える影響を、可能な限り範囲を拡大し、最短でも1年から2年の期間評価し、雨水排水環境に与える客観的な評価を行うべきである。</p>	水
<p>事業の実施において設置する防災調整池の容量については、当該事業地から流出する雨量は、50年に一度の豪雨時においても通常起きうる降雨に対する量まで縮小するように調整池を経由する計画としております。また、防災調整池に併設する沈砂池において、十分に濃度を緩和してから放流先河川に排水しますので、下流河川に土砂を大量に排水する計画ではありません。沈砂池内に堆積した土砂は事業者の責任において、沈砂池容量が確保できるよう定期的に浚渫いたします。</p>	<p>38 造成により発生した土砂を、外部に運び出さず敷地内に埋め戻す計画のようだが、この計画では、工事の施行中・施工後の降雨により、土砂が徐々に流出して河川に堆積する。河川には砂防ダムが設けられているが、砂防ダムに土砂が堆積すると災害防止効果が減少する。砂防ダムの機能回復のために行われる土砂排出工事の頻度が上がり、多くの税金が使われる。一つの民間企業の為に国税が浪費されることは許されるものではない。</p>	土砂災害
<p>土壌粒径につきましては、土壌採取を実施し、沈降試験を実施して沈降特性係数を求め、その結果は準備書に記載いたします。なお、沈砂池や調整池では、濁水の滞留時間を十分に取れますので、現状に比べて周辺河川への土砂排出は少なくなるものと考えています。</p> <p>調整池を設置することで、放流先の河川では降雨時の最大流量が抑制されるとともに、濁水域にもある程度の放流を行うことで、現状よりよんだ場所が増えることは考えにくいので、硫酸還元は進行しないものと考えています。</p>	<p>39 「工事中の雨水排水等は沈殿池により上澄みを排出する」と記載されているが、土壌粒径や沈殿時間などが明確ではない。</p> <p>水量も多くはない山の小川に土砂が流れ込めば、淀んだ場所では硫酸還元が起きる。硫酸還元が起きれば生物は生きられなくなり、土壌は黒く変色する。</p> <p>絶対に環境に影響を与えないとするならば、その根拠を数字で示されたい。</p>	水
<p>土砂は事業地内で切盛のバランスをとり、場外搬出はしない計画となっております。伐採木は、一部チップにし場内に散布又は濁水フィルターとして利用する他は、場外に搬出します。</p>	<p>40 「伐採木は外部に搬出する」となっているが、ではなぜ土砂は搬出しないのか？土砂を開発地内に埋め戻す計画であるとするならば、伐採木も一緒に埋めてしまう可能性が考えられる。本事業者は別の工事で廃棄物を埋設した経緯があり、そのようなことはしないと言われたところで信頼できない。行政などの第三者による監視が必要だと思われる。</p>	事業計画
<p>地域概況を記載する項では、周辺環境の把握ということでBODなどの生活環境項目濃度を記載しておりますが、対象事業実施区域周辺での公開されている環境測定データについて、該当する調査地点がなく、狩野川のデータを参考データとして記載しているものです。</p>	<p>41 「河川の濁りは狩野川に影響しない」とする一方で、BODなどは狩野川のデータを持ち出してくるなど整合性がない。</p> <p>他の項にも言えることだが、データ（数値そのものではなくサンプリングの場所など）が全般に曖昧で雑である。本方法書は内容が不十分で雑である。行政は適宜内容をチェックし本事業者を監督・指導する責任があり、本事業者は行政からの指導を尊重しなければならない。</p>	水
<p>先ず最初に、ご質問は崩壊することを前提していますが、当該事業では崩壊しないように造成計画をいたします。のり面は種子吹付等で浸食を防ぎ、事業区域内の雨水排水は現状よりも排水設備を増やし確実に調整池へ導水します。</p> <p>次に河川管理者との協議は、伊豆市都市計画課を窓口として、今後必要な協議があれば伊豆市からご指導いただいた上で、関係部署と実施いたします。</p>	<p>42 残土は敷地内に埋め戻す計画だと説明されたが、盛土は徐々に或いは急激に崩壊し河川を汚染する。</p> <p>調整池の沈殿部の容量では、このような事態が発生した場合に対応することは困難となり、下流域に重大な問題を及ぼすことが想定される。</p> <p>事業者は河川管理者に本件を詳しく説明して了解を得ているのか明示されたい。</p>	事業計画
<p>調整池から土石は排出されません。工事後においては調整池内部に堆砂する容量を確保し、貯まった土砂は定期的に浚渫するため常に敷地内の土砂をためる仕組みとなっています。工事中に濁水した際のうわ水が流出する懸念があるため、これについても万全な体制で工事をまいります。</p>	<p>43 調整池の排水口から流れた土石は河川に堆積する。</p> <p>大雨が降って水量が増大すれば、堆積した土砂が押し流されて下流域に災害をもたらす可能性は否定できない。河川の安全対策を示されたい。</p>	事業計画
<p>コンクリート排水は、少量ずつ調整池に流入させ、濁り分は沈殿させてから放流します。</p> <p>極端にpHや硬度の高い水を環境に放流することはありません。</p> <p>ただし、調整池排水口では定期的にpHを測定し、周辺環境に影響を与えないことを確認します。</p> <p>なお、pHや硬度が高くなることが予想される場合には、必要に応じてコンクリート排水を中和させる装置の追加設置を検討いたします。</p>	<p>44 相当量のコンクリートを使うようだが、それによる土壌のアルカリ化と河川水質のアルカリ化対策はどうなっているのか、示されたい。</p> <p>コンクリート使用量が比較的小さいとされるダブルウォール工法に於いても、土壌や地下水のアルカリ化が起こる。</p> <p>水量の多い河川であれば希釈されるが、本調整池からの水量は限られていると推察されることから、対策を明示されたい。</p>	水
<p>コンクリート排水は、少量ずつ調整池に流入させ、濁り分は沈殿させてから放流します。</p> <p>そのため、高度の変化は少ないと考えておりますが、供用時にはモニタリングを実施し万が一この事業による影響が確認された場合は、然るべき措置を取ります。</p>	<p>45 コンクリートの使用等で水質総硬度が上がると思われるが、その予測数値と対策はどうなっているのか、示されたい。</p>	水
<p>シアノバクテリアは、水中の窒素・リンの濃度が高くなる富栄養化水域になった場合に大量に発生する傾向があります。本事業における調節池に多量の藻類が発生した場合は調査を実施いたします。</p>	<p>46 調整池沈殿部に水が溜まれば藻類が発生する。</p> <p>藻類が河川に流れれば、河川でも繁殖する可能性がある。</p> <p>これは生態系を変化させる要因になり得るし、シアノバクテリア（通称アオコ）等が蔓延すれば水生生物にも悪影響を与える。シアノバクテリア等原生藻類の状況等を詳しく調査すべきである。</p>	植物
<p>基本的には、ゴルフ場のパネル設置部分は既存のゴルフ場の芝をそのまま利用し、伐採した箇所については、緑化を行います。排水路を整備し適切に水を導き、緑化箇所が安定するまでは、調整池の排水部分に濁水フィルター等を設置し、土砂流出防止対策を実施致します。</p>	<p>47 論文タイトル「The risk reduction effect of sediment production rate by understory coverage rate in granite areamountain forest」によれば、下草植被率が0-30%では72時間降雨量が200mmから300mmであったとしても、年間の土砂流出量が平方キロメートル辺り500立方メートルと記載されている。</p> <p>一方で下草植被率が60%以上の現状では、土砂流出量はほぼゼロである。</p> <p>これが傾斜地に於けるメガソーラーで泥流被害が起きる原因であり、土砂が流出し続けることによって太陽光パネル架台の基礎部分の強度を低下させることに繋がる。</p> <p>土砂流出はこれにより予見可能であるが、これを防ぐ具体的対策を示されたい。</p>	事業計画
<p>本事業において除草剤は使用致しません。</p> <p>現在ゴルフ場においては芝生に薬剤を使用しておりますので、その点に置いては軽減すると考えられます。その他、地下水が減少等の懸念については工事前、工事中、供用開始後において継続的に調査させて頂ければと存じます。弊社の事業が起因となる場合については補償させて頂きます。</p>	<p>48 伊豆スカイライン別荘地の飲料水となっている水源は井戸であるが、ソーラーパネルで土壌を覆うことによる地下水の減少は井戸涸れの原因に繋がる。</p> <p>しかし、地下水は表土に降った雨が数年の時を経て地下に浸透するものであり、因果関係の証明が非常に難しい。</p> <p>本事業者は除草剤の使用は行わないと言っているが、言っているだけであり20年にわたる運用期間の中で変更される可能性は十分にあり、信頼性に欠ける。</p> <p>ライフラインである井戸が涸れる或いは汚染されれば、別荘地での生活が困難になることから、本事業が実施されるなら、伊豆市の水道が供給されるようにすべきである。</p> <p>別に井戸を掘る案もあるが、そもそも地下水が減少或いは汚染されてしまうのだから 新たに井戸を掘っても意味は無いと考えられる。（又は、効果は薄いと考ええる。）</p> <p>また、ゴルフ場の水源を利用する案もあるようだが、同様に水涸れ或いは汚染が起きる可能性が大きい。</p>	事業計画
<p>現在行政協議を進め造成計画の詳細設計を進めておりますので、準備書においてはお示し致します。</p>	<p>49 本方法書では「事業計画地の多くは改変しない。調整池を作るための切土等の改変はごく限られている。地下水の変化への影響は軽微であるので評価項目として選定しない」とのことだが、太陽光パネル及びパワコン設置工事、管理用道路築造工事、調整池工事に要する伐採・伐根工事規模とそれに伴う土砂等の容量及び処理方法が不明である。</p> <p>10万枚の太陽光パネル等の設置、6.6ha規模の伐採・伐根(6.26説明)、2haを超える規模の調整池工事は、大幅な土地利用の改変である。</p> <p>また、本方法書では、伐採、伐根工事の規模、残土の量等を明示せず、「事業計画地の多くは改変しない。調整池を作るための切土等の改変はごく限られている。」との説明は当を得ていない。</p> <p>特に調整池Cに近接して、伊豆スカイライン別荘地の貴重な飲料水となっている井戸への影響は避けられない。</p>	事業計画
<p>本事業については、静岡県をはじめ、伊豆市様、伊豆の国市様、伊東市様からのご指導を頂きながら環境影響評価を進めております。必要に応じてご指導いただきながら適切に事業を進めていきたいと考えております。</p>	<p>50 本事業予定地周辺は、国立公園に面し富士山も眺望でき、かつ自然林も多量に別荘地が存在する自然環境が豊かな土地である。</p> <p>このようにところに、メガソーラーという自然豊かな環境にはそぐわない人工物を設置することは、周辺の住民だけでなく全ての県民、国民にとっては相応しくない施設とみなさざるを得ない。広い視野に立って、調査・予測・評価をすべきである。</p>	景観
<p>景観の調査、予測地点として、葛城山、達磨山、巢雲山などジオサイトを予測地点として取り上げ、本事業の影響を予測評価いたします。</p>	<p>51 葛城山、達磨山は伊豆半島ジオパークのジオサイトになっているが、ここからの景観も損なわれるおそれがある。ジオパーク、国立公園からの景観が損なわれるか否かを環境アセスで評価し、景観に少しでも影響する場合は太陽光パネルを設置すべきではない。</p>	景観
<p>本事業については、静岡県をはじめ、伊豆市様、伊豆の国市様、伊東市様からのご指導を頂きながら環境影響評価を進めております。必要に応じてご指導いただきながら適切に事業を進めていきたいと考えております。また、ご指摘を頂きました「ラフォーレ修善寺」「伊豆国際カントリークラブ」「伊豆葎山カントリークラブ」については、今後の事業計画を勘案し必要に応じて調査地点として追加することを検討いたします。</p>	<p>52 本事業地区で設置されるメガソーラーが視認できるジオパーク、国立公園を全て確認し、視認出来たら、その場所全てを主要な眺望地点と認定し、調査・予測・評価をすべきである。</p> <p>本方法書では、6か所の主要な眺望点を認定しているが、本事業地区は伊豆半島のほぼ中央に位置し、広範囲の場所から視認できる。「不特定かつ多数の利用がある地点を設定した」ということであれば、「ラフォーレ修善寺」「伊豆国際カントリークラブ」「伊豆葎山カントリークラブ」も加えて設定し、調査・予測・評価をすべきである。</p>	景観

	方法書においても、巢雲山山頂展望台を調査地点に選定しておりますが、巢雲山山頂展望台からの景観への影響を予測評価いたします。	53 本事業地から北東約2kmのところ伊豆半島ジオサイトに指定されている巢雲山がある。この山頂展望台からは、360度の展望が得られる。富士山、箱根、遠くに丹沢山系、日本100名山の天城山の山並みと伊豆七島の鳥々の美しい景観が一望できる。また、巢雲山はこのような絶景であることから国立公園区域になっており、この景観を守ることは自然公園法第1条に規定する「優れた自然の風景地を保護する」国民の義務と考える。巢雲山展望台から天城山の山並みが視認できる前面にメガソーラーを建設することは、国立公園の目的に反する重大な景観破壊と言わざるを得ない。メガソーラーの設置で少しでも景観を損なうことが判明した場合は、取止めるべきである。	景観
	景観の調査、予測地点として、葛城山、達磨山、巢雲山などジオサイトを予測地点として取り上げ、本事業の影響を予測評価いたします。	54 メガソーラーの設置の影響はジオパーク、国立公園の景観等伊豆半島全域に及ぼすものとなるので、メガソーラーを取止めることが、ジオパーク、国立公園の景観等を守る唯一の方法である。	景観
	ご指摘を踏まえ、最寄りの別荘からの景観についても予測評価して参ります。	55 本事業地は、周辺住宅地の玄関口に面している。10万枚に及ぶメガソーラーの設置（事業地規模では東京ドーム6~7棟に匹敵）は、居住者、別荘を利用する者、貸別荘を利用する者にとって、富士山などの山並みが見渡せる景観を奪うことになり、メガソーラー等施設は避けるべきである。	景観
	ご指摘を踏まえ、最寄りの別荘からの景観についても予測評価して参ります。	56 「別荘地」は国の事業計画策定ガイドライン（太陽光発電・資源エネルギー庁）においても景観に配慮すべき場所と明記されており、景観の主要な眺望地点として別荘地からの景観も認定し、調査・予測・評価をすべきだ。	景観
	景観の調査、予測地点として、葛城山、達磨山、巢雲山などジオサイトを予測地点として取り上げ、本事業の影響を予測評価いたします。また、太陽光パネルからの反射光の影響は太陽高度の低い時期（落葉期）における影響が最も大きいと考えられることから、落葉期の調査を行いその影響を予測・評価することで影響の程度を把握できると考えております。また予測においては、太陽高度の変化を勘案し、夏至・冬至などの時期における予測を行い影響の程度を予測し、評価することを検討します。	57 本事業者は、昨年8月、「伐根・造成等はせず現状の地形を最大限利用する」「現在の地形を改変しません」「伊豆スカイラインを走行する車両からの眺望を考慮し、道路脇にパネルを設置いたしません」「雑木程度の伐採は生じる可能性がある」などと説明し、景観への影響はさほど影響しないような説明だったが、その後の説明では、「区内の立木は1割のみ残置、その他の立木を伐採・伐根し造成工事(8.8ha)を行う。調整池工事で発生する残土(3.8万?)は事業地区内に埋め戻す」等相当規模の立木を伐採・伐根し、造成工事を行うなど、事業計画内容を大幅に変更したもになっている。このような工事は、国立公園に隣接する事業地区であることを踏まえると、景観を著しく損なうものとなり、国立公園の眺望等に与える影響は重大だ。自然公園法第1条の規定に反する工事となるので、国立公園の眺望に影響する範囲を全て眺望点に認定し、四季にわたった長期の期間と範囲から調査・予測・評価をすべきである。	景観
	ホテル建設計画につきましては管理会社様に確認し、どのような考慮をすることが可能かご相談して頂ければと存じます。	58 伊豆スカイライン別荘地にはホテルの建設が予定されており、年間3万人近く(26棟×5人×稼働率約6割とした推定値)の来訪が見込まれている。このことから、別荘地からの景観は客観性があると考えられる。本事業者は別荘地内のあらゆる場所から太陽光パネルが見えないように、十分な配慮をするべきである。	事業計画
	景観の調査、予測地点として、葛城山、達磨山、巢雲山などジオサイトを予測地点として取り上げ、本事業の影響を予測評価いたします。	59 伊豆半島ジオパーク推進協議会には、景観を著しく害するメガソーラー計画に対し、強い反対の意思を表明していただきたい。本事業者は、伊豆半島ジオパーク推進協議会から意見が述べられた場合は、それを十分考慮して環境及び景観の保護を優先していただきたい。	景観
	ご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。	60 景観の観点から、太陽光パネルが見えないように塀や目隠しパネルを設置することはやめるべきだ。パネルは見えなくなったが、高さ数メートルにも及ぶ塀が立ちちはだかるのでは富士山も見えなくなってしまうので、意味が無い。	事業計画
	現計画では、緑化フェンスのみの計画としていますが、今後の近隣住民の皆様との協議の上、森林幅の確保、その場合の樹種等をご相談させて頂きたいと考えております。	61 霧ヶ峰でメガソーラーを計画する事業者は、周辺からの景観に関して次のように書いている。「事業地の境界付近は30mの幅で森林を残し、隣接地の間近ではパネルが見えにくくなるよう配慮して検討しています。」しかし、地元住民は、これでは全く不十分であると主張している。当地においてはメガソーラー発電所の敷地と別荘地は、道路を1本挟んで隣接している。このことから、霧ヶ峰よりも更に景観にはセンシティブであると想定できる。本事業地の境界にどの程度の幅で森林を残すのか、森林幅と森林高さを明示されたい。	事業計画
	「影響はさきわめて少ない」とは、環境影響評価の中で、ほとんど影響がないが、全く影響がないとまでは断言できない事を表現するために使われております。	62 本事業者の説明に於いて「影響はさきわめて少ない」という文言が出てくる。「さきわめて」とはどの程度を示すのか明示されたい。環境に対する影響が少ないとするのであれば、具体的データを示して説明すべきである。	環境影響評価
	太陽光パネルからの反射光の影響は太陽高度の低い時期（落葉期）における影響が最も大きいと考えられることから、落葉期の調査を行いその影響を予測・評価することで影響の程度を把握できると考えております。また予測においては、太陽高度の変化を勘案し、夏至・冬至などの時期における予測を行い影響の程度を予測し、評価することを検討します。	63 景観の調査方法については「視認性が最も高まる好天の日1日とする。実施する季節は落葉期を基本とするが、利用客が多い場合は、特定の季節も可」と記載されているが、この方法では限定的であり、恣意的ともみられるので見直すべきだ。景観を保全するべき目的は、四季を通じた景観をとらえて評価するもの。利用客が多ければ、落葉期は省くとの表現と受けとめられる。四季を通じた景観をとらえて評価すべきである。	景観
	事業地であるゴルフ場は、その周囲を樹林地で覆われており、事業地内においても樹林地や草草が残存しています。さらに、緑化整備を計画する等の地域の気温上昇に対する緩和対策に努めます。	64 発電所の総合効率90%だとすると、4MWの発熱がある事になる。排熱温度によっては昆虫や鳥類に影響を与える。また潜熱の減少による周辺温度の上昇は不可避であり、これによる環境の変化は重大であり不可避である。気温の上昇を軽減するには緑化が必要であり、パネルの高密度塗装は肯定できない。事業者は「太陽光パネルの設置による周辺の気温変化による影響は、これまで報告されていません。」などと答えるのが常だが、報告の有無などの問題ではない。もしも影響が軽微だとするのであれば、計算式で示すべきである。	動物
	ご指摘を踏まえ、事業計画を検討する際には、影響を低減できるように、音の発生源となるパワーコンディショナー等の施設を極力別荘地からの離隔を取るよう配置するなどの環境保全措置を検討して参ります。	65 本事業者は、14基のパワコンを設置する計画だが、周辺住宅地ではパワコン等発電設備の稼働音、電磁波の発生で精神的な影響が危惧されることから、本方法書において設置規模と周辺住宅地への影響を調査し、影響が予測されたら、パワコン等施設の設置は影響ない場所に設置すべきである。	騒音
	稼働音については、地形影響を考慮してシミュレーションを行い、その影響を予測評価いたします。	66 伊豆スカイライン別荘地は、自然豊かで静かな環境の快適な場所。このようなところにメガソーラーをつくり、景観を損なうばかりか、パワコンによる稼働音は別荘地としての快適な環境を踏みじめるものだ。パワコンの稼働音による騒音の影響を調査・予測・評価し、現在の静かな環境を壊さないでいただきたい。	騒音
	ご指摘を踏まえ、最寄りの別荘へ反射光への影響についても予測評価して参ります。また、準備書の段階では、反射光等の影響を低減させる環境保全措置を検討して参ります。	67 太陽光パネルの反射光線は、道路一つ挟んだ南側の周辺住宅地入口付近及び接道する 市道の通行に支障となるので、太陽光パネル等施設は避けるべきである。	反射光
	ご指摘を踏まえ、最寄りの別荘へ反射光への影響についても予測評価して参ります。また、準備書の段階では、反射光等の影響を低減させる環境保全措置を検討して参ります。	68 太陽光パネルから反射する光が南側の周辺住宅地に反射し、居住環境が損なわれるので、太陽光パネル等施設は避けるべきである。	反射光
	太陽光パネルからの反射光の影響は太陽高度の低い時期（落葉期）における影響が最も大きいと考えられることから、落葉期の調査を行いその影響を予測・評価することで影響の程度を把握できると考えております。また予測においては、太陽高度の変化を勘案し、夏至・冬至などの時期における予測を行い影響の程度を予測し、評価することを検討します。	69 周辺の住宅地は、本事業地の南側に位置している。太陽光パネルの反射光線については、季節による太陽の高度、位置の変化などがあることから、1回の調査だけでなく、最低でも朝、昼、夕の3回の調査を月1回行い、1年間にわたる継続した調査を行い調査・予測・評価をすることは必須の要件である。	反射光
	環境省ホームページ資料（https://www.env.go.jp/nature/mega_solar_na/conf/h2602/mat04_8.pdf）によると「太陽光発電システム設置による、TVや、ラジオ、無線などの電波障害については、これまで、とくに問題になったことはなく、データの蓄積もない。」とされており、電波障害については影響はほとんどないものと考えております。	70 直流から交流に変換するときは、多くの高周波が発生する。本事業地周辺はラジオ、テレビの難視聴区域となっていることから、電波障害が誘発され、現状より更なる受信障害が発生するばかりか、防災無線への影響も懸念される。災害発生時の緊急連絡にも影響することが想定されることから、評価に追加することは必須の要件である。	電磁波
	環境省ホームページ資料（https://www.env.go.jp/nature/mega_solar_na/conf/h2602/mat04_8.pdf）によると「太陽光発電システム設置による、TVや、ラジオ、無線などの電波障害については、これまで、とくに問題になったことはなく、データの蓄積もない。」とされており、電波障害については影響はほとんどないものと考えております。	71 日本では、メガソーラーによる電磁波の健康被害が多く報告されている。メガソーラーによる電磁波障害を調査し、少しでも障害が予測される場合は設置を取止めるか、予防対策を講ずるべきである。	電磁波
	ご懸念の火災等の災害については、監視装置で異常を感知した場合はアラートを常時受け取れる体制に致します。また、そのような災害が発生させないよう定期点検及び監視を行い、災害防止に努めます。万が一の事故は発生した場合は、主任技術者又は東京事務所での監視担当者から、状況に応じて地元の対応業者及び消防署や役所等に連絡をし、手当てを致します。	72 本方法書の環境影響評価項目には、火災による影響についての記載がない。当該施設を原因（強風、落雷、地震等）とした火災の発生も危惧される。事業地は周辺が山林と別荘地であることから、「山林火災」となることも想定され、環境影響評価の要素として調査・予測・評価をすべきである。	事業計画
	複数の路線から工事関係車両が走行している事から、それらが合流して最も大気汚染や、騒音による影響が大きくなる地点で予測評価するのが適当と考えております。	73 工事車両による大気汚染や騒音による調査等は、区域周辺のみを対象とするのは不十分である。伊豆スカイライン出入口、方法書説明会では作業員のみ通行と説明している 城の住宅地の出入口など、工事車両等の走行が予定されている道路の、大気汚染、騒音、振動の調査・予測・評価をすべきである。	気象
	監視装置は機能、性能が向上しておりますので、工事着工前に比較し選定致しますので、現時点お答え出来ない為です。	74 本事業者は発電所のリモート監視を行うとしているが、その方法や回線種別及び信頼性についての質問に回答していない。伊豆半島でもトップクラスの発電出力と、伊豆半島でもっともエネルギー密度の高い太陽光発電所を運営する事業者として無責任ではないか？	事業計画
	特高連系変電所の制御電源は蓄電池でバックアップ致します。リモート監視ができない状態でも保護継電器は働き停止します。	75 本事業地では夏は台風で、冬は積雪によって停電や通信断が発生している。停電が起きた場合に同期用の電力が欠落する事になるが、制御の安定性と安全性はどう確保するのか？また通信路が無くなった場合はどのようなバックアップ回線を利用するのか示されたい。リモート監視が失われれば、安全性の確保は難しくなる。	事業計画
	太陽光パネルの架台、PCS及びすべての電気設備は接地しており、落雷があった際には、落雷電流を大地に逃がす方式を取っており、火災になる確率は非常に低い。また、地絡した場合には保護継電器により、電気回路を遮断するとともに、アラートが監視システムにより、電気主任技術者及びO&M担当に伝送され、即時安全面の対応をする。消防法に規定された消火器は、受電設備及びサブ変電所設備に設置されており、現地に赴いた担当者が手動にて消火する体制は整っている。	76 落雷・落雷雷電または台風などによる突風その他により、太陽光パネル或いは伝送路、PCSに於いて火災が発生した場合の自動消火及び手動消火の具体的方法を明示されたい。	事業計画
	ご意見ありがとうございます。避難方法、告知方法については別荘地管理会社様とどのような方法が望ましいかご相談させて頂いた上で、ご提示させていただきます。	77 火災発生時に（感電の恐れから）放水が行えず、化学消化剤を使用した場合における環境への負荷を明示されたい。また、火災発生時に於ける周辺住民の避難方法や告知方法を明示されたい。	事業計画

	現時点では、SMA社のパワーコンディショナーを選定しております。	78 本事業者はパワコンメーカーを明らかにしていない。 中国製或いは韓国製などはバックドアの問題があると言われている。 実際にそれがあつかかは別として、もしも不正な制御を可能とするものがあれば大事故を誘発させることも想定される。 この件に関して本事業者には質問を行ったが、回答が得られていない。 セキュリティは防災面で極めて重要であり、災害が発生すれば急速に環境破壊に繋がるのが想定される。	事業計画
	供用後の管理運営については、管理会社の方で対応致します。 マニュアルはございますが、各案件毎に異なる為、本案件については今後設計を進め、非常時及び保守点検時については、説明会でご説明させていただきます。	79 太陽光パネルからパワコンまでの直流伝送路に関する質問を事業者に対して行ったが、回答は東京電力に接続する交流高圧送電路に関してと、ちぐはぐなものだった。直流と交流の違いも理解できない事業者に、高出力の発電所が運用できるとはとても考えられない。 非常時における対策マニュアル及び保守点検マニュアルは存在しているのか示されたい。存在しているのであれば開示すべきである。	事業計画
	本事業に係る、環境影響評価では、パワーコンディショナーの稼働音による騒音の影響については、項目として選定し、予測・評価を行います。 道路交通騒音については、工事関係車両から発生する騒音を予測し評価いたします。	80 パワコンの排熱に関する質問を行ったが、回答が得られていない。 騒音に関しては道路面の騒音規制基準を回答してきたが、質問では予め別荘地内の平均バックグラウンド騒音値を示している。 質問を読んでいないか或いは質問の意味が理解できていないとしか考えられない。質問をよく理解し、回答されたい。	騒音
	環境省資料 (http://assess.env.go.jp/files/0_db/contents/4643_13/sankou_3.pdf) によると機側10mでのパワーコンディショナーからの騒音レベルは、約65デシベル程度が見込まれますが、単純に200mの距離がある場合、騒音値は30デシベル台まで下がることが見込まれ環境基準などと比較しても、十分に低くなるものと考えます。	81 騒音・振動の影響範囲を200mと記載しているが、根拠が不明である。200mの距離に於ける騒音減衰量は、自由空間に於いて約46dBでしかない。重機の発生騒音と敷地端に於ける具体的騒音値を明示すべきだ。 規制値が60dB~75dBと記されているのみであり、情報が欠如している。 また、規制値(強制値)を別荘地に適用するのは無理がある。	騒音
	太陽光パネルへの降水は、その一部は水路を通して調整池に流入しますが、大部分は周辺の草地に浸透します。また、井戸の集水域を考慮すると改変面積の占める割合は軽微であり、井戸枯れの心配はないものと考えております。 なお、別荘地で使用されている井戸水については、工事前、工事中、供用時に水質調査を実施し、その結果を管理者に報告する計画です。	82 「改変面積が少ない故に地下水への影響は軽微である」と記載しているが、高密度で太陽光パネルを設置する計画においては、地下水量の著しい減少は容易に想定できる。調整池に流れ込む水の分だけ地下水量は減少し、別荘地の井戸涸れの問題が起きる。	水
	記載誤記につきましては申し訳ございません。正しくは「工事関係車両台数は、大型車両最大10台と軽微であり、渋滞などの影響を起こす影響はほとんどないと考えられることから選定しない。」となります。 説明会資料につきましては、資料公開時に訂正箇所を明示させていただきます。	83 「造成に伴いない想定される工事関係車両台数は、と軽微であり、渋滞などの影響を起こす影響はことから選定しない。」(本方法書より)と、文章が全く意味不明である。 事業者は過去に別の方法書でも同様な指摘を受けており、その時の回答に「今後注意する」と述べている。 しかし、説明会資料の記載内容のミスに対する対応も何ら改善されていない。いつから注意し、いつから校正を厳格化するのか、具体的な日付を記されたい。	環境影響評価
	工事関係車両として、作業員通勤としての走行も本事業の影響として把握するために設定しております。	84 以前の説明では、「工事関係車両は全て伊豆スカイラインを通行する」との話だったが、方法書では城と県道までの一般道の調査もなっている。 本方法書説明会では「作業員の通勤ルート」と説明しており、工事関係車両が通行しないのであれば、調査の必要は無いと考えるが如何か。若しくは、「作業員の通勤ルート」を前提とした調査に変更して実施すべきである。	騒音
	事業実施区域周辺の気象状況の文献調査として、対象事業実施区域の近傍で定期的に気象観測を行っている地点を選定する必要があり、該当するのは、アメダスの網代もしくはアメダス三島の二択となりました。ご指摘のとおり、沿岸部と山間部では気象は異なりますが、静岡地方気象台の資料 (https://www.data.jma.go.jp/shizuoka/shosai/tokusei_we/tokusei_we.html) における年間平均気温平年値・年間降水量平年値・年間日照時間平年値の分布を確認すると、対象事業実施区域の気象特性は、三島よりも網代の方が近いと判断し、周辺の資料調査としては網代のデータを取りまとめました。	85 気象データは8kmも離れた沿岸部網代のものが使われているが、沿岸部と山間部では気象は異なる。 網代気象台の既存資料しかないからという消極的理由でデータを持ってくることに全く意味はない。単にデータ列を表記しただけとしか思えず、資料に合理性がない。 これを適切だというのであれば、気象の専門家に判断を仰ぐべきである。	気象
	自治体により測定が行われているデータの収集結果として、対象事業実施区域により近い地点における調査が行われている地点として街中の物を記載しております。	86 大気における有害排出物質のデータは町中のものを使用している。 町中と山間部では大気中有害物質の構成比率が全く異なる事を理解できていないようである。 この程度の技術力しか無い事業者や設計会社が、安全な運用が出来るとは到底思えない。	大気
	自治体により測定が行われているデータの収集結果として、対象事業実施区域により近い地点における調査が行われている地点として街中の物を記載しております。	87 炭酸ガス濃度に町中のものが参照されているが、町中と山中で何を比較しようというのか?町中にメガソーラー計画を移行する予定なのか? それとも町中の炭酸ガス濃度よりも山中の方が低く、これを以て環境への影響が改善方向に作用しているとも言えるのか?	大気
	弊社としては、腐食に強く、耐久性がありますので選定しております。経年劣化や事故を防ぐ為に太陽光パネル架台の設計ガイドラインに従い設計及び施工を行います。	88 太陽光パネル架台にアルミニウム製を採用しているが、アルミニウムのS-N曲線はほぼ直線的に下がって続け、やがて破壊に至る。 また鉄に比較してコストも高くなり、架台に於ける大きなメリットはないと思うが採用理由は何か?	事業計画
	現在詳細設計を進めておりますので、メーカー及び製品仕様が確定次第回答させていただきます。	89 太陽光パネル架台にアルミニウム製を採用するので電食の可能性は無いと言っているが、ボルトやナットもアルミなのか? 物的にアルミニウム製のスプリングワッシャーは使いにくいと思うが、問題は無いのか示されたい。	事業計画
	現在詳細設計を進めておりますので、メーカー及び製品仕様を確定次第回答させていただきます。	90 太陽光パネル架台にアルミニウム製を採用するので電食の可能性は無いと言っているが、杭もアルミ製なのか? 繰り返し応力がかかり、更にアルミは減衰性に乏しいため、杭には不向きではないかと思われるが採用の理由は何か示されたい。	事業計画
	静岡県環境影響評価条例 第52条に記載があるとおり、環境影響評価においては、災害に係る事象は適用範囲外とされており、環境影響評価の項目としては取り扱いませんが、土地の安定性などの予測評価は行う事としております。	91 防災に関する事項がない。 災害は直接的に環境を破壊するものであり、重要な事項と考える。こればかりは「後で考えます」は通用しない。 防災設計こそ環境保全の重要な項だと考える。	災害
	走行に係る大気汚染物質については、走行車両から排出される大気汚染物質量を基に「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(公害研究対策センター、平成12年度)に示すJEA修正型線煙源拡散式を用いた数値計算等により、日平均濃度の予測を行います。	92 本事業地は伊豆半島の尾根部で山地に属する部分である。このため、有害排出ガスは極めて少ない環境であり、そこに排出される有害物質の質量を把握する必要がある。 工事車両の走行ルート、工事車両の種類や台数等の具体的数字が示されていない。 総走行台数、各車両の平均燃料消費率から計算した排ガス量とそれに含まれる有害物質質量を、質量で明示されたい。	大気
	施工計画において車両台数の調整を行った上で、適所に交通整理員を配置致します。	93 伊豆スカイラインは観光道路であり、また尾根を走る道路の特性上、道路勾配が急で、連続するカーブも多い。このような道路に大型工事車両を通行させれば、制限速度以下での走行となり車列が出る。 また、伊豆スカイラインには二輪車も多く、工事車両を追い越しながら走行することが想定される。工事車両が数台連なれば、追い越しには危険が伴うことになる。 工事車両の運行管理と安全の確保を如何にするか、具体的方法を明示されたい。	事業計画
	パワーコンディショナーの稼働音による騒音の影響については、その周波数特性を勘案し、予測評価を行います。	94 伊豆スカイライン別荘地は弱電界地域であり、PCSからの輻射ノイズの周波数スペクトラムとレベルを明確にし、影響のないことを証明されたい。少なくとも空間雑音以下に抑えるべきである。	騒音
	今回採用するPCSは集中型PCS(3.4MW)であり、コンテナ内に格納されています。 コンテナは接地されており、PCSに対してシールドしている状態となり、輻射雑音は発生しません。	95 パワコンから太陽光パネルまでの線長が、λ/4の奇数倍になれば電流給電型のアンテナとして機能し、λ/2の偶数倍になれば電圧給電型のアンテナとして機能して輻射雑音が増大する。共振周波数とその範囲を明示されたい。 また、共振のQを低減させる対策を講じるとするならば、その具体例を示されたい。	事業計画
	PWMインバータのPWMクロック周波数は、25kHzであり、40kHz/60kHzとはかぶりません。	96 PWMインバータのPWMクロック周波数はどの位か示されたい。 伊豆スカイライン別荘地では電波時計の電波受信状態が余り良くはなく、40kHz/60kHz付近における雑音の増加は問題となる。	事業計画
	ハンファQセルズ製のパネル使用する予定の太陽電池モジュールについては、RoHS2.0(EU規制物質)に規定されている10物質の含有量についてRoHS判定で合格を得ている事を確認しております。	97 太陽光パネルの有害物質量が明確ではない。 明確にしなければ環境への影響評価が出来ないと考える。 工事後に、太陽光パネルに有鉛ハンダが使われていることが判明した場合、それを全て改修できるのか?それとも環境影響評価時と工事後に実態が異なってもかまわないのか示されたい。	事業計画
	現地調査において、瞬間最大風速を把握に努めます。	98 伊豆スカイラインC.Cは吹きさらしのため瞬間最大風速が大きい。過去には立木がなぎ倒されて道路を塞いだ事例がある。 現地における瞬間最大風速を把握しているか示されたい。 JIS C 8955は吹きさらしの山間部に於ける設計基準風速ではない。	気象
	今後、杭、架台の強度計算書を作成していくうえで、箱根地区の風速を前提に計算を行います。 十分な安全率を考慮するとともに、経年劣化が少ないとされるキャストイン工法等も検討します。	99 風による震動によって、太陽光パネルの架台の杭は地盤との抵抗が減少する。 杭が抜けることがあれば、連鎖的に大きな被害が発生し、環境が破壊されると想定できる。経年における抵抗の減少率と安全係数を明示されたい。	事業計画
	本事業地であるゴルフ場自体が樹林伐採、地形改変、土壌の移動(掘削・盛り)等により本来の自然を破壊する大規模な開発が行われたことで、長い年月をかけて形成された地域本来の土壌環境が改変され、植生の形成、動物の生息状況、生態系が大きく変化した場所でもあります。 また、人間がプレーしやすい整備・管理を行ってきた場所でもあり、本事業はそのような場所に太陽光パネルの設置を計画しております。 事業地のゴルフ場は、その周囲を樹林地で覆われ、事業地内においても樹林地や草場が残存しています。さらに、緑化整備を計画する等の地域の気温上昇に対する緩和対策に努めます。また、専門家の意見も踏まえ、事後調査についても検討いたします。	100太陽光パネル面の温度上昇を過小に見積もっているようだ。 個人的実験によれば、外気温温度約29°Cの時のパネル表面温度は58°Cだった。 このことによる気温上昇、上昇気流の発生による生態系、動植物への影響をどう考えるのか示されたい。	動物
	ドローンを用いたEL(エレクトロ・ルミネッセンス)方式や赤外線方式等、最善の方式とインターバルを検討していきます。	101 太陽光パネル検査はEL法か? 太陽光パネルは、鳥糞の糞によるもの、動物がパネル上に乗るなどして部分的破損が起きる可能性が高い。 太陽光パネルの一部のみ損失が大きくなれば、ジュール熱により過熱が起きる。 このように事態が発生すれば、火災などを誘発する要因になり得ることから、管理は極めて重要だと考えられる。検査精度と検査インターバルを明示されたい。	事業計画
	PCSのコンテナ内に煙感知器を設置して、万が一の場合も検知してアラートを発生するようにしています。 その前兆となる電気的事故については、短絡、地絡、変圧器内圧力上昇、温度上昇等をmsオーダーで検出する保護継電器を設置します。	102 運転時に於ける異常検出方法とその検出精度はどの程度か示されたい。 検出精度が低ければ異常の検知が遅れ、その結果として発熱や発煙が発生する可能性がある。発煙が起れば、付近の環境は急激に悪化する。	事業計画
	基本的に洗剤は使用しません。水量、頻度としては運用開始後、状況に応じての実施となりますので、現段階ではお答え出来ません。	103 太陽光パネル施設等の清掃に使う水量、頻度、洗剤及び成分を明確にされたい。	事業計画

	建設工事において、有害物質を使用することはありません。また、使用する太陽光パネルからは有害物質の溶出が無いことは事前に確認しております。 本事業実施に当たっては、一時的に裸地ができ、そこに振った降水によって濁水が発生する恐れがあり、その濁水が周辺環境に与える影響を予測・評価するものであり、それは工事によって使用する水量ではなく、降水量に左右されます。	104工事中にどの程度の水を使い、どの程度の排水が出て、その排水中の成分が何であるか未定とされている。 未定なものに対して環境影響は評価できないと思うが如何か？	水
	事業開始後の安全管理の観点で、風向風速計や雨量計の設置を検討いたします。	105 本事業地内の数力所に風向・風速計を設置し、台風通過時の最大風速をチェックすべきである。 また、本事業地内の少なくとも1箇所に雨量計を設置し、時間雨量と降雨量をチェックすべきである。	気象
	今後、検討致します。	106 ポポフ型ヒーラ式雷検知器等を設置し、雷の発生状況や落雷危険性の調査を行うべきである。また、落雷に対する保護（避雷針など）の設置計画を開示すべきである。	事業計画
	騒音のシミュレーションは、現地の地形を考慮し、パワーコンディショナー等から発生する音源の情報を入力し（地形による反射・回折も考慮して）音の伝搬を予測いたします。	107騒音に関するシミュレーションはどのようにするのか？ 伊豆スカイライン別荘地は極めて静かであり、約5km離れた城の住宅地防災放送が聞こえる。谷や山並みによっても異なる反響音をどう考えるか示されたい。	騒音
	基本的には本事業が起因となる災害については事業者の責任となります。 具体的には、今後の契約及び業者選定によりますが、災害が起こった際の状況により異なりますので、本見解ではお示しを控えさせていただきます。	108管理責任の所在が曖昧である。既存の法律では認可者、事業者とも責任の所在が不透明であり、当該設備施工による大規模災害誘発時に責任ある対応ができない。 施工時の掘り起こしやコンクリート施工、地下水の悪影響・汚染請負業者の責任等、具体的対応についての説明はない。 破損時の部品やパネルの飛び散り、突風などの事故に際しての対処等が不明瞭である。	事業計画
	ご意見誠にありがとうございます。様々なことを考慮し計画を検討して参ります。	109工事中の事故や太陽光パネルの反射、壊れたときの後始末問題、様々な観点から環境への配慮を考え、発電所を建設する事における影響を明らかにして住民の立場に立って真摯に対応されたい。	事業計画
	パネルについては、ストリング単位で電氣的に遠隔監視を実施しており、事故を未然に防ぐ。 また、複数の監視カメラにより、遠隔よりパネル状況の目視監視も実施する。 台風や突風等があった場合には、電気主任技術者等が現地に赴き、臨時点検をする。	110太陽光パネルの飛散事故では、パネルの発電を停止させることが出来ないで事故対応が遅れるケースが想定される。 特に大規模な飛散に於いては、電圧が高いために感電の危険があり、対応が難しくなる。火災が起きても放水することが出来ない場合も想定される。 こうした事故に対してパイロヒューズなどを使うと思うが、パネル群に対しての設置個数や制御の具体例を明示されたい。	事業計画
	伊豆半島の全域が「伊豆半島ジオパーク」に認定されており、伊豆半島ジオパークの公式HPやパンフレット等により「みどころ」として紹介されている地点が主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している地点との認識から、本事業は「伊豆半島ジオパークのみどころ」より極力離隔を確保した計画としております。	111伊豆半島は世界ジオパーク認定を受け、国内はもとより海外からも来訪者がある。豊かな自然と温暖な気候、伊豆半島は人と自然との触れ合いの活動の場である。 しかし、メガソーラーの建設は、国立公園隣接地であることの重要性との視点に欠け、同地区の特性が反映されていないと考える。 このことを踏まえ、人と自然との触れ合いの活動の場として同地区を調査し環境影響評価を実施されるべきであると考えている。	人触れ
	本事業の対象事業実施区域に最も近い「伊豆半島ジオパークのみどころ」である「巢雲山」からは2km程の離隔を確保し且つ「巢雲山」は景観項目にて調査地点に選定し、人と自然との触れ合いの活動の場の項目におきましては、工事用資材等の搬出入に影響要因とした調査地点といたしました。	112「事業者」の利益と引き換えに、私たち国民は再エネ発電賦課金を支払っている。再エネ事業と称して、メガソーラーを建設し、自然の破壊と乱開発が行われようとしており、災害の危険性すらある。 CO2排出削減が本事業者のホームページでも謳われているが、その為には環境を破壊してもいいという理屈は間違っている。	事業計画
	今後頂いた御意見をもとに関係行政と相談し提示させていただきます。	113事故のレベル（運用に影響の無い軽微なものから、付近住民の避難を必要とする大規模なものまで）の明確化と事故対応、火災発生による有害物質や煙の飛散、住民避難とその経度などを明示されたい。 「事故が起こらないように管理する」では答えにならない。 （事故が起こった時の具体的対応とその場合の環境への負荷に係る質問である。）	事業計画
	地中送電線路が破損した場合は、電氣的な保護方式により検出し、電気回路をトリップ（遮断）することで電気送電を絶ち、事故を防ぐことが出来る。事故検出からトリップまでは、0.3秒。 電力会社には、遮断した信号は送られるが、影響はない。	114地下送電線路は地震や崖崩れ等による影響で破損する場合がある。 破損時に電力をカットする（送電側・受電側共に）仕組み、事故検出までの時間、電力会社に与える影響を示されたい。	事業計画
	電磁波の影響については、一般財団法人電気安全環境研究所の報告（JET Report Vol.52）によると、人への健康影響を考慮して国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）が磁界ばく露の制限に関するガイドラインを公表しており、太陽光発電システムから発生する磁界の大きさはこの値を十分に下回っているとの報告もあり、影響はほとんどないものと考えております。	115太陽光パネルは電波を反射する。 第五世代携帯電話通信に用いられるSUB6(n77/n78)は、衛星からの電波との干渉を避けなければならないことになっているが、それらの電波が、有角度のソーラーパネルに反射すると、衛星通信を妨害する恐れがある。反射率のデータを示し、具体的な回避方法、移動体通信に於ける影響を調査すべきである。	事業計画
	これまで多くの太陽光発電所が建設されていますが、航空機からの対地レーダーに関する不具合などは確認できませんでした。	116航空機からの対地レーダーに対する影響はいかなるものか？	その他
	鳥類のラインセンサス調査では、季節（春、夏、秋、冬）ごとに対象事業実施区域及びその周囲の環境（樹林、草地、農耕地等）の鳥類の生息及び繁殖状況を把握することと、猛禽類調査においても、猛禽類以外の鳥類も調べることから、これらの調査から現地の鳥類の生息状況をできるだけ網羅するよう努めてまいります。また、調査結果に基づき、専門家の意見を踏まえ、追加調査についても検討いたします。	117本事業計画区域周辺には森林、住宅地、農耕地、田圃、などの環境が存在する。 鳥類の繁殖状況を把握するためには、現存する環境要素をできるだけセンサスコースに含める必要がある。 すべての環境要素を網羅できるように調査ルートを設定を行う必要がある。 年間を通じて毎月調査を実施し、1つのコースにつき6回のセンサスを行うことで1回の調査とし、2年間実施すべきである。	動物
	MTBF（Mean Time Between Failure(s)）を求めることは確率的に難しいが、以下のO&M方式により対応する。 ①遠隔監視システムにより、電氣的事故については、24時間監視する。 ②土木的事故については、監視カメラにより対応する。 ③週1回以上現地に赴き、目視点検を行う。 ④2年に1回停電させて、精密点検を実施する。	118太陽光パネル・各コネクタ・パワコン・パワコン用冷却設備など、主要設備及び部品のMTBFと定期交換スケジュールを明示されたい。 太陽光発電所は建設後に（主にメンテナンスコストの問題から）放置される事例が多く、事故につながるケースが多い。	事業計画
	建設機械の稼働に係る振動への影響は、距離減衰を考慮した振動の伝搬理論に基づく計算式により、振動レベルの予測を行いその結果を準備書においてお示しいたします。	119 50トン級のラフテラークレーン、40トン級のダンプトラックが稼働すれば、地面に震動が伝わり、体に感じる事が容易に想定される。 通常の住宅地とは異なる別荘地故に、普段は振動など感じる事が無い。有感振動があれば人間のみならず、他の生物にも影響がある。 振動を感じない、或いは影響が軽微であるとするのであれば、その根拠を数字で示されたい。	振動
	災害が発生しないように排水路の整備等対策を講じた上で施工を致します。	120 計画図を見ると急傾斜地の樹木を伐採するとのある。 少なくとも別荘地との間にある道路沿いの立木を伐採する意味はない。 立木を伐採すると、急傾斜地故に斜面が崩れることが想定され、災害を誘発することになる。 このため、この部分に太陽光パネルを設置することが出来ないはずで、立木は邪魔にならない。	事業計画
	静岡県環境影響評価条に基づき、頂きました意見の概要としてまとめさせて頂いておりましたが、ご指摘を踏まえ、個別の回答を作成させていただきました。	121 本事業者の行う他の事業における方法書とそれに対する見解を確認したところ、本事業者は指摘された具体的な項目について個別の見解を示さず、本事業者の恣意によって多数の意見をグループ化して簡略化して応えている。 そのため、個々の意見に直接的、かつ真摯に答えていない。 本事業者は「意見書に記載されている文章の中でご意見と判断される部分を対象に回答させていただきました」などと答えるのが常ではあるが、これでは意味が無い。 個別の質問や意見に対して、丁寧かつ合理的な回答を求める。	地元合意形成
39	本事業については、静岡県をはじめ、伊豆市様、伊豆の国市様、伊東市様からのご指導を頂きながら環境影響評価を進めております。必要に応じてご指導いただきながら適切に事業を進めていきたいと考えております。	折角こんな豊かな自然が広がっているのにパネルが設置されることにより、景観が悪くなるなど好ましくない。	景観
40	太陽光パネルへの降水は、その一部は水路を通して調整池に流入しますが、大部分は周辺の草地に浸透します。また、谷部に設置した水路に流入した降水は調整池に流入することになりますが、そこから大見西川に放流されるため、雨水の流れが変わりません。太陽光パネルは暗灰色または黒色が周辺環境に溶け込み色彩であると言われています。	先日の熱海のなだれの様にパネルを設置することで雨水などの流れが変わったりと地盤にどんな影響をおよぼすかわからない。 自然の中に無機質なパネルを置くのは、景観も最悪。	水
41	本事業については、静岡県をはじめ、伊豆市様、伊豆の国市様、伊東市様からのご指導を頂きながら環境影響評価を進めております。必要に応じてご指導いただきながら適切に事業を進めていきたいと考えております。	太陽光発電パネルの設置の悪影響はジオパーク国立公園の景観等伊豆半島全域に及ぼすものとなり、パネルの設置を取止めることが、ジオパーク、国立公園の景観等を守る唯一の方法です。	景観
42	本事業については、静岡県をはじめ、伊豆市様、伊豆の国市様、伊東市様からのご指導を頂きながら環境影響評価を進めております。必要に応じてご指導いただきながら適切に事業を進めていきたいと考えております。	太陽光の設置で国立公園ジオパークの景観等の悪影響に及ぼすものとなるので、パネル設置を取止めるべき	景観
43	本事業実施においては、伊東市鎌田にあるサイトAには15枚程度のパネルを伐採、造成せずに実施致します。また、本事業において使用する太陽光パネルはあらかじめ粉砕されたとしても有害物質の溶出がないことを確認しており、本事業実施において松川湖に有害物質を漏出することはありません。	松川湖近くのパネルの設置する計画ですが松川湖は伊東の市民の大事な水源です。 市民の大事な場所に設置されるのは本当にこまります。	水
44	本事業実施においては、伊東市鎌田にあるサイトAには15枚程度のパネルを伐採、造成せずに実施致します。また、本事業において使用する太陽光パネルはあらかじめ粉砕されたとしても有害物質の溶出がないことを確認しており、本事業実施において松川湖に有害物質を漏出することはありません。	松川湖周辺のソーラーパネル設置の計画は非中止にして下さい。 松川湖は伊東市民の大事な水源です。	水

45	<p>他事業においては、ご迷惑をお掛けした関係者の方々に深くお詫び申し上げます。 本事業においては、二度と同様の事が無いよう、体制を整え、事業を行って参ります。</p>	<p>貴社は山梨県甲斐市高瀬沢字東平1838-1で行っている太陽光発電所工事において山梨県中北林務環境事務所から口頭及び文書による注意を受けたにもかかわらず、是正が行われていない。県は違反行為が継続しているとし、森林法10条に基づく措置命令行いと文書で通達している。 熱海の伊豆山残土崩落事故に見られるように、指導に従わない法人や団体は複数箇所と同じような行為を繰り返す傾向にある。 現時点で、伊豆スカイラインCC太陽光発電所建設が違法に行われるという事ではないが、設計が出来ていないという理由で建設・造成等々のプランを曖昧にする行為は、山梨県で指摘されている“申請書及び添付図書に従わない開発行為”と同様の事象を招く公算が高い。 環境影響評価は詳細な設計が確定してから行うべきであり、行政は事故が起こる前に事業者を強く指導する責任があり、事業者は行政の指導に従わなければならない。</p>	事業計画
46	<p>令和元年12月9日に提出した静岡県に対して提出されている「静岡県環境影響評価条例第八条第一項」の規定による届出書は概略の計画段階であります。静岡県様にも確認し、無効とはならない事を確認しております。</p>	<p>令和元年12月9日に、静岡県に対して提出されている「静岡県環境影響評価条例第八条第一項」の規定による届出書の内容と、最新の工事内容（工事区域工事の範囲、地番、面積）が異なっている。 正しい内容の申請が行われていない以上、当該届出書は無効であると思われる。</p>	環境影響評価
47	<p>ご懸念の火災等の災害については、監視装置で異常を感知した場合はアラートを常時受け取れる体制に致します。また、そのような災害を発生させないよう定期点検及び監視を行い、災害防止に努めます。 万が一の事故は発生した場合は、主任技術者又は東京事務所での監視担当者から、状況に応じて地元の対応業者及び消防署や役所等に連絡をし、手当てを致します。</p>	<p>山梨県北杜市に於ける、太陽光発電所を起点とした山林火災、栃木県足利市のメガソーラー大規模火災などを見ると、高度な自動消火装置なくして安全な運用が続けられない事が分かる。 防災、防火の具体的設備と運用方法を明示されたい。</p>	事業計画
48	<p>ゴルフ場の会員権に関する事項につきましては、運営会社の問題になりますので発言を控えさせていただきますが、弊社が土地の所有権を取得しております。</p>	<p>ゴルフ場の会員権所有者との間で、ゴルフ場をソーラー発電所に転用する事に対する法的争いが起きている、或いは起きると聞いた。 本件の行方によって工事の内容が大きく変化する可能性がある事から、争い事に決着が付いてから環境影響評価にかかるべきだ。</p>	事業計画
49	<p>“下流無害放流量”とは1年確率降雨強度に基づく量をいいます。1年確率降雨強度とは「通常起きうる降雨」を指し、その量以上は流さないよう、流出量を調整いたします。したがって、「排水量が多すぎる」のご指摘には該当しないと考えます。 降雨の予測については、云われるとおり難しいです。その中で国や県、市が安全性を担保するために設計基準を設けており、それを逸脱することは許されません。調整池の設計においても然り、基準のとおり設計しております。今回の設計では50年確率短時間降雨強度として1時間あたり104mmを使用しています。質問の600mmは総雨量のことでないでしょうか。降り始めの10月11日8時から10月13日5時までの約45時間の総量だと思われ、総量の比較ではありません。</p>	<p>調整池からの、単位時間あたりの排水量が多すぎる。 河川には調整池からの水のみではなく、付近の斜面や地下水が流れ込む。 河川の水量は連続降雨量や、土中水分量により異なり、予測が難しい。 それに加えて調整池から大量の水が河川に流れ込めば、河川の許容水量を超える。 もしも許容量を超えないというのであれば、その根拠（例えば2018年9月の降水量約600mmを示し）を、流量データ共に示して頂きたい。</p>	事業計画
50	<p>ご指摘を踏まえ、環境影響評価手続きにおいては、より安全側での予測評価を実施してまいります。</p>	<p>株式会社ブルーキャピタルマネジメントが住民に提出した、いくつかの工事案の中で、日本気象協会が環境影響評価の対象とするものは、造成や伐根を行わない計画を元としている。 環境への影響を評価するのであれば、建設計画の中の最も大幅な土地改変が行われる計画を基準とすべきだ。</p>	事業計画
51	<p>環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省HP）によると、環境影響評価制度とは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度であり、今回環境影響評価の委託をしている日本気象協会には、環境影響評価により良い事業計画を作れるように委託しております。 また、予測結果に不確実性がある場合は、事後調査を行う事を検討しております。</p>	<p>日本気象協会のホームページには、「お客様の太陽光発電の導入をワンストップで支援します。」との記載がある。 これは太陽光発電の推進による営利事業であり、公平公正な環境影響評価が出来るとは思えない。 また環境への影響評価はあくまでも予測であり、予測は外れる事もあるとしている。 結果に責任を持たない法人による、環境影響評価に意味は無い。</p>	事業計画
52	<p>森林の保水力は400mm/h以上であり、それは伐採跡地であってもその場所を踏み固めない限り200mm/h以上です。 また、地耐力についても杭に当たる箇所は伐根し、適切に処理致します。</p>	<p>パネル設置による下流域への影響について、大量の森林を伐採する事で表層崩壊などが起きる可能性が高まる。 又伐根しないと言うが、木が無ければやがて根が濡れて保水力や地耐力が低下する。 これにより、当初の設計値より架台取り付け強度が低下する。 長期にわたる安全性の担保が出来ない方法賛同は出来ない。</p>	土地の安全性
53	<p>環境影響評価における手続きでは、通常範囲の降雨においてどのような環境保全措置を取ることによって、周辺環境に与える影響を以下に低減できるかを議論することが主眼となりますので、100年に1度クラスの災害対策については別途、県との協議を行うことといたします。</p>	<p>物事に絶対はあり得ないが、安全に関しては高い確率での担保が必要だ。 台風などによる暴風、毎年どこかで起きる100年に1度クラスの豪雨、南海トラフなどの地震による影響や、それらの複合要因による事故率の計算値を示して頂きたい。</p>	水

54	<p>防災調整池の設置に伴い発生する残土は、事業実施区域内に薄く敷き詰める計画ですが、転圧や芝生による養生により、濁水が発生しないよう対策を取る予定です。また、発生した濁水は防災調整池の中に設置する沈砂池において十分濃度を緩和した上で、放流いたしますので周辺河川に土砂起源の物質をできるだけ排出しないようにする計画といたします。なお、周辺で生活用水として使用する地下水質については、工事前、工事中、供用時に水質調査を実施し、管理者に報告いたします。なお、その結果は個人情報に該当しますので、公開図書への記載はしない方針です。</p>	<p>3万8千立米の残土を盛り土とするようだが、流出の危険性がある。 泥土と共に泥土中の物質が溶解あるいは拡散して河川や地下水を汚染する可能性がある。 水環境を守るため、定期・定点観測を2年間行い、検査データを毎月公表して頂きたい。</p>	水
55	<p>市道が崩壊する恐れがある場合には、市との協議が当然必要になりますので、協議を行ったうえで伐採を計画いたします。</p>	<p>事業地の別荘側境界の樹木を伐採するとなっているが、当該部分は急傾斜であり樹木の伐採は土砂崩れの原因となり、土砂崩れが起きれば市道が崩落する。</p>	災害
56	<p>環境影響評価制度では、どのような環境保全措置を実施し、どのような事業計画を立案すれば、周辺に与える環境影響を低減できるかを議論することが主眼であり、決定した計画の下で粛々と評価を行うものではありません。環境影響評価制度を使って、より良い計画とするためであることをご理解いただければと思います。</p>	<p>事業者は公式にはパネル配置その他の詳細な情報を出していない。 詳細設計情報が無い時点で、環境影響評価が行えるはずはない。 架空の設計案を元に環境への影響を予測するのでは、データの信頼性が著しく低くなる。</p>	事業計画
57	<p>本事業においては、地下水脈に当たるところまでの改変は実施しないため、地下水への影響は軽微であると判断しておりますが、周辺住民の方の生活排水に対するご心配に対応させていただくため、別荘地の地下水につきましては、工事前、工事中、供用時に水質調査を行い、その結果は地下水管理者に報告をいたします。なお、飲料水質につきましては、個人情報に該当いたしますので、公開図書への記載は致しません。 万が一、本事業によって地下水への影響が明らかになった場合には、しかるべき措置を取らせていただきます。</p>	<p>貴社が太陽光発電所建設事業の建設を予定している伊豆スカイラインカントリー倶楽部（以下『ゴルフ場』という。）の隣接別荘地において、弊社はエンゼルフォレスト伊豆スカイライン別荘地（以下『別荘地』という。）の管理ならびに土地所有をしています。 太陽光発電所（以下『発電所』という。）の建設にあたり、意見書を提出いたします。弊社意見に配慮していただき、対策と対応を講じていただく事を要望いたします。</p> <p>1. 弊社が供給する別荘地水道施設について別荘地では、ゴルフ場下部側にある一カ所の地下水井戸から別荘地内すべての飲用水を供給しています。これは巢雲山周辺に降った雨が、長時間かけて地中浸透し、地下水として汲み上げているものです。 この飲用水用の井戸の湯水や水質汚染は、別荘地にお住いの皆様の生活に重大な支障を及ぼします。 ①環境影響評価において、影響の有無を検証していただき、影響がない事業化をお願いします。 ②施設建設後、万が一弊社水源に悪影響があった場合、弊社水源の復旧と復旧までの水源（飲み水?生活用水）の確保などの保証をお願いします。</p>	飲料水
	<p>準備書を作成するにあたり、多くの環境要素に対する保全措置を講じて参りますが、頂いた要望につきましても極力対応できるよう、事業計画を検討して参ります。</p>	<p>2. リゾート地としての景観・美観について 別荘地はリゾート地であり、景観・美観が市街地よりも資産価値に影響します。 別荘地の主たる入り口が、有料道路伊豆スカイライン（以下『有料道路』という。）であり、ゴルフ場を通り別荘地へと入場します。 これは、別荘地がゴルフ場と一体で開発された歴史的背景に起因します。 別荘地所有者は、ゴルフ場がある借景に価値を見出して購入された方が多くいます。そのため有料道路から別荘地に至る道路における景観に配慮をしていただき、以下の要望をいたします。 ①道路境界から一定距離(25m)のセットバック ②接道部からアイストップになる樹木の植樹 ③接道部における境界塀?フェンスの圧迫感の軽減と景観との調和</p>	景観
	<p>ゴルフ場の整備自体が樹林伐採、地形改変、土壌の移動など本来の自然を破壊する大規模な開発であり、人間がプレーがしやすい整備・管理を行ってきた場所であり、本事業はそのような場所に太陽光パネルの設置を計画しております。また、ゴルフ場の周囲にはイノシシ、シカの防止ネットが周囲に設置され、侵入防止の管理体制を構築しております。また、シカ、イノシシ等の野生生物の増加要因は、近年の社会情勢による影響が大きいものであり、ゴルフ場内での太陽光発電所を設置と事業区域周辺でのシカ、イノシシによる被害とは、相関関係がないものと考えられます。太陽光パネル設置後においても、定期的な樹木整備を実施し、獣害、虫害が発生しない環境整備を実施してまいります。</p>	<p>3. 住環境の保全について 太陽光パネルを設置されるゴルフ場は、自然豊かな環境です。そのため、シカやイノシシといった動物や、多くの生物が生息しています。かたや樹木や下草の環境によって、その生物が繁殖しやすくなり、住環境に悪影響を及ぼすことも想定されます。太陽光パネル設置後、発電所の樹木整備を定期的に実施していただき、獣害、虫害が発生しない環境整備を実施していただく事をお願いします。</p>	動物
	<p>緊急対応につきましては詳細は、運営開始前に別途説明会にてご説明させていただきますが、基本的に発電所には2時間以内に駆けつける場所に電気主任技術者を設置致します。主任技術者と東京事務所で遠隔システム及び監視カメラで監視します。その他、緊急時の対応に関して三島市や伊豆市の業者と連携する事も検討しております。 また、台風や大雨の際は事前に天気予報を確認し、状況に応じて主任技術者や社員がその間は滞在して前後の確認を行います。火災については、監視カメラや監視装置で異常を検出し、消防署や伊豆市と連携体制を整えて参ります。また近隣の別荘地の皆様への連絡報告方法等もご希望をお伺いした上で検討したいと考えております。</p>	<p>4. 緊急時対応について 発電所における以下の事件・事故が発生した場合に備えた監視体制と緊急対応の構築をお願いします。 ・豪雨による土砂災害 ・漏電による火災 ・落雷による火災 ・落雷時の電の跳ね返りによる被害や破損による火災 ・パネルに貼りついた落ち葉などによりホットスポットによる火災 ・強風によるパネルの脱離と飛散 ・その他予期せぬ事件・事故</p>	災害
	<p>ご意見ありがとうございます。今後本手続きにおける調査結果に基づき、検討して参ります。</p>	<p>5. 太陽光パネルの反射光について 太陽光パネルの設置において、周囲通行車両や住居等に反射光が生じない様、位置?角度・向き・遮蔽樹木を配置するなど取組みをお願いします。</p>	反射光
	<p>ご指摘を踏まえ、事業計画を検討する際には、影響を低減できるように、音の発生源となるパワーコンディショナー等の施設を極力別荘地からの離隔を取るよう配置するなどの環境保全措置を検討して参ります。</p>	<p>6. 騒音について 別荘地は静寂な環境のため、常識的な音量でも都都市部よりも不快な騒音になります。発電所において、音が発生する機械・設備は、別荘地からなるべく遠くに配置し、防音・静音に配慮した仕様とするようお願いいたします。</p>	騒音
	<p>ご指摘を踏まえ、発電所建設工事において、可能な限り別荘地にお住まいの方の住環境に配慮した計画を検討いたします。 なお、工事責任者等の情報は、個別に対応させて頂きたいと考えております。</p>	<p>7. 建設工事による別荘地居住者への迷惑について 発電所建設工事においては、騒音・振動・粉塵・交通障害等の悪影響が発生するものと思慮します。 別荘地にお住まいの方の住環境に影響が出ないように工法・場所・時間・曜日に最大限の配慮をしていただく事を強く要望します。 また、少なからず迷惑があると思いますので、工事責任者と緊急連絡先の明確化をお願いします。</p> <p>以上</p>	騒音

58	他事業においては、ご迷惑をお掛けした関係者の方々に深くお詫び申し上げます。 本事業においては、二度と同様の事がないう、体制を整え、事業を行って参ります。	山梨県や大分県など、日本全国で林地開発許可条件を無視し、静岡県では環境アセス委員からの指摘さえも軽視し、違反状態を続けているブルーキャピタルマネジメント社は既に社会的信頼を失っており、これらの問題を解決する意志すらない同社が新たな開発を行うべきではない。	事業計画
59	サイトAについても、その影響を必要に応じて検討し準備書においても、整理した形で環境影響評価を実施いたします。	①事業用地(サイトA)の取り扱い等に関して：(要旨) 本件はこれまでの経緯によりサイトAとサイトBに分かれた事業地で大規模太陽光(メガソーラー)発電所を計画しているが、サイトAを整理することを提案します。整理されない場合はメガソーラー発電所として、サイトAとサイトB合わせたアセスメントが必要と考えます。本方法書によればサイトAは環境アセスメントに組み込まれているが、評価等の計画はない。	事業計画
	令和元年12月9日に提出した静岡県に対して提出されている「静岡県環境影響評価条例第八条第一項」の規定による届出書は概略の計画段階であります。静岡県様にも確認し、無効とはならない事を確認しております。計画段階である為、今後も協議及び本手続における修正は御座いますが、その時点の確定計画を提示させていただいております。 自営線につきましては埋設を検討しております。現在のルートは一部ゴルフ場と別荘地境界部分にはなりますが、ゴルフ場内の外周を通すことを検討しております。選定理由としては距離が最も短く、道路上の工事として影響を小さくすることを念頭に置き検討致しました。	②事業用地(サイトB)面積の変更、周辺の土地利用等に関して：(要旨) 当初計画より事業用地が外側5.27 haに拡大されており、申請内容が大きく変更されている。当該変更にはゴルフ場として整備されていない箇所を含んでいいため、再申請若しくは変更申請が必要であると考えます。自営線についても計画線の土地利用に関する記載が不十分と考えます。 当初計画では事業用地(315,200平米)内に可能な限り太陽光パネルを設置する計画で、用地全面を伐採して発電量40MWを達成するとしていた(2021.06.26説明会)が、本方法書では用地内の丘陵部分や用地周辺の樹木を残す計画に変更されている(要約書2.2-10)。しかし、発電量=パネル枚数を変えないという理由で用地面積を約367,900平米(要約書2.2-8、原文より計算「36.86(全体)-0.0093(サイトA)-0.61(変電所)ha」)に5.27ha分拡大するとしている。また、拡大する箇所は本方法書各所にある「既に開発から50年経過している土地」(=安定している土地)の範囲には該当せずその周辺地域である。5.27haの「用地拡大」は重大な変更であり、拡大された用地の部分の詳細な調査はなされていないので、再申請若しくは、変更申請をする必要があると考えられます。特に、ゴルフ場としては普段は使用していないその周辺部に開発が及ぶ計画であるので、境界の崩落などについての精査が必要と考えます。 また、自営線を別荘地内に通す計画にもなっている(要約書2.2-7、2.2-10ほか)が、本計画の自営線を別荘地を通す必然性、また別荘地を通すことの影響(電柱の改変の必要性など)および埋設予定の計画線の具体的記載はない。	事業計画
	令和元年12月9日に提出した静岡県に対して提出されている「静岡県環境影響評価条例第八条第一項」の規定による届出書は概略の計画段階であります。静岡県様にも確認し、再度届け出ること不要とを確認しております。	③樹木伐採、抜根に関して：(要旨) 当初計画では調整池設置以外の開発行為を行わないとしていたが、現計画では事業地域内の必要設備以外の伐採・抜根をする(開発する)という計画に切り替えられている。従って、本事業計画を再申請、若しくは、変更申請が必要であると考えます。 当初計画では伊豆市指導の必要設備である調整池設置工事以外「原則掘削はするが抜根しない(開発行為をしない)」(2020.08.22説明会)としていたが、現計画では事業地域内の必要設備以外の伐採・抜根もするという計画に切り替えられ、「樹木伐採・抜根」の項目(要約書2.2-16)を立てた上、約6.6haの樹木伐採をするとしている。この変更により開発行為が行われることが明白になったため、再申請、若しくは、変更申請する必要であると考えます。	事業計画
	現在行政協議を進め詳細設計を行っておりますが、災害が起こらないよう設計し、排水処理及び造成手順を守り施工致します。 なお、造成計画については準備書において詳細を示すように致します。	④切土・残土の処理方法に関して：(要旨) 調整池工事の切土は事業用地内に盛土し、土を十分に固めて必要な地盤強度を確保するとしており、その他にも樹木の埋戻しや場内整地に使用するとある。先般の伊豆山土石流は盛土内の排水対策不備が一因と言われていることもあり、周辺住民としては不安である。排水措置等適切に施工するような記載が必要であり、盛土には故意に産廃などが混入されないよう点検や検査が必要と考えます。 調整池A~C掘削時の切土の処理は事業用地内に盛土処理することとしている(「造成工事においては、切土に伴う発生土を場内の盛土にする等、有効利用に努め、原則として場外への搬出は行わない計画である。残土が発生する場合は適正に処理を行う。」「切土を実施する場所から土を移設して、盛土を実施する場所については、土を十分に固めて必要な地盤強度を確保する。」要約書2.2-22)。その他残土は「切土に伴う発生土を樹木伐採後の埋戻しや場内の整地に使用する等、有効利用に務める。」(要約書2.2-16)としている。 切土の予想量は明示されていないが、調整池掘削で排出される切土は調整池必要調整容量の和より多いと思われ、少なく見積もっても切土の量は27,472立米(3調整池の必要調整容量の和(原文から計算15,978+8,786+2,699立米))(要約書2.2-9)、その他明示されていない残土量は含まず)に上る。伐根後に埋戻す土砂もあることから、総てを盛土にしないこと、掘削土砂を3調整池周辺に分散して盛土することから一度に大量の土砂を盛土することはないと考えられるが、「切土を実施する場所から土を移設して、盛土を実施する場所については、土を十分に固めて必要な地盤強度を確保する」としているものの、盛土内の排水対策は先般の不法盛土の崩落(2021.07.03、伊豆山土石流)の原因ともされるように、周辺住民としては不安材料である。この件に関する明示はなかったため、少なくとも排水措置等適切に施工するような記載が必要であり、盛土には故意に産廃などが混入されないよう点検や検査が必要と考えます。	事業計画
	調査内容については、別途別荘地管理会社様と協議させて頂ければと存じます。弊社の事業を起因とする不具合については、補修することに合わせて、必要に応じてゴルフ場の井戸水を供給する等の対応も検討しております。	⑤別荘地水源に関して：(要旨) 方法書の説明会では調整池下流域にある別荘地水源井戸への影響調査結果については、公開することはせずに関係者には報告するとしていたが、環境アセスメントに組み入れるか、あるいは行政への報告をする必要があると思われる。また、工事開始以降に当該水源井戸に不具合等が発見された場合の速やかな対応を要望する。 方法書の説明会(2021.09.17)では調整池C下流域にある別荘地水源の井戸への影響調査はするものの、その結果は「個人情報保護の観点から」環境アセスメントとは別に調査して関係者(明示していない)に報告するとしていたが、環境アセスメントに組み入れるか、あるいは行政への報告をする必要があると考えられます。また、工事開始以降に当該水源井戸に不具合(水量の減少、水質汚染等)が発見された場合、(発見されてからでは遅いが)速やかな安全な別水源の確保等が確約されることを要望します。	飲料水

	<p>太陽光パネルに降った雨は、一部が谷部に設置された水路から、調整池に流入しますが、大部分は周辺草地に浸透することから、事業地内の地下水浸透量は大きく変わりませんし、周辺で使われている地下水の集水域に大きく影響しません。地下水の集水域に対して改変面積が1%程度であれば、地下水量への影響はまずありません。</p> <p>また、調整池容量は「静岡県林地開発許可審査基準及び一般的事項」に基づく調整容量計算式をもとに設計しますが、通常の河川法の容量計算式に比べ約2倍の容量を確保していることから、降雨時の大見西川の最大河川流量は現状よりも抑制することができますので、本事業の実施による大見西川の最大流量の増加はなく、河川の変化には影響を与えません。</p>	<p>⑥地下水への影響に関して：（要旨）上記⑤にも関する地下水について、本事業により事業地内の地下浸透水が減少し、事業地地下流では地下浸透水が増加することによる影響について検討・考察がなされていないので検討が必要である。</p> <p>⑥-1「事業地は浸透能力が高く降雨時にはほとんどの雨水が地面に浸透しているものと判断」（要約書2.2-1）としているが、完成後は「パネルに降った雨はパネルと張り巡らされた排水溝を通して調整池に流れ込む」「調整池はコンクリート堰堤で囲い、底面はコンクリート打設とする」としており、事業地内では地下の浸透水量が現状と比して極端に減ることが考慮されていない。この点を考慮した環境アセスを作成し直す必要があると考えます。</p> <p>⑥-2「⑥-1」と同時に浸透しなかった同じ水量が調整池AからCに貯水されて下流に出されることになり、下流河川の調査等から放水量に関して本方法書に計算されているところである。しかし「⑥-1」で地下浸透しなかった分の河川への放水量の総量が増えることは当然の結果であり、放水先の河川上流部分は通常水量が非常に少ないため、増えた水分の河川からの地下浸透水は相対増える*と考えられるので、精査が必要と考えます。</p> <p>（*：大見西川上流部の主な河道・河床材料は、土砂、砂礫、岩石と思われるため）</p> <p>しかしながら、本方法書には環境評価の項目として地下水の変化を選定しない理由として「対象事業実施区域は50年以上ゴルフ場として供されてきた安定した地区であり、本事業では事業計画地の多くは改変しない計画であり、一部、調整池を作るための切土等の改変はするものの、その範囲はごく限られているため造成地等の施工による一時的な影響に係る地下水の変化への影響は軽微であると考えられることから、評価項目として選定しない」（要約書4.1-6）と記載されている。軽微である根拠データを示されたい。</p>	水
	<p>ご指摘を踏まえ、最寄りの別荘からの景観についても予測評価して参ります。また、緑化フェンスなどの具体的な環境保全措置については、準備書作成の段階でさらに検討を進め、検討した結果を環境影響評価準備書における住民説明会でご説明させていただきます。</p>	<p>⑦眺望等景観に関して：（要旨）休眠ゴルフ場用地を大規模太陽光発電所に再利用するケースは日本で多いとされているが、本計画の立地は通常のゴルフ場と隣接地が別荘地であることが異なる。当別荘地はゴルフ場の景観がその価値の一つとなっているが、眺望に関して本方法書では不特定多数からのもののみが取り扱われ、隣接「別荘地」に関しての言及は光害等限定的である。本環境アセスメント事業地に隣接した別荘地からの眺望に関して評価する必要があると考えます。</p> <p>日本の大規模太陽光発電所の休眠ゴルフ場用地を再利用するケースも多いとされている。ゴルフ場における開発がやりやすいのは、今回の本案件も同様可と思われるが、通常のゴルフ場と異なるのは東側?南側隣接地が別荘地であるという特殊性である。東側はゴルフ場より高台にあり、ゴルフ場が良く眺望できる敷地であるためゴルフ場の景観も別荘の価値の一つになっている。さらに、東側隣接地沿いに南側別荘地に向かう道路があり、その道路からもゴルフ場が眺望でき、ゴルフ場の景観が南側別荘地の価値の一つになっていることは確かである。これは今回の開発が単なる住宅地横の敷地に太陽光発電所を建設すること決定的に異なる点である。しかし、本方法書には眺望に関しては不特定多数からの眺望のみが取り扱われ、隣接「別荘地」に関しての言及は光害等に限られ、極めて限定的である（例えば「周辺の地形を利用しながら、可能な限り土地造成面積、伐採面積を小さくすることや、周囲に緑化フェンスを設置し、周辺からの景観を配慮する」要約書2.2-22、2.2-23）。当然、富士箱根伊豆国立公園という性格上、不特定多数からの眺望は重要だが、本環境アセスメントに事業地に隣接した別荘地からの眺望に関して評価する必要があると考えます。しかし、要約書によると反射光に関して「周辺の地形を利用しながら可能な限り、土地造成面積、伐採面積を極力小さくすることや、数々に緑化フェンスを設置し、周辺に光害が生じない要配慮する」（既述 要約書2.2-22、2.2-23）とあるように、別荘地(特に事業東側)から太陽光パネルが見えることが既定の事実として扱われており、住民としては違和感を覚えます(今までの住民説明回等で別荘地からパネルが見える事を前提としていることを認めた発言はない(2020.0822、2021.0626、2021.09.17。))因みに、緑化フェンスに関して特に具体的な提案はない。</p>	景観
	<p>環境省ホームページ資料（https://www.env.go.jp/nature/mega_solar_na/conf/h2602/mat04_8.pdf）によると「太陽光発電システム設置による、TVや、ラジオ、無線などの電波障害については、これまで、とくに問題になったことはなく、データの蓄積もない。」とされており、電波障害については影響はほとんどないものと考えております。</p>	<p>⑧電波障害に関して：（要旨）本環境アセスメント項目にはないが、本事業用地の南側はTVやラジオの難視聴地帯である。そのためTVのために総務省の難視聴地域補助を得て地デジアンテナを立てている。他事業所の例に発電所が昼間のAM放送にノイズが乗る障害を起こしている。本太陽光発電所が建設された場合の影響も考慮して環境調査すべきと考えます。</p> <p>本環境アセスメント項目にはないが、本事業用地の南側はTVやラジオの難視聴地帯である。そのため総務省の補助を得て地デジアンテナの多くを設置しており、北東向に北側の丘を超え、発電所事業地の方向に向けて設置してある。また、他事業所の例に発電所の配線等がアンテナの役割を果たし、昼間のAM放送にノイズが乗る障害を起こしている*。本太陽光発電所が建設された場合の影響も考慮して環境調査すべきと思われる。</p> <p>（*：出典「周囲のラジオにノイズが！原因は“パネル内記録のアンテナ化”」中部電気保安協会 太陽光プロジェクトチーム第10回 杉下 農樹 中部電気保安協会 日経クロステック2014.06.11）。</p>	電磁波
	<p>浚渫時の排水方法、取り除いた土砂の処理法については、準備書において提示致します。</p>	<p>⑨調整池の浚渫に関して：（要旨）調整池では流入土砂量を確認し浚渫するとしているが、浚渫時の手順の記載がないので、浚渫時の排水法、浚渫土砂の処理法を明らかにすべきと考えます。本件に関しては、調整池に流入した土砂量を確認し浚渫するとしている（「適切に沈砂池及び調整池内の土砂の除去を行うことで、一定の容量を維持する」要約書2.2-22）が、モニタリング方法をはじめ、浚渫時の手順に関する記載がない。特に浚渫時の排水方法、取り除いた土砂の処理法が明らかにされていないので、明示すべきと考えます。</p>	事業計画
	<p>パネル清掃については、現時点で洗剤を使用しない計画としております。</p>	<p>⑩事業開始後の排水について：（要旨）サイトB事業開始後のメンテナンスにより発生する排水・生活排水等の処理に関する記載がない。前者は特にパネル清掃について使用洗剤による水質汚染の懸念があり、清掃・処理過程の明示が必要である。後者では、特に敷地内・近隣での土中浸透が行われることが危惧されます。</p> <p>事業開始後、サイトBでは定期的に設備点検、機械的除草、パネル清掃等のメンテナンス作業があると思われるが、それら作業で発生する排水・生活排水等の処理をどうするか記載がない（建設工事時の記載は有、詳細省略）。特にパネル清掃時には多量の洗剤・洗浄水が発生するが清掃・処理過程の記載はなく、大人数が作業に従事する作業で発生する生活排水の処理法の記載もない。前者については使用洗剤による水質汚染の懸念があり、少なくとも洗剤の種類明示または、洗浄水の処理の明示が必要と思われます。後者では、敷地内・近隣で放尿等の排泄行為や尿尿の敷地内浸透が行われることが危惧されます。</p>	事業計画
	<p>水質調査地点は、調整池放流が行われる大見西川と、周辺環境把握という観点で城川を予定しております。事業実施による環境影響については、大見西川の予測地点についての予測・評価を行います。</p> <p>なお、水質調査は平水時だけでなく、降雨時にも調査を行います。調整池が大見西川に与える影響については、生活環境に与える影響を評価するためには、上流域の河川水を使用していない場所での予測・評価を行うより、河川水を使用する場所付近での予測・評価がより適切であると考えます。</p> <p>なお、降雨時調査での採水作業や河川流量測定には危険が伴い、できる限り上流域であり、かつ安全委作業ができる場所を選定しております。ご理解いただけますようお願いいたします。</p>	<p>⑪河川の水質調査について：（要旨）水質調査地点として大見西川、城川の選定が適切か理由が示されていない。また、複数箇所測定するのであれば、大見西川の上流かつ、調整池AB下流域および、同C下流域で測定するのが適切と考えます。</p> <p>水質調査地点として大見西川、城川の各一箇所が選定されている（「対象事業実施区域に設置する調整池からの雨水排水が流入する可能性がある河川の地点とした」要約書4.2-24）が、調整池の下流域ではない城川が選定されている理由が不明である。また、測定するのであれば、大見西川の上流側（調整池AB下流域の上流部分及び同C下流域の上流部分）で測定すべきと考えます。（但し、地域標準地点として城川上流を選定してあるのであれば、納得ゆきますが、その説明がない）</p>	水
	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>工事関係車両のうち、大型車両は事業地から城集落までの道路を使用いたしません。車体の大きさ、車重の制限につきましては検討させていただきます。</p>	<p>工事関係車両について：（要旨）工事関係車両のうち、事業地から城集落までの道路を使用するのは通勤や工事関係者の運搬のみに使用するとしているが、当該道路は幅員も狭く舗装設計上の耐荷重も低いので、車体制限をかけるべきと考えられます。工事関係車両のうち、重機・トラック等は事業地から城集落までの道路を使用しないとしているが、それを担保する手段の記載が不明である。また当該道路を使用するのは城集落からの通勤や工事関係者の運搬のみに使用するとしているが、当該道路は幅員も狭く舗装設計上の耐荷重も低いので、車体の大きさ、車重の制限をかけるべきと考えられます。</p>	事業計画
	<p>太陽光発電の設置場所は、ゴルフ場の跡地であり、ゴルフ場の周囲にはイノシシ、シカの防止ネットが周囲に設置され、侵入防止の管理体制を構築しております。また、シカ、イノシシ等の野生生物の増加要因は、近年の社会情勢による影響が大きいものであり、ゴルフ場内での太陽光発電所を設置と事業区域周辺のシカ、イノシシによる被害とは、相関関係がないものと考えられます。</p> <p>事後の動物のモニタリング調査の実施については、現地調査結果を基に専門家の意見を踏まえ、検討いたします。</p>	<p>動物の生態に関する影響について：（要旨）宅地等開発等の影響で、本事業地周辺で野生動物が住民の目に触れる機会が最近増えている。本事業地建設で強固な柵が設置されるので、野生動物がより多く別荘地内に出没し、被害が増える可能性があるため、事業開始後も定期的に動物の生態をモニタリングするべきと考えられます。また、被害が増えた場合の補償等を考慮したいと考えます。最近の伊豆市周辺の宅地等開発等の影響で、本事業地周辺では最近ノウサギ、タヌキ、シカ（、恐らくイノシシも）などが住民の目に触れる機会が増えている。特にシカの目撃例は多くゴルフ場が電柵を設置するほどでしたが、本事業地の建設においてはより強固な柵を設置することになるため、事業地内に入れなくなった前述の動物類がより多く別荘地内に出没することが予測され、家庭菜園、庭木、植栽等の被害が増える可能性がある。動物モニタリングは事業開始後も定期的にされるべきと考えられます。また、被害が増えた場合は別途補償等を考慮いただきたいと考えます。</p>	動物
	<p>ご指摘のとおり、音は3次元的に伝搬しますので、騒音のシミュレーションは、現地の地形を考慮し、パワーコンディショナー等から発生する音源の情報を入力し（地形による反射・回折も考慮して）音の伝搬を予測いたします。</p>	<p>⑫騒音について：（要旨）騒音の発生源を住居から二次元的に離すなどの措置を講じるとされているが、実際には音は三次元方向（高い方向）にも伝わり、回折もあり高所住宅のみならず別荘地全体についても十分に考慮した事業設計がなされるべきと考える。</p> <p>本報告書には騒音について、発生源を住居から離すなどの措置を講じる（引用省略）とされており、二次元的には計算上軽減されているとされるが、実際には音は二次元方向のみならず高い方向（三次元方向）にも伝わる傾向があり、高所の住宅からは聞こえる可能性が否めない。また、音のパネルへの反射・回折等を十分に解析して別荘地全体についても考慮した事業設計がなされるべきと考えます。</p>	騒音
	<p>事業地であるゴルフ場は、その周囲を樹林地で覆われており、事業地内においても樹林地や草地が残存しています。さらに、緑化整備を計画する等の地域の気温上昇に対する緩和対策に努めます。</p>	<p>⑬気温について：（要旨）気温についての記載が見当たらなかったが、既述のように太陽光パネル敷設により事業地内地下浸透水が減少し、当該事業地内の蒸発水量の減少が懸念される。従って、周囲より当該地域内の気温上昇が懸念されるため、調査・検討すべきと考えます。</p> <p>気温については本方法書に特に記載が見当たらなかったが、「⑥-1」の項目に述べたように太陽光パネルの敷設により事業地内の地下浸透水が大きく減少し、それに伴い土壌保水量も減少する可能性が考えられるため、当該事業地内の蒸発水量が激減すると予測される。従って、周囲より当該地域内の気温上昇が懸念されるため、調査・検討すべきと考えます。</p>	気象

60	<p>住民説明会の開催については、静岡県生活環境課及び各関係市との協議の元実施させていただきましたが、開催できる場所が限られていたため今回は、ゴルフ場クラブハウスでの開催となりました。</p> <p>また、質疑の時間が少なくなりご迷惑をお掛けして申し訳ございません。</p> <p>今後の状況にもよりますが、準備書段階では可能な範囲で関係市での開催や質疑の時間などにも配慮した説明会を実施してまいりたいと考えております。</p>	<p>意見</p> <p>9月18日の説明会での事業者の説明は長く、工事開始年は間違い。質疑時間は少なく、何のための説明会か理解に苦しみました。緊急事態宣言の間に強引に開催する意味はあったのでしょうか。</p> <p>説明会に行かなかった、定住者の方の判断の方が正しかったようにさえ思いました。</p> <p>知り合いの定住者は、「県や市主催の催し物は全て中止か延期となっているのに、県の条例に基づく説明会は強行していいのでしょうか。ルール違反ではないか。感染対策している、怖いので私は行かない。」と言っていました。</p> <p>私は後ろめたさを感じざるを得ませんでした。</p> <p>説明会の会場も、城や元村など影響がありそうな場所で開催されず、遠くて、事業者の都合の良い場所で3回も開催するのは、「なんか魂胆がありそう」と疑問が出るのは私だけでしょうか。</p> <p>県の条例に基づく説明会というなら、影響が考えられる場所で、公明正大に開催し、出席者から率直な意見を求める時間をしっかりと確保するのが社会的常識と考えます。</p> <p>このような、姑息なやり方で、強引な手続きを進めている事業者が、真面に計画を立て、工事をするとはとても信用できません。</p> <p>方法書の手続き、説明会はやり直すべきではないでしょうか。</p> <p>令和3年9月29日</p>	地元合意形成
61	<p>本事業地であるゴルフ場自体が樹林伐採、地形改変、土壌の移動（掘削・盛土）等により本来の自然を破壊する大規模な開発が行われたことで、長い年月をかけて形成された地域本来の土壌環境が改変され、植生形成、動物の生息状況及び生態系が大きく変化した場所です。よって、対象事業実施区域内において地域の潜在的な動植物、生態系の把握は難しいと考えております。まずは、現地調査を実施することにより、まずは、状況把握に努めてまいります。</p>	<p>周辺の住民、動植物への悪影響が予測される。</p>	動物
62	<p>説明会の開催日時の通知は、条例に基づきWebサイトをはじめ、静岡新聞（東部版）、伊豆日日新聞、伊豆新聞伊東版への掲載をさせて頂きました。一方でご指摘のとおり事前説明会参加者に対する案内が行き届かず申し訳ございません。</p> <p>今後の環境影響評価手続きにおける説明会においては、把握している事前説明会の方々のご案内をさせて頂きたいと考えております。</p> <p>また、地域住民の方々の利用される水源については、事業後もモニタリングを行い、何か問題が発生した場合には、然るべき対応を取ってまいりたいと考えております。</p>	<p>意見 以下の意見は、2021年9月17日に行われた説明会に参加した上で述べるものです。</p> <p>この説明会は、条例に基づき開催が公示されて開催されていると事業主は当日会場で発言しました。本説明会前に事業主は、伊豆スカイライン別荘地に住民票はなくとも、年間相当回数別荘を利用している者に対しても、本事業について事前説明会を開催しており説明会の参加者氏名・住所などを把握しているにも関わらず、9月17日・18日説明会開催日時の通知を別荘利用者に対して行わなかった行為は非常に不誠実、また意図的に別荘利用者で環境の安全性に不安を抱く者を意図的に説明会への参加を排除したと言わざるを得ません。</p> <p>事前の説明会でも事業者に対して質問された、本事業で設置されることになる調整池Cが、別荘地の水源に隣接していることが及ぼす影響について、住民、別荘利用者が安心できるような対応策が9月17日の説明会では一切触れられず、それに触れることが時間的にできないような時間配分で事業者は説明会を進行させました。</p> <p>事業説明は、神奈川調査設計が説明資料の配付は全くなく、パワーポイントスライドによる早口のもので、水源についてこれまでの住民、利用者の不安を解消する説明は無く調整池の設計などについてのみ、続く日本気象協会による環境影響評価方法書の説明についても、調整池を設ける理由説明はありましたが、別荘地の水源に与える影響については、全く触れていませんでした。事業者はこれまでの会でも出された質問を十分承知しながら、それを解消していくような事前準備をせずに9月17日の説明会を行いました。これで「適正に環境影響について住民に対して説明が行われた」とは到底認められるものではありません。</p> <p>別荘地水源の汚染が発生してもその事実や影響などは、即日判明しない、もしくは短期間には表面化しないものです。表面化した時では健康被害が甚大であった「公害」と呼ばれるものが過去にあったと思います。本事業での水質汚染影響は、人数として「少ない」と思われるかもしれませんが、しかし、たとえ住民の一人、利用者の一人であっても本事業による環境の変化により、将来健康被害がある可能性・不安を抱きながら居住、利用する事は絶対にあってはならないと思います。</p>	地元合意形成
63	<p>事業実施区域の下流域に対しての、土石流などへの状況は土地の安定性などの予測評価により、本事業による影響を予測・評価してより安全な事業計画を策定して参ります。</p>	<p>・下流域の住民として、上流部での開発行為は、伊豆山の例もあり土石流の発生等死活問題である。</p>	土地の安定性
64	<p>今後、伊豆市の指導要綱等を踏まえつつ、各自治体と相談して計画を練ってまいります。</p>	<p>① 37haの事業区域の約26haに10万枚のパネルやパワーコンデンショナー等が設置される計画とのことですが、設置された光景を想像することは難しいです。パネル1枚2.1㎡とすると、10万枚で21haです。残り5haにパワーコンデンショナー、管理用道路、国立公園から50m離れたところには設置しない（伊豆市指導要綱）ことなどを前提とすると、10万枚のパネルはこの区域内に設置できるのでしょうか。</p> <p>因みに、同じ事業者が計画している函南は65.3haの区域に9万8千枚、太白CCは115haの区域に12万枚です。</p> <p>他の計画地に比べると、当該地は足の踏み場もないくらいのパネルが隙間なく張りめぐられ、パネルの密集地帯になるのではないのでしょうか。</p>	事業計画
	<p>事業実施に際して設置する防災調整池の容量については、当該事業地から流出する雨水量は、50年に一度の豪雨時においても≪通常起きうる降雨≫に対する量まで縮小するように調整池を経由する計画としております。よって、放流先河川の最大流量は、事業実施に際して現状より大きくなることはありませんので、放流先河川の整備は必要ないと判断しております。</p>	<p>そして、豪雨等によりパネルから吐き出される大量の流水が発生します。このような事態に対して、調整池の規模が大丈夫か心配です。</p> <p>また、調整池から流れる排水のための、下流の整備は行われないうです。このようなことで、土砂災害などに対応することはできるのでしょうか。下流域の田畑、河川への影響が心配です。当該事業者はこのような素朴な疑問に耳を傾けず、環境アセスなどの手続きを強引に進めています。環境アセスでは是非取り上げていただきたい。</p>	水
	<p>ご指摘のとおり、「景色として見える場所」＝「見えている場所」となりますが、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省 令和2年）によると、環境影響評価における主要な眺望点の考え方は「主要な眺望点とは、調査地域内に存在する不特定かつ多数の者が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち、発電所を望むことができる場所」とあり、その考えに基づき資料調査を行い、調査・予測・評価の地点を選定し、さらに関係自治体との協議の上その地点を追加して決めております。</p>	<p>② 当該事業地となる伊豆スカイラインC.C.は、伊豆市の中心部（市役所）から北東方向約7~8kmに位置し、標高は約500mです。</p> <p>当該ゴルフ場と別荘地の入り口付近からは、富士山、駿河湾、達磨山、金冠山をはじめとする西伊豆の山々が見渡され、手前には葛城山、城山、修善寺ニュータウンの街並みも望めます。また、近くのサイクルスポーツセンターの建物のようなものも見ることが出来ます。</p> <p>このような雄大な景色が見えることは、「見えている場所」からも見えることとなります。このようなところで、「10万枚のメガソーラーが建設される」と、周辺の山々、観光地からも見ることができるといふことで、これでは、伊豆半島の自然豊かな景観が、メガソーラーで台無しになってしまいます。</p> <p>そして、「伊豆スカイラインC.C.に10万枚のメガソーラーが設置される」というだけで、伊豆市全体に与える景観阻害や観光地としての価値の減少にも繋がるのではないのでしょうか。</p> <p>環境影響評価は、「主要な眺望点」などだけ取り上げ、その場所のみの評価に矮小化したものとなっていないのでしょうか。</p> <p>伊豆スカイラインC.C.から見える素晴らしい景色と「見えている場所から見える素晴らしい景色」は一心同体とも言えないのでしょうか。線的な景観の捉え方ではなく、面的で、現に存在している景観の価値が守れるか否かの要素を考慮してはじめて景観に与える影響が確認されるものと考えます。</p> <p>以上</p>	景観

65	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>説明会において、詳細設計を進めている中で回答がご用意出来ない点があり申し訳ございません。引き続きご理解頂けるよう説明を重ねて参ります。</p>	<p>●はじめに</p> <p>「SDGs=持続可能な開発目標」は、地球上のすべての人々が衣食住、教育、環境etcにおいて、より平等に、より豊かに暮らせるようにと、国際社会が目指す有意義な目標です。</p> <p>故に、私は、太陽光発電そのものに反対するものではありません。</p> <p>ある程度リスクは皆が平等に負わざるを得ない、リスクもシェアされるべきものと考えます。だからこそ、この度の事業者「(株)ブルーキャピタルマネージメント」による、性急で乱暴な乱開発に等しい当該事業を認める事は出来ません！</p> <p>当該事業者は、太陽光発電事業に参画するにあたりSDGsの掲げる17目標に賛同する意思をHP上でも表明し、説明会資料にもSDGsのシンボルマークを使用しています。</p> <p>であるならば、本事業はSDGsの目標に沿ったものであるべきですが、過去3回の「説明会」(私達は説明会とは認めていません)においての質疑応答を見る限り、その姿勢は微塵も感じられず「一刻も早く工事を開始して、FIT法で約束された利益を得たい」としか思えません。</p> <p>SDGsを騙り、政府からの賛助を受けながら、その主旨を全く無視、反する内容の開発事業は、詐欺行為にも等しいのではないのでしょうか？</p>	事業計画
	<p>パネルメーカーに確認したところ、ハンファQセルズは、モジュール生産工場は、韓国、マレーシア、中国、アメリカにあり、日本に入荷する製品の多くは韓国やマレーシア、中国になります。入荷時期により、社会情勢、在庫数に応じて異なります。</p>	<p>●ソーラーパネルの製造元？</p> <p>中国政府によるウイグル人への搾取、虐待、強制労働は大きな国際的問題であり、SDGsを遂行する上では見過ごす事はできません。</p> <p>日本のUNIQLOも新疆ウイグル自治区での製造が疑われ、国際的批判を受け不買運動が起きるなど、大きなニュースになりました。</p> <p>ソーラーパネルの世界シェアの約4割は中国企業が独占し、そのメイン工場は新疆ウイグル自治区にあると言われています。この問題を重視したEUは、中国製ソーラーパネルの輸入制限処置、アメリカは輸入禁止処置にしました。</p> <p>万が一にも、当該事業で新疆ウイグル自治区で製造された中国製パネル等が使われるのであれば、SDGsが掲げる17目標の多くに反するばかりでなく、日本の人権意識の低さが問われます。断固許されるものではありません！</p> <p>当該事業者には事業で使用するソーラーパネル及び、設置に必要な機材の“輸入国、製造元”の開示を求めます。</p>	事業計画
	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>破損や故障したパネル等の処理、20年後に発電終了となった後のパネル等設置予定機材の処理については事業者が責任をもって関係法令に従い撤去致します。</p>	<p>●時期尚早</p> <p>9月中旬のNHKニュースでも太陽光発電が特集され、その中で「日本製」の柔軟軽量コンパクトなソーラーパネルが開発中と紹介されていました。</p> <p>又、フランスではウランを使わない核融合エネルギーの研究が進められているとも聞き及びます。持続可能な再生エネルギー開発は、まだ始まったばかりです。日本の優れた技術をもってすれば、それほど遠くない将来、このような広大な敷地や森林伐採等環境への負荷を掛けない、機能的、合理性、利便性に富んだ様々な「持続可能なエネルギー」が開発されるのではないのでしょうか？</p> <p>今は目の前の“?疑似餌”に飛びつかず、何が本当の「持続可能な再生エネルギー」なのか、しっかり見極める時だと考えます。</p> <p>真摯にSDGsを掲げるのであれば、乱暴な当該事業を押し進める事は「絵に描いた餅」、正に本末転倒です！</p> <p>又昨年、伊豆市長に面談した際、既に全国の市長会議でも、日本のあちこちで放棄された太陽光発電所の後始末が問題になっているとお聞きしました。</p> <p>破損や故障したパネル等の処理、20年後に発電終了となった後のパネル等設置予定機材の処理についても、事業開始前に責任所在を明確にするよう求めます。</p> <p>当該事業のような安易な乱開発を進める事は、20年を待たず「負の遺産」を生み出し、真摯にSDGsに取り組む方々を愚弄し、再生可能エネルギーの将来に疑念を抱かせる事になると危惧します。</p>	事業計画
	<p>ご意見ありがとうございます。コロナ禍の状況もあり、説明会を開催出来ないことから区長様とご相談の上で説明資料の配布にて周知させて頂いた区も御座いました。</p> <p>ご理解を得て工事が着工出来る様、説明を重ねて参りたいと存じます。</p>	<p>●「意見書」に関して</p> <p>2020年8月の、当該事業者による突然の「メガソーラー発電事業説明会」以来、2021/9月まで3回の「説明(?)会」を行いました。いずれも内容は「会社概要、(不確実な)事業概要、(未定な)工事概要」の一方的「会社案内並」説明だけです。大義名分であるSDGsを踏まえた上での、当該事業開発の合理性、整合性については、一言の説明もなく、私達からの具体的な質問に対しても「お話しはお聞きしました。持帰り検討致します」と曖昧な対応に終始、双方の理解を深める説明会とはほど遠いものでした。これは、静岡県条例や伊豆市長の意見書でも再三提言されている「近隣住民への丁寧な説明義務」を果たしているとは言えません。</p> <p>環境アセスメントを実施する前に、先ず、当初の事業計画時点に立ち戻って、当該事業のどこがSDGs目標に適ったものなのか?明確に説明していただきたい。その責任があると考えます。また、当該事業に関係、影響を受ける地元区「元村」「城」はじめ、下水流域住民の方々には、昨年一度の各区長への「説明」以来、変更した事業内容での説明をしていません。近隣住民への「丁寧な説明」をせずして、開発事業を進めるための環境アセスメントを実施すること自体に異議を申し立てたいと思います。?言わずもがな「丁寧な説明」とは、単に「口調」の丁寧さではありません。「正確でわかりやすく、正直な説明」が「丁寧」という事です!</p> <p>当該事業社及び関係者には、当該事業により影響が危惧される近隣住民への「丁寧な説明」を強く求めます。事業者は「これは、公告縦覧した環境アセスメント『方法書』への意見書であり、この意見は該当しない。故に回答する義務はない」と応えるかもしれませんが、それは詭弁と言えます。当該事業者は、これまでの間、一度も私たちの質問に対して「丁寧な」回答はしていないのですから、この「方法書」への意見を求めるのであれば、「環境アセスメントを実施すること自体に異議を申し立てる」とする当意見は妥当と考えます。</p>	事業計画
	<p>ご意見ありがとうございます。説明会においては、なるべくその後に話がかわらないよう、確定したものを提示させて頂きたくそのような回答となっております。また、誤記については誠に申し訳御座いません。まずは基本計画を基に方法書でご審議頂き、その結果及び調査予測結果を踏まえ、詳細設計を進め、回答出来る様設計を進めて参ります。</p>	<p>●そもそもこの「方法書」の基本になっている当該事業者の開発事業内容は、いつのものなのでしょう？</p> <p>今まで3回開かれた事業者の「説明(?)会」では、その都度、開発規模、工事内容等が変更されています。静岡県の環境アセスメント判定を受けての「方法書」であれば、3回目「説明(?)会」(2021/6)での内容に則したものと察せられます。</p> <p>直近(2021/9)「説明(?)会」内容も2回目からの変更箇所が多々あり(事前に質問書を提出してあったにも関わらず)質問に対して曖昧な弁明、事業者自ら「未定」を認める事案もあり、この「方法書」では合理性、整合性に疑問があります。「未定」な事業に対して環境アセスメント「方法書」が作れるのでしょうか？</p> <p>事業内容を決定後、改めて県の環境アセスメント評価を受け、それに則した「方法書」を改めて提出すべきと考えます。この「方法書」には、誤字や不可解な文章も目立ち、文字校正はもとより、客観的校閲、思慮、考察されたものとは思えません。市役所等で不特定多数の人々が閲覧できる、いわば公文書に準ずる「方法書」への事業者の真摯さを疑わざるを得ません。</p> <p>この粗雑さにも、事業者及び関係者の「丁寧さ」が問われます。</p>	事業計画
	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>前所有者の情報等企業情報等もございますので、説明会において回答させて頂いた内容に留めさせていただきます。</p>	<p>●当該事業の時系列に沿った詳細経過履歴を把握している人はいないのでしょうか？</p> <p>伊東市蒲田から伊豆市「伊豆スカイラインゴルフ場CC」への事業地変更、前所有者から取得した経緯と正確な年月日、諸手続き、諸認可を受けた正確な年月日…etcを、私達から毎回の「説明会」で質問されているにも関わらず、毎回、会場でゴタつくのはどういう事なのでしょうか？事業者自身が未だ、経緯を時系列で把握していない?あるいは説明すると不利な事でもあるのか?とすら思え、その対応に疑念を抱かざるを得ません。</p> <p>この経緯を明らかにする事は、当該事業の正当性を問う意味でも大変重要です。</p> <p>「オーナーの会共同代表」が、静岡県や伊豆市の関係 管轄各所出向き、問い合わせでも整合性のある納得できる回答は得られていません。</p> <p>当該事業者は、既に日本各地でソーラー発電事業を行っており、諸々手続きには熟知の事から、法や条例、ガイドライン等の隙をついたのではないかとすら疑われ、そこに瑕疵がないか、詳細に検証する必要があります。</p> <p>その意味でも、時系列に沿った正確、詳細な経緯の資料は重要です。</p> <p>当該事業者が「伊豆スカイラインCC」に於いてメガソーラー発電事業を始めるに至ったすべての経緯(前所有者が取得していた土地、権利の譲渡内容、年月日を含め、伊東市蒲田、伊豆スカイラインCCでのID取得等各申請年月日、認可年月日等含む)を、時系列に沿い正確な履歴にした資料の提出を求めます。</p>	事業計画

	<p>現地調査の範囲につきましては、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年）の対象事業実施区域から250m程度、「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成11年）の同区域から200m程度を参考に、約300mと調査範囲を拡張したものであります。ただし、猛禽類については、「チュウヒ保護の進め方」におけるハンティングエリアを参考に1.5km程度、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」にて、クマタカの非常巣期高利用域の半径約1.5kmを包含する範囲としています。これらのことから、調査範囲としては十分に確保しているものと考えております。</p> <p>生物調査では、原則として季節ごと（春季・夏季・秋季・冬季）に実施しますが、冬季に枯死する植物相、冬眠する動物相については冬季調査から除いております。</p> <p>専門家のプロフィールに関しては、個人情報保護法の関係により、当人からの承認を得た上で明確にするようにいたします。</p>	<p>●環境アセスメント調査、検証の数字の根拠</p> <p>方法書には、評価項目ごとに調査関係地域の範囲が提示されていますが、その数字の根拠はどこから出たもののでしょうか？</p> <p>例えば「動・植物、生態系」に関しての『影響が想定される範囲』を『300m程度』、調査期間は『春季、夏季、秋季、冬季?冬季に実施しない項目もある』とあり、調査年数も不明確ですが、この数字で示す調査範囲、期間で「動・植物、生態系」の何がわかって思っているのでしょうか？</p> <p>これで、当該事業の動・植物、生態系への環境アセスメントに「問題ない」とする専門家がいるとは思えません。</p> <p>当該事業者が「専門家」とする方々の氏名、研究実績等、を教えてください。</p>	動物
	<p>低周波音が動物に及ぼす影響として、以下の資料※にも記載されていますが、科学的根拠としては示されていないため、今後も文献収集に努めてまいります。</p> <p>※武田恵世（歯学博士、日本鳥学会員）氏講演会資料「シカ、イノシシ激増 土砂崩れ多発」</p> <p>本事業地であるゴルフ場自体が樹林伐採、地形改変、土壌の移動（掘削・盛土）等により本来の自然を破壊する大規模な開発が行われたことで、長い年月をかけて形成された地域本来の土壌環境が改変され、植生形成、動物の生息状況及び生態系が大きく変化した場所であります。</p> <p>よって、対象事業実施区域内において地域の潜在的な動植物、生態系の把握は難しいと考えております。</p> <p>現地調査の範囲につきましては、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年）の対象事業実施区域から250m程度、「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成11年）の同区域から200m程度を参考に、約300mと調査範囲を拡張したものであります。ただし、猛禽類については、「チュウヒ保護の進め方」におけるハンティングエリアを参考に1.5km程度、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」にて、クマタカの非常巣期高利用域の半径約1.5kmを包含する範囲としています。これらのことから、調査範囲としては十分に確保しているものと考えております。</p>	<p>●動・植物に関して</p> <p>動・植物は、人間より遙かに生息環境に敏感に影響を受けます。人間には聴こえない周波音や微妙な振動も動・植物にとっては生命に関わる問題です。</p> <p>一種類の虫が生息できなくなるだけで、ゆっくりながらも次々様々な動・植物の生態系に食物連鎖が起こり、崩れ、やがては人間にも悪影響が起こります。</p> <p>そういう事態を避ける為のSDGsではないのでしょうか？</p> <p>短期間(1年?)、狭い限定区域(300m)での事前調査だけではその生態系への影響を計り知る事は出来ません。SDGsを掲げるのであれば、尚更、環境への影響には敏感、センシティブであるべきです。せめて既にメガソーラー開発された土地での生態系調査データを集め、検証資料とする等して動植物の一生を抑えた調査、検証を求めます。</p>	動物
	<p>本事業地であるゴルフ場の整備自体が樹林伐採、地形改変、土壌の移動など本来の自然を破壊する大規模な開発であり、地域本来の土壌環境、植生、動植物の生育・生息状況、生態系が大きく変化した場所であります。今回、対象となる改変区域は、主にグリーンエリアで、芝地として様々な人為管理が行われた場所に太陽光パネルの設置を計画しております。よって、対象事業実施区域内において地域の潜在的な動植物、生態系の把握は難しいと考えております。</p> <p>人目に触れにくい生物調査につきましては、対象事業実施区域内及びその周囲を対象に哺乳類の小型哺乳類捕獲調査及び自動撮影調査、鳥類の夜間音声調査、昆虫類のベイトトラップ、ライトトラップ調査を実施いたします。各調査手法については以下のとおりです。</p> <p>1. 調査項目</p> <p>①哺乳類</p> <p>【小型哺乳類捕獲調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各調査地点にシャーマントラップを設置し、ネズミ類を捕獲します。 <p>【自動撮影調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 哺乳類がけもの道として利用されると想定される林道等に無人センサーカメラを設置し、動物の利用状況を撮影します。 <p>②鳥類</p> <p>【夜間任意調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ミソゴイ等の夜行性鳥類を対象に日没から日の出前後にかけて録音し、録音した鳴き声等から出現した種名等を記録します。 <p>③昆虫類</p> <p>【ベイトトラップ調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 徘徊性昆虫を対象に誘引餌を入れたプラスチックコップを地中に埋め、その中に落下した昆虫類を確保する。 <p>【ライトトラップ調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ブラックライトを用いた捕虫箱を設置し、夜行性の昆虫を誘引して捕獲する。 <p>2. 調査期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 春季、夏季、秋季 <p>3. 人数</p>	<p>●この地に多く生息する鹿、イノシシはもとより、多くの動物は夜間行動します。</p> <p>又、モグラやネズミ類、昆虫の幼虫等、土中生物が受ける微振動の影響は避けられないと思います。</p> <p>これら、ひと目に触れにくい生物調査はどのようにするのか？調査範囲、期間、人数、手法等具体的に明示して下さい。</p> <p>(因みに、夜間、フクロウ目と思われる鳥類の鳴き声は聴くもの、一度としてその姿を見たことはありません。天然記念物のヤマネの生息は確認していますが、半年近く冬眠する為、短期間での生態系調査は不可能だと思います)</p> <p>又、調査で捕獲した動物の、調査後の扱いを明確にしてください。生命体への責任ある行動を求めます。</p> <p>植物の種子の多くは、風や鳥によって運ばれます。環境が変わることによって、渡り鳥を始め鳥類の生態系が変われば、植生にも大きく影響します。それらを検証するのに、この方法書での範囲、期間での調査法では到底検証できると思えません。</p>	動物
	<p>本事業地であるゴルフ場自体が樹林伐採、地形改変、土壌の移動（掘削・盛土）等により本来の自然を破壊する大規模な開発が行われたことで、長い年月をかけて形成された地域本来の土壌環境が改変され、植生形成、動物の生息状況及び生態系が大きく変化した場所であります。</p> <p>よって、対象事業実施区域内において地域の潜在的な動植物、生態系の把握は難しいと考えております。</p>	<p>●コンクリート（アルカリ性）使用が酸性土壌に及ぼす影響？</p> <p>この地域は、元々酸性土壌と思われ、調整池造築で使用するコンクリートのアルカリ性が及ぼす影響に不安と危惧を覚えます。</p> <p>下流域には田畑もあり、その先には鮎釣りや観光源とする大見川や狩野川が流れています。水質への影響はないのでしょうか？</p> <p>中和する事で鉄筋が錆びやすくなるなどの指摘もありますが、調整池壁面の強度が弱体化する危険はないのでしょうか？</p> <p>専門家の見識と回答を求めます。</p> <p>また、動・植物は、長い長い年月を経て、その地質に合わせた進化、植生を遂げ生命を繋ぐものです。土壌質の変化が動植物に与える影響についても、精査な調査、検証を求めます。</p>	動物
	<p>静岡県環境影響評価条例 第52条に記載があるとおり、環境影響評価においては、災害に係る事象は適用範囲外とされており、環境影響評価の項目としては取り扱いませんが、土地の安定性などの予測評価は行う事としております。</p>	<p>●昨今の気候変動によるゲリラ豪雨、スーパー台風等の異常気象の脅威は、到底、人知の及ぶ事ではない事は、多くの犠牲者がその命と引き換えに証明しています。</p> <p>事故、災害が起こってから「想定外だった」の言い訳はもはや通用しません。当該事業を進めるのであれば、降雨量、風、地震、雷等「想定外を想定した対策」を提示してください。</p> <p>当該事業者は、ゴルフ場には無かった調整池を作る事で、あたかも「水害対策強化」するような説明でしたが、昨今の線状降水帯がもたらす豪雨の体験からは、今後の安心を担保できるものではありません。逆に、オーバーフローや崩壊した場合を想定し、不安を覚えます。</p> <p>この方法書からは、近隣住民の「安心、安全」への確証を得る事はできません。</p>	災害
	<p>ご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。</p>	<p>●2021/6/1に開かれた当該事業者による「説明会」では、「対象事業実施区域」が増え、そこは「残存緑地」とされています。</p> <p>「残存緑地」とするなら、別荘地と隣接するゴルフコース8番、9番ホールを残すのが妥当ではないでしょうか？これは、単に10万枚のソーラーパネルを設置するために「開発区域は敷地面積の75%まで」という要綱への苦肉の対抗策、としか思えません。</p> <p>「伊豆スカイラインCC アウトコース」の土地面積に不合理な10万枚という数字も、当該事業者が得ようとする利益から逆算した数字であり、環境への影響等を配慮した数字ではない事は明白です。</p> <p>事業者が、誠実に再生可能エネルギーを考えるなら、この数字が出てくる事はあり得ません。再度、事業計画を見直し、開発許可申請を考え直すべき！と考えます。</p>	事業計画
	<p>景観の予測においては、可視・不可視の判断ではなく見え方等を踏まえた予測評価を行います。</p>	<p>●「景観」は“美意識”に基づくものです。「見える、見えない」だけで判断するのではなく、誰かが所有するものではないと考えます。</p> <p>伊豆半島は、雲峰富士山はもとより、両サイドを駿河湾、相模湾の豊かな海に囲まれながらの柔らかな山並、四季折々の里山風景と、この狭く急峻な半島だからこそ「表情豊かな日本の景色」が觀賞できる稀有な半島です。この「景観」こそが、世界から観光客を呼ぶことのできる最大の観光資源だと思います。</p> <p>この「方法書」上での、限られた時間、季節での数力所からの目視検証では、美意識の欠落した『見える見えない』だけの検証になり「景観」への検証とは言えません！</p> <p>伊豆半島全体が望め、ジオパーク認定されジオサイトにもなっている巢雲山等、地元民や愛好家の意見を反映させた調査拠点を増やし、四季を通じた長期視点での調査をすべきと考えます。景観に関係する懸念事項がある限り、周辺に生息する動・植物に無関係なことなどあり得ません！環境の変化に影響を受けない動・植物はありません！</p>	景観
	<p>パワーコンディショナーが発する音の影響については、音の伝搬計算によって周辺地域への影響度合いを数値的に予測することができます。よって、当該機器14基は、騒音の予測計算の結果を勘案しながら、周囲の住宅地への影響が極力小さくなるように検討して参ります。</p>	<p>●当該メガソーラー開発事業地に隣接し、私達が居住する別荘地は“静寂”を最重要視した移住オーナーが多く、それこそを“ストレスな価値”と考えています。</p> <p>当該事業により“静寂”が阻害される事は、その価値が奪われるも同然であり、到底、容認することはできません。</p> <p>24時間365日続くパワーコンディショナー等が発する機械音、振動の心身への悪影響。長期に渡る微弱な機械音がヒトに与えるストレスは、既に多く研究、検証されています。</p> <p>当該事業者は、未だ、14機のパワーコンディショナーの設置位置を未定としていますが、設定場所所未定の方法書では、環境への影響に関して、不安と危惧を表明するしかできません。</p> <p>設置場所を明確にしてから、環境アセスメント評価を再申請すべきと考えます。</p>	騒音

	<p>ご意見ありがとうございます。 担当者として責任を持って回答、対応出来る様進めて参ります。</p>	<p>●当該事業者の（株）ブルーキャピタルマネージメントの太陽光発電開発事業は、ここ伊豆市だけでなく関連する伊東市、函南町始め、複数他県でも地域住民による建設反対運動が起きており、各メディアにも複数回取り上げられています。 にも関わらず、同社の代表取締役会長兼社長である原田秀雄氏は、一度たりとも説明会に姿を見せず、その顔さえわかりません。 何ら決定権を持たない担当役員、社員及び関係会社FTJ、日本気象協会、神奈川調査設計のスタッフに説明義務を負わせっ放しの結果、「説明会」の場は無駄な時間の浪費に終わっています。 全てに決定権を持つ責任者である原田氏が自らの口で説明しないのは、SDGsを掲げ、政府の援助金を受ける民間企業として、その姿勢に疑念と憤りを覚えます。 「丁寧な説明」をすべき地域住民の前に原田氏本人が顔を見せ、その口から私たちの質問、要望に対し「説明と回答」を求めます。</p>	事業計画
66	<p>ご意見ありがとうございます。 事業地は開発されたゴルフ場を利用し実施致しますので、伐採面積及び造成面積を最小限に抑えられ、南向きの斜面が多く、太陽光発電に適していると判断致しました。</p>	<p>・ゴルフ場の立木を伐採し10万枚のパネルを設置する計画ですが、平坦地が少なく日照時間も少ない場所が多くあり、適地としては相応しくありません。</p>	事業計画
	<p>10万枚の太陽光発電パネルの面積は小さくはありませんが、周囲の緑地などの面積に比べると小さく、太陽光線の大半は太陽光発電パネルに反射して地面や空気を温めることなく上空に戻るため、周囲の気温上昇に寄与することはないと考えています。</p>	<p>・30haの事業予定地に10万枚のパネルを設置するとほとんどの部分のパネルが張りめぐらされ、これによる気温の上昇は必須と考えられます。気温上昇による周辺の住民、動植物への影響について年間を通じて詳細に調査・予測・評価をすべきです。悪影響が予測されるならば事業を撤退すべきです。</p>	気象
	<p>太陽光発電パネルの景観への影響については、別荘地も含めて主要な眺望点からの景観への影響をフォトオンタージュを作成して、景観への影響が最少となるよう検討します。また、パワーコンディショナーの騒音については、騒音の伝播計算により周囲への影響を予測し、別荘地などへの騒音影響が大きくなるならないよう事業計画を策定します。</p>	<p>・事業地は、周辺住宅地の玄関口であり10万枚に及ぶパネルの設置は居住者、別荘を利用する者、貸別荘利用者にとって景観を損なうことになりパネル等施設は避けるべきです。また、パワーコンディショナーによる稼働音は別荘地としての快適な環境を踏みにじるものです。パワーコンディショナによる騒音の影響を調査、予測、評価し現在の静かな環境を壊さないでほしい。</p>	騒音
	<p>太陽光パネルからの反射光の影響は太陽高度の低い時期（落葉期）における影響が最も大きいと考えられることから、落葉期の調査を行いその影響を予測・評価することで影響の程度を把握できると考えております。また予測においては、太陽高度の変化を勘案し、夏至・冬至などの時期における予測を行い影響の程度を予測し、評価することを検討します。</p>	<p>・周辺の住宅地は、事業地の南側に位置しています。パネルの反射光線については、季節による太陽の位置の変化があるので1回の調査だけでなく、最低でも朝・昼・夕の3回の調査を月1回行い、1年間の継続した調査、予測、評価をすることは必須の案件です。</p>	反射光
	<p>別荘地で使用されている地下水につきましては、工事前、工事中、供用時に水質調査を実施し、その結果を施設管理者に報告いたします。なお、飲料水水質につきましては、個人情報に該当いたしますので、公開図書への記載ができないことをご承知お願います。なお、飲料水確保に関して、本事業の実施が原因であることが明確な場合は、しかるべき措置を取らせていただきます。</p>	<p>・調整池Cの排水ルートに本別荘地の井戸施設があり、台風、大雨の影響で井戸施設が機能停止となり飲料水の確保が困難になる恐れが想定されるので、水質調査等影響する恐れがある調査項目すべてを対象とした環境影響評価を行い、影響が予測できる場合は機能補償をすべきです。</p>	水
67	<p>計画施設はすでに整地されたゴルフ場を再利用する計画であり、大量の盛土や残土処理が発生することはありませんので、ご懸念には及ばないものと考えております。しかしながら、行政機関とも相談しながら土砂災害などの原因とならない事業計画とする所存です。</p>	<p>伊豆山の惨状の原因にもなった盛土、残土処理等造成には多くの問題あり、この問題解決無くしては進展なし。容認できません。</p>	残土

68	変更申請の提出は2019年8月28日に行っており、認定を受けたのは2020年1月8日となります。第2種事業届は静岡県条例に基づくものであり、事業を実施しようとする者が届出るものであるという認識の上で届出をいたしました。	122 2021年9月18日の本事業者本方法書説明会で、本事業者は「FIT法に基づく伊豆市上白岩事業地の変更認定日は2020年1月8日」と答弁した。本事業のFIT法に基づく当初事業認定日は2014年3月31日であるが、その後、2019年12月9日、静岡県知事に対し、県条例に基づく第2種事業届を提出し、環境影響評価の手続きを開始した。FIT法に基づく変更認定日以前に第2種事業届を提出し、環境影響評価の手続きを履行できる法的根拠を明示された。	事業計画
	ゴルフ場の利用と目的としていたかにつきましては、開発当時の資料が少なく詳細は分かり兼ねますが、該当の土地は、ゴルフ場運営会社が所有していた土地となります。	123 2021年9月18日の本事業者本方法書説明会で、本事業者は「事業区域拡大の土地として、伊豆市白岩2071-1141（約2ha）及び事業用地として登録していた土地を拡大（約2.3ha）した」と説明（変電所、送電線経路、サイトAを除く）しているが、拡大するために編入した土地は、伊豆スカイラインC.Cのゴルフを目的として認定されていた土地なのか否かについて、根拠となる資料に基づく説明を求める。	事業計画
	ご指摘の「修善寺虹の郷」については今後の事業計画を勘案し、必要に応じて調査地点として追加することを検討いたします。	124 52の意見で、「本方法書では、6か所の主要な眺望点を認定しているが、本事業地区は伊豆半島のほぼ中央に位置し、広範囲の場所から視認できる。『不特定かつ多数の利用がある地点を設定した』ということであれば、『ラフォーレ修善寺』『伊豆国際カントリークラブ』『伊豆垂山カントリークラブ』も加えて設定し、調査・予測・評価をすべきである。」と、主要な眺望点を加えるよう求めたが、この眺望点に「修善寺虹の郷」も加えるべきである。 「修善寺虹の郷」のコントラングート及び駐車場、みはらしの丘付近、四季街道（ロムニー鉄道沿道）等「修善寺虹の郷」の要所から、伊豆スカイラインC.Cが視認できる。 「修善寺虹の郷」は、伊豆市最大の園地で、自然林も多く、市民の憩いの場であるばかりか、県内や県外からの観光客も多く来園し、全国的な観光地にもなっている。 このような自然豊かな園地、観光地となっている「修善寺虹の郷」の要所から、太陽光パネル10万枚が張り巡らされた景観を享受する市民、国民は存在しないはずだ。 「修善寺虹の郷」を主要な眺望点と認定し、メガソーラーの設置で少しでも景観を損なうことが判明した場合は、取止めるべきである。	景観
	ご指摘のとおり当該凡例の趣旨は尊重すべきと考えていますので、ゴルフ場に隣接する別荘地内で太陽光パネルから近い地点を景観調査地点に選定し景観に及ぼす影響を調査・予測して、その結果は準備書の説明会でご説明します。	125 本事業地は伊豆スカイライン別荘地の玄関口に面しているが、当該地及び周辺の住宅地からは富士山、愛鷹山、南アルプス等の山並み、駿河湾等も見渡せ、別荘地としての良好な景観を享受できる貴重な場所となっている。 しかし、玄関口の道路一つ挟んだ向かい側に10万枚に及ぶメガソーラーが設置されれば、住民、別荘を利用する者等から、自然豊かで良好な景観を奪うことになる。 最高裁2006年3月判決では「良好な景観に近接する地区内に居住しその恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（以下「景観利益」という。）は、法律上保護に値するものと解するのが相当である」と判示している。 この判例を踏まえれば、10万枚に及ぶメガソーラーの設置による別荘地への景観に与える影響は明白であり、別荘地から視認できる場所を主要な眺望点として認定し、10万枚に及ぶメガソーラー設置前の「景観利益」を享受できない場合はメガソーラー等施設の設置は取止めるべきである。	景観
	修正の資料をありがとうございます。修正内容について承知いたしました。	追記「（仮称）伊豆スカイラインC.C. 発電所建設事業環境影響評価方法書に対する意見(2021年9月27日付、伊豆スカイライン別荘地オーナーの会共同代表)」について、修正する部分が確認されたので、下記修正表により修正する	その他
69	ご指摘の通り伊豆スカイラインの通行に本計画施設建設に係わる工事が及ぼす影響は懸念されるため、「人と自然とのふれあい活動の場」の項目で影響低減の対策を検討します。	主として、第4章 対策事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の記述内容について意見を述べます。 1 表4. 1-5環境影響評価の項目として選定しない理由の「その他」「地域交通」の項「環境影響評価項目として選定しない理由」の欄の記述が不明確であるので、明確にされたい。 なお、伊豆スカイラインは、観光道路であり、季節によって交通量が大幅に変動するので、工事の実施に当たってはその影響に配慮されたい。	人触れ
	第2章の「a. 大気質(a)粉じん等【工事用資材等の搬入】」に示された対策は、現事業計画に基づいて事業者が粉じん等に対する保全措置として検討しているもので、表4. 2-2 (1)及び(2)の「調査の基本的な手法」、「予測の基本的な手法」、「評価の手法」は、準備書作成に当たり「調査」「予測」「評価」を行う際の手法を記載しております。なお、予測評価に当たっては、保全措置を考慮した結果をお示しします。	2 第2章対象事業の目的及び内容の「2.2対象事業の内容」「2.2.6対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの」の「3.その他の事項」の「(10)環境保全計画①工事の実施における環境保全措置の検討」の「a. 大気質(a)粉じん等【工事用資材等の搬入】」に示された対策と、表4. 2-2 (1)及び(2)調査、予測及び評価の手法（大気環境）の「工事用資材等の搬入」の項「調査、予測及び評価の手法」の欄の記述内容の関係が不明であるので、分かりやすく整理されたい。	図書
	方法書では多くの不特定の人が景観を楽しむ地点から景観調査地点を選定しているが、ご指摘の区間における内巢雲山駐車場付近において現地踏査を行い調査地点として追加することを検討します。	3 表4. 2-2 (42)景観調査地点の設定根拠において調査地点を限定しているが、伊豆スカイラインは、国立公園地帯を走るドライブウェイで、四季を通じて眺望の素晴らしさは他に類を見ないものがある。特に巢雲山周辺から伊豆スカイラインカントリー倶楽部入口までの道路上からは、富士山や田方平野等を一望でき、多くの観光客がその景観を楽しんでいる。 伊豆スカイライン全体が眺望点であり、駐車場からの景観だけでなく走行中の車窓からの景観にも配慮した事業計画を検討するため、道路上からの眺望についても調査地点と同様の影響評価をし、影響が懸念される場合は、必要な対策を講じられたい。	景観

	<p>ドライバーへの反射光の影響に懸念をお持ちの方がいることを踏まえ、太陽と本計画施設と伊豆スカイラインとの位置関係を調査し必要に応じて対策を検討します。</p>	<p>4 表4.2-2(48)調査、予測及び評価の手法(その他の環境)は反射光を対象としているが、影響があるエリアには、伊豆スカイラインが含まれている。</p> <p>伊豆スカイラインへの反射光の影響について調査、予測及び評価を行うかが明確でないが、伊豆スカイラインは、起伏やカーブも多く、関東屈指のワインディングロードとして雄大な自然の中を走り抜ける爽快な走り心地を楽しめる道路として、ライダーからも人気のある道路である。一方、普段から交通事故が多発している道路でもある。このため、伊豆スカイラインへの反射光をシミュレーションし、伊豆スカイラインを走行する車両の運転者が反射光の影響を受けないかを調査し、影響が懸念される場合は、必要な対策を講じられたい。</p>	反射光
70			
71			
72	<p>再生エネルギーの開発において、開発済みの場所を使用することは新たに山林を切り開くよりも環境影響が少なく、対象事業実施区域は適地であると考えています。</p> <p>事業実施に伴い設置する防災調整池の容量については、当該事業地から流出する雨量は、50年に一度の豪雨時においても「通常起きうる降雨」に対する量まで縮小するように調整池を経由する計画としております。</p> <p>残土処理は、対象事業実施区域内に薄く敷き詰める計画としております。この場所は転圧を行う、または芝生による養生を行い、濁水の発生を抑制します。また、発生した濁水については、防災調整池内に設置した沈砂池で濃度緩和し他の地放流し、下流域に与える影響を回避または低減させる計画です。</p> <p>化石燃料等の資源が少ない日本において、太陽光発電によって電力を確保することは重要です。日常生活、医療活動において電力は必要不可欠なものです。ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	<p>・太陽光発電施設としては、まず適地ではない。</p> <p>・開発により大量の雨水等が現在の河川に流れ込む恐れがある為かなり大掛かりな砂防ダム等を作らなければいけない。</p> <p>・残土処理は、確実に下流域に影響を与えないような大規模な施設設備をしなければいけない。</p> <p>・現在の自然環境を変えてまで、行う事業ではない。</p> <p>・色々考慮しても、計画している太陽光発電事業は、撤退すべきである。</p>	水
73	<p>森林の保水力は400mm/h以上であり、それは伐採跡地であってもその場相を踏み固めない限り150mm/h以上です。網代における10年確率雨量は55.0mm/hであり、事業の実施において設置する防災調整池の容量については、当該事業地から流出する雨量は、50年に一度の豪雨時においても「通常起きうる降雨」に対する量まで縮小するように調整池を経由する計画としております。</p>	①ゴルフ場内および周辺の立木の伐採により雨水の保水問題が出る可能性があるので対策を調査すべきである	水
	<p>調整池の残土については、事業実施区域内に薄く敷き詰める計画としておりますが、敷き詰めた後は転圧を行い、その後芝生による養生を計画しており、土石流が発生することはないと判断しております。</p>	②盛土の件は熱海の土石流を見ても明らかであるので計画の変更をするべきである	事業計画
	<p>本計画施設において、パネルの殆どは国立公園外に設置する計画としております。</p>	③国立公園内に10万枚のパネル設置は景観をそこなうので計画の中止を求める	景観
	<p>ご意見ありがとうございます。通勤車両等を考慮し念の為調査範囲として入れさせて頂きました。大型車両の通行は伊豆スカイラインを基本としております。</p>	④城入口よりの市道は狭く車両のすれちがいが出来ない場所が多く、工事車両の通行には無理があるので他のルートにすべきである	事業計画
	<p>事業で使用する太陽光パネルは、粉砕されても有害物質の溶出が無いことを事前に確認しております。太陽光パネルに降った雨は、一部は谷部に設置した水路を流れて調整池に流入しますが、大部分は周辺の草地に浸透します。また、本事業実施において設置する防災調整池は、降雨時における周辺河川の最大流量を抑制することができます。よって、雨水が一気に河川に流入することはないと考えています。</p>	⑤10万枚のパネル設置する事により雨水が1期に流れ下流の河川の水質、水量等の変化により、水田等の作付に問題が出る可能性があるため調査すべきである	水
74	<p>太陽光パネルに降った雨は、一部は谷部に設置した水路を流れて調整池に流入しますが、大部分は周辺の草地に浸透します。よって、雨水処理については現計画で問題ないと判断しております。</p>	ゴルフ場なので起伏があるので、切土、盛土で平面に近い状態にするとと思われる。雨水処理など問題になる調査をして対応して欲しい。	水

	<p>ご指摘の「中伊豆ワイナリーヒルズ」については今後の事業計画を勘案し、必要に応じて調査地点として追加することを検討いたします。また、準備書段階では、別図が重ならないように作図したものをお示しします。</p>	<p>ニューライフ区では、4年前（平成29年）に、区内空き地が太陽光発電の実験として太陽光発電業者に売却されそうになった際、市役所へ緊急要望書を提出し、事業者に住民説明会の開催を求め、その後「ニューライフ区では、野立てのメガソーラーは認めない」という方針を平成29年9月30日の臨時総会で決定しております。</p> <p>この決定に基づき、今回、白岩のメガソーラー建設に関して役員会を開き、「事業者へ環境影響評価方法の変更と調査範囲の拡大」「事業者の白岩地区、中伊豆地区、下流域周辺集落や農業、漁業関係者、住民への説明会開催」を求め、伊豆市ニューライフ自治会として意見書を提出することを決定致しました。関係地域の範囲植物、動物、生態系は区域から300m程度、騒音・振動、水質は区域から200m程度、景観は2000m程度について</p> <p>1. 中伊豆ワイナリーヒルズも景観調査地点とすべきと考えます。環境影響評価方法書P233表4.2-2 (42) 最観調査地点の設定根拠は「ジオポイントをはじめ、不特定かつ多数の利用がある地点であることから設定した」ということで、調査地点に、葛城山、城山、伊豆スカイライン巢雲山駐車場、巢雲山、六仙の里公園、達磨山が上げられています。この元になったデータはP94の「(1)主要な眺望点の分布及び概要」だと思われる。そこには「文献その他の資料調査を踏まえ、以下の条件を勘案し抽出した。・公的なHPや観光パンフレット等に掲載されている情報であること。・不特定かつ多数の利用がある地点または眺望利用の可能性のある地点であること」とあります。そして参考資料として「伊豆市観光情報サイト」（伊豆市HP閲覧：令和3年1月）、「伊豆・伊東観光ガイド」（伊東市HP閲覧：令和3年1月）、「伊豆の国市観光情報」（伊豆の国市HP閲覧：令和3年1月）、「伊豆半島ジオパーク」（伊豆半島ジオパーク推進協会HP、閲覧：令和3年1月）があげられています。</p> <p>P234 図4.2-6景観の調査位置では、葛城山、城山、巢雲山、六仙の里公園が表示されています。この図の上和田と下白岩辺りは紫色で塗られ、ソーラーパネルの可視領域として示されています。</p> <p>しかしながらP241図4.2-8 反射光調査範囲では、地図左側のニューライフ区があるはずの場所に別図（変電所）が配置され、ソーラーパネルの可視領域（ピンク色）の有無が判別できないようになっております。ニューライフ区と中伊豆ワイナリーは可視領域に含まれている可能性がありますので、図4.2-8反射光の調査範囲の別図（変電所）が入っていないものをお示しください。</p> <p>ニューライフ地区には300戸程の住宅があり、その内の120戸程度が常住です。中伊豆（白岩地区）を代表する観光施設の中伊豆ワイナリーヒルズ（賛助会員）もあります。数年前に伊豆スカイラインCCに新社長が就任した際は、社長自ら中伊豆ワイナリーヒルズに挨拶にお見えになったと伺っております。以前は同じ地域の事業者として挨拶にお越しになったにもかかわらず、今回の太陽光発電所計画については、「今まで連絡がない」と伺っております。こうしたことから、自治会としては「できるだけ知られずに済ませたい」という意図を感じております。</p> <p>中伊豆ワイナリーヒルズは、ワイナリー、乗馬施設、結婚式場、ホテル、野球場、プール、サッカー場、テニス場等があり、コロナ以前は観光客が大勢訪れていた人気の場所です。ドラマのロケ地としても利用されており、富士山を望む眺望やドローンで空撮した広々とした西洋風の画像は様々な出版物で見かけることができます。</p> <p>「伊豆市観光情報サイト」（伊豆市HP閲覧：令和3年10月）からダウンロードできる各種観光パンフレットの中には中伊豆ワイナリーヒルズ自身のものもありまし、各種観光パンフレットの「中伊豆観光マップ」や「伊豆市ガイドブック」の中伊豆の頁にも中伊豆ワイナリーヒルズが掲載されております。</p>	<p>事業計画</p>
75	<p>現地調査の範囲につきましては、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年）の対象事業実施区域から250m程度、「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成11年）の同区域から200m程度を参考に、約300mと調査範囲を拡張したものであります。ただし、猛禽類については、「チュウヒ保護の進め方」におけるハンティングエリアを参考に1.5km程度、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」にて、クマタカの非営業期高利用域の半径約1.5kmを包含する範囲としています。これらのことから、調査範囲としては十分に確保しているものと考えております。</p> <p>・太陽光発電の設置場所は、ゴルフ場の跡地であり、ゴルフ場の周囲にはイノシシ、シカの防止ネットが周囲に設置され、侵入防止の管理体制を構築しております。また、シカ、イノシシ等の野生生物の増加は、近年の社会情勢による影響が大きく、ゴルフ場内での太陽光発電所を設置と事業区域周辺でのシカ、イノシシによる被害とは、相関関係がないものと考えられます。</p>	<p>2.関係地域の範囲 植物、動物、生態系調査の300mは狭すぎると考えます。調査範囲の拡大を求めます。</p> <p>伊豆スカイライン別荘地では、シカ・イノシシ等による被害が恒常化しているようですが、イノシシやシカの行動範囲から、太陽光発電所の建設が始まれば当然ニューライフ区を始め他地区へ来ることになります。当地区でもシカ・イノシシは頻りに目撃されており、特に被害が多く聞かれた令和元年には、8月に地区で伊豆市役所農林水産課から講師をお招きし、集落ぐるみで取り組むシカ・イノシシ対策勉強会を開催したこともあり、周辺地区の開発は他人事では済まされない状況となっております。</p> <p>それに加え、ニューライフでは4年前に猿が現れ家屋内から食べ物を取り去ったことがありました。市役所によると、猿は人間の赤ん坊に危害を加えたり、連れ去ってしまったりすることから、目撃情報があれば防災無線で知らせることになっており、その時も実際、防災無線で放送されました。この観点から言っても、環境影響評価の動物の300mは範囲が狭過ぎると考えます。調査範囲の拡大を求めます。</p> <p>樹木伐採・伐根の場所及び規模において、事業者は約6.6ヘクタール（東京ドームは1個 約5ヘクター）の樹木伐採を行い、36.86ヘクタールに10万枚のパネルを設置すること。調整池だけで発生する土砂(3.8万?)は事業地内に盛土(3.8万?)は熱海の土砂崩れの業者が事前に県へ申告していた土の量に匹敵する)するということについて。</p> <p>他のメガソーラーと比べて約1/2の面積にパネルを密集させ10万枚を設置するとの計画ですが、設備の重量がどれだけ土地の負担になるのか懸念されます。完成後、年数が経つとやがて台風や大雨、暴風、地震の際に崩れ落ちる等の可能性が考えられます。</p> <p>以下、当地区の令和元年の二つの台風の被害を記します。</p> <p>令和元年房総半島台風(2019年台風15号9月5日に発生。関東地方に上陸したものとしては観測史上最強クラスの勢力で、9日に上陸し千葉県を中心に甚大な被害を出した)では、白岩のニューライフ区へ向かう道路でも大規模な土砂崩れが発生しました。（資料I、3参照）</p> <p>道路は寸断され、電柱が倒れて電線が切れたことで、停電が起き、水を上げているポンプが止まったことで断水となり、翌日まで丸一日断水が続き給水車が水を配給する事態となりました。</p> <p>その他にも、ニューライフ区内の街路樹の太い桜の木が根元から折れ、溜池の近くの管理会社の敷地内で崖崩れが発生しました。（資料I、4参照）同日、上和田地区でも崖崩れが発生していたそうです。まだ台風被害の爪痕が生々しい翌月、令和元年東日本台風(2019年台風19号10月12日に伊豆半島に上陸)が伊豆を直撃して進んできました。予想では狩野川台風並みと言われており、段々近づくとつれ強くなっていく雨に、災害を予感し緊張が走りましたが、伊豆市が台風の目に入ったことで、雨が弱まり狩野川は洪水に至らずに済みました。ニューライフでも大きな被害はなかったものの、道路脇の杉の太木が倒れ電線に引っかかっていた、ということがございました。</p> <p>この二つの台風で、倉庫の屋根が飛んで電線が切れてしまった、駐車場の屋根がどこかへ飛んで行って無くなってしまったということもございました。</p> <p>ニューライフへ向う道路脇と、ニューライフ区内で起きた土砂崩れの場所は、どちらもハザードマップの七砂災害警戒区域には入っておりません。（資料1、2参照）</p> <p>ニューライフ区は標高280mで、伊豆スカイラインCCはさらに高い標高573.5m。谷を挟んで向かい側にあるので、気象が似ている場所だと思われれます。ニューライフで起きたことは伊豆スカイラインCCでも充分起こり得ると思われれます。</p> <p>伊豆スカイラインCCは吹きさらして風が強い場所と伺っております。ニューライフで駐車場の屋根が何処かへ飛んで行ってしまいうので、伊豆スカイラインCCで2m×1mのパネルが飛散する可能性は十分に考えられます。そういった可能性を、経年劣化を含めて 防災の観点から調査し割り出していきたいと思えます。</p> <p>今後、益々温暖化が進み、大型の台風が次々来るようになれば、狩野川台風を超える台風がこないとも限りません。</p> <p>狩野川台風の際には、狩野川上流部の山地一帯で鉄砲水や土石流が集中的に発生。天城山系一体では、1200箇所の山腹、溪岸崩壊が発生。旧中伊豆町の筏場地区においては激しい水流により山が二つに割れたほどであったと聞いています。筏場の材木が流れ出て被害を大きくしたように、今度は10万枚のパネルや資材が流出し、湖を作った後にダム崩壊現象を起こしてさらに大規模な洪水となるのではないかと。元村区の奥の土地が、熱海の土石流の被害のようになる可能性はないのか、防災の観点から調査することを求めます。</p>	<p>動物</p>

	<p>ご意見ありがとうございます。 説明会の開催につきましては、本事業による排水の影響が大きい下流域区を中心に影響各区の区長様にご相談させて頂き実施して参りました。 貴重なご意見誠にありがとうございます。検討させていただきます。</p>	<p>環境影響評価方法書の項目には含まれない不安への対応について</p> <p>貴社は、全国でメガソーラーを建設しておられますが、その半数ほどを完成後、他社に売却済と伺っております。このメガソーラーも売却となる可能性が考えられます。そうなれば施設が老朽化する約20年後には、誰が所有者になるかわからなくなり、そのまま放置され、劣化して有害物質（鉛、セレン、カドミウム）が溶け出した場合、西川→年 川→大見川→狩野川→駿河湾まで広範囲にわたり影響が出るのが考えられます。土壌の汚染や河川の水質の悪化は田畑、魚に影響し、食物連鎖により、人体へ影響する可能性があると思われます。事業者の供託金が制度化されるのは2年先で、今のままでは施設が放置された場合、誰が片付けるのかで責任をなすり付け合い、子供達の世代に負の遺産として残る可能性があります。（資料4-2参照）結果として里山の原風景が壊れ、移住の阻害や更なる人口減少を招く恐れも考えられます。</p> <p>以上の不安に対応していただくため、白岩地区、中伊豆地区、下流域周辺集落や、農業・漁業関係者、住民への説明会開催を求めます。</p>	<p>事業計画</p>
--	--	--	-------------